





福山市 こども計画

(第2期福山市ネウボラ事業計画)

2025年度 ▶ 2029年度



2025年(令和7年)3月

福山市

はじめに



本市では、2017年（平成29年）に「福山ネウボラ」を創設し、ネウボラ相談窓口「あのね」を中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってきました。

全国的に少子化が進行する中、地域とのつながりの希薄化や核家族化、児童虐待に関する相談や小中学校の不登校の児童・生徒数の増加、ヤングケアラーの顕在化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、2023年（令和5年）4月に「こども基本法」を制定して、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを明らかにしました。そして、同年12月には、こども施策の基本的な方針を盛り込んだ「こども大綱」を策定しました。

本市でも、「福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）」を取りまとめ、少子化対策のほか、新たに設置するネウボラセンターを核としたこども・若者、子育て家庭への総合的支援策、教育・保育サービスなどを官民一体となって推進していくこととしました。福山ネウボラの更なる強化に向け、「地域みんなでつくる すべてのこども・若者の未来が輝き子育て家庭の希望が実現できる こどもまんなかのまち ふくやま」の実現に全力で取り組んでまいります。

本計画の策定に当たっては、こども・若者、子育て家庭へのアンケート調査やヒアリング調査により多くの皆様から御意見をいただくとともに、こども未来づくり100人委員会においても議論を重ねるなど、市民の皆様の声をしっかり反映することに心がけました。

結びに当たり、福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様を始め、貴重な御意見をいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

2025年（令和7年）3月

福山市長 枝広 直幹

— 目 次 —

第1章	計画策定に当たって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の法的根拠と位置づけ	1
第3節	計画策定の経過	3
第2章	こども・若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題	7
第1節	全国の動向	7
第2節	福山市の状況	15
第3節	ニーズ調査等の結果の概要	41
第4節	こども未来づくり100人委員会の概要	54
第5節	こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題の総括	55
第3章	めざす姿	58
第4章	施策の方向性	60
第1節	施策の体系	60
第2節	施策の概要	61
	【基本方針1】子育て家庭への取組	61
	【基本方針2】こども・若者への取組	72
	【基本方針3】援助を必要とするこども・若者、子育て家庭への取組	81
第3節	教育・保育施設の環境整備	89
第4節	事業量の見込みと確保方策	94
第5章	推進体制	121
第1節	計画の推進に向けて	121
第2節	計画の進捗状況の管理及び見直し	121
資料編		122
第1節	策定の経過	122
第2節	福山市社会福祉審議会条例	123
第3節	福山市社会福祉審議会運営要綱	126
第4節	パブリックコメントの概要と結果	131
第5節	成果指標の目標値設定の考え方	132
第6節	区域ごとの量の見込みと確保方策	134
第7節	こども・若者、子育て家庭の意見等の計画への反映	143
第8節	こども未来づくり100人委員会の成果	146
第9節	用語解説	155

■ 本計画における「こども」の表記について

本計画における「こども」の表記は、原則としてひらがなで「こども」とします。

ただし、法律や各種計画、事業の名称で「子供」、「子ども」と表記されている場合は、正式な表記を用いることとします。

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年、少子化のスピードが加速しており、合計特殊出生率は、2023年（令和5年）では1.20と、人口を維持するために必要な2.07を大幅に下回った状態が続いています。

また、生活の多様化や家庭の在り方、女性の就業率の上昇などにより、結婚やこどもを産み育てることに対する意識も変化するなど、子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、2023年（令和5年）4月1日に、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。また、こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」が2023年（令和5年）12月に策定されました。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本市では、2017年（平成29年）に創設した「福山ネウボラ」を軸に、2020年（令和2年）に「福山市ネウボラ事業計画」を策定し、妊娠・出産・子育てに関して、切れ目のない総合的な支援を推進してきました。

子育て家庭を対象とした調査によると、「福山ネウボラ」の認知度は、高まっているものの、子育てに関して不安や負担を感じている人が依然として多く、また出生数も減少しています。

こうした中、本市においては、こども大綱のめざす「こどもまんなか社会」の実現につなげていくため、現行の「福山市ネウボラ事業計画」に、働き方改革・結婚支援などの「少子化対策」及びヤングケアラー支援・ひきこもり支援などの「若者支援」の要素を新たに位置づけ、計画を策定します。

また、広島県三原市・尾道市・福山市・府中市・竹原市・世羅町・神石高原町と岡山県笠岡市・井原市の7市2町で構成された備後圏域において、連携を図ることで、住民サービスの向上を進めていきます。

なお、本計画の策定に当たっては、こども基本法第11条※を踏まえ、こども・若者や子育て当事者から幅広く意見を聴取し、その意見を反映しています。

※ 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

1 計画の法的根拠と期間

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ど

も・若者計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を一体のものとして策定しています。

本計画の期間は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とし、毎年、計画の進捗状況の点検・評価を行い、効果的な施策の展開を図ります。

2 計画の対象

妊娠期から概ね30歳未満のこども・若者、子育て家庭及びそれらを取り巻く地域住民

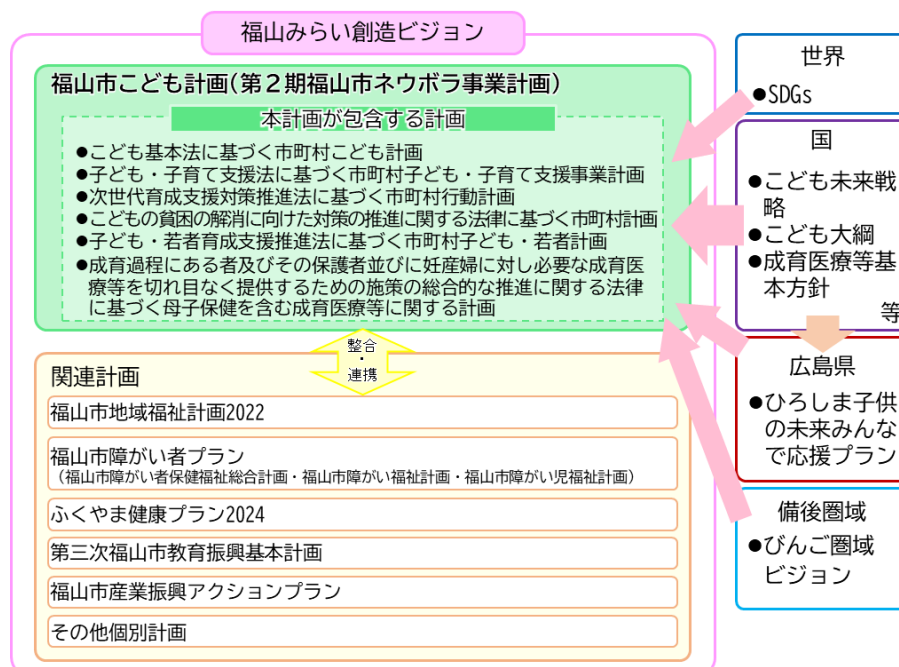
※ こどもや児童、若者の定義は法律や事業によって異なる場合がありますが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「概ね30歳未満」を目安としています。

3 関連計画との整合・連携

本計画は、「福山みらい創造ビジョン」を上位計画として、「福山市地域福祉計画2022」、「福山市障がい者プラン」等、こどもやまちづくりに関する関連計画との整合・連携を図り、施策を総合的に推進していきます。

さらに、本計画の推進においては、SDGs（持続的な開発目標：Sustainable Development Goals）の次に掲げる8つの目標達成に向けて取組を進めていきます。

【福山市こども計画（第2期福山市ニューボラ事業計画）関連計画の位置づけ】



【SDGsに関連する目標】



第3節 計画策定の経過

1 ニーズ調査

子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

(1) 調査対象

本市在住の就学前児童・小学校児童を持つ保護者の中から無作為に抽出

調査対象区分	配布数（件）	回答数（件）	回答率（％）
就学前児童	6,000	2,532	42.2
小学校児童	3,000	1,504	50.1

(2) 調査方法

郵送による調査票の配布・回答、及びインターネットでの回答

(3) 調査期間

2023年（令和5年）8月10日～同年9月15日

2 子どもの生活に関する実態調査

こどもの生活状況の実態や家庭の状況等を把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

(1) 調査対象

公立小中学校・義務教育学校のうち学校単位で選定した小学校（義務教育学校）5年生とその保護者、中学校2年生（義務教育学校8年生）とその保護者

調査対象区分	こども			保護者		
	配布数（件）	回答数（件）	回答率（％）	配布数（件）	回答数（件）	回答率（％）
小学校5年生の世帯	1,506	1,199	79.6	1,506	1,207	80.1
中学校2年生の世帯	1,523	1,098	72.1	1,523	1,102	72.4

(2) 調査方法

学校を通じた調査票の配布・回答

(3) 調査期間

2023年（令和5年）7月10日～同年7月24日

3 小中学生アンケート調査

希望する福山市の将来像などを把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

(1) 調査対象

公立小中学校・義務教育学校のうち学校単位で選定した小学校（義務教育学校）4年生～中学校3年生（義務教育学校9年生）

配布数（件）	回答数（件）	回答率（％）
7,573	3,018	39.9

(2) 調査方法

学校を通じた学習端末への URL の配信及び QR コードを印刷した手紙の配布によるインターネットでの回答

(3) 調査期間

2024 年（令和 6 年）7 月 17 日～同年 7 月 31 日

4 こども・若者世代実態調査

こども・若者が抱える悩みや不安、ニーズ等を把握し、気軽に相談できる環境の整備や居場所づくりなどの施策の検討につなげることを目的に実施しました。

(1) 調査対象

本市在住の 15 歳～39 歳のこども・若者の中から無作為に抽出

配布数（件）	回答数（件）	回答率（％）
3,000	705	23.5

(2) 調査方法

QR コードを印刷したはがきの送付によるインターネットでの回答

(3) 調査期間

2024 年（令和 6 年）6 月 1 日～同年 6 月 21 日

5 こどもヒアリング調査

アンケート調査では分からないニーズ等を把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

(1) 調査対象

本市の多様なこども関連施設に属する児童・生徒

施設区分	対象	人数（人）
① 保育所・幼稚園	就学前児童（５歳児クラス）	137
② 放課後児童クラブ	小学生	223
③ 特別支援学校	小学生、中学生、高校生	19
④ 児童相談所	就学前児童、小学生、中学生	6
⑤ 児童養護施設	就学前児童、小学生、中学生、高校生	23
⑥ フリースクール	小学生、中学生	16
⑦ こども食堂	小学生、中学生	25
⑧ 日本語支援を受けている児童・生徒	小学生、中学生	12

(2) 調査方法

こどもの年齢・状況等を踏まえ、就学前児童、小学校低学年に対しては、各テーマについて絵を描く又はヒアリングにより実施

小学校高学年、中学生、高校生に対しては、ワークショップ形式又はヒアリングにより実施

(3) 調査期間

2024 年（令和 6 年）6 月 27 日～同年 8 月 8 日

6 LINE アンケート

子育ての環境や支援への満足度を把握し、必要となる施策の検討につなげることを目的に実施しました。

(1) 調査対象

本市公式 LINE 登録者（回答数 5,775 件）

(2) 調査方法

LINE アンケートでの回答

(3) 調査期間

2024 年（令和 6 年）7 月 5 日～同年 7 月 12 日

7 福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

学識経験を有する者及び社会福祉事業従事者等で構成する「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、計画の内容に対して意見を聴取しました。

8 パブリックコメント

計画について事前に内容を公表し、市民の皆さんから意見を募集しました。概要と結果については、資料編に掲載しています。

第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題

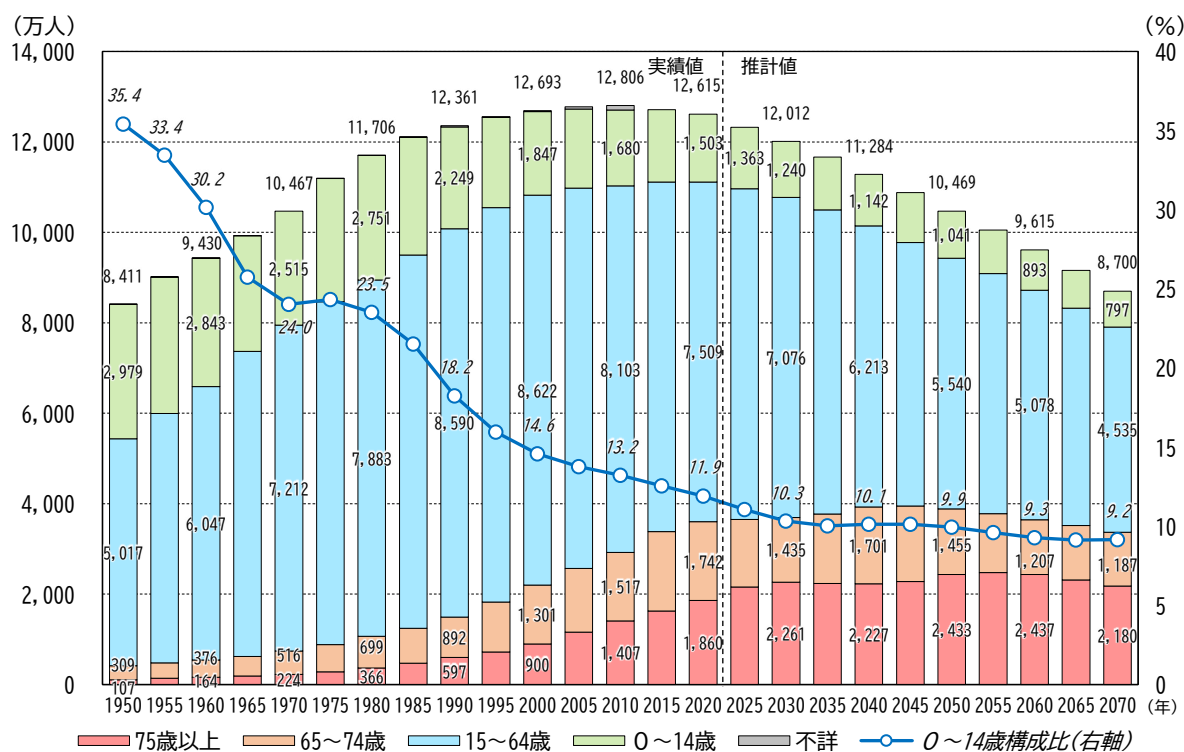
第1節 全国の動向

1 こども・若者、子育て家庭に関する各種指標の動向

(1) わが国の人口の状況

- 総人口は、2010年（平成22年）をピークに減少しており、2070年（令和52年）には8,700万人まで減少すると推計されています。
- 年少人口（0～14歳）は1980年（昭和55年）をピークに減少が続いており、2020年（令和2年）は1,503万人で、2030年（令和12年）までの10年間で263万人（17.5%）減少すると見込まれます。また、構成比も低下傾向にあり、2050年（令和32年）以降は10%未満になることが見込まれています。

人口及び年少人口（0～14歳）構成比の推移



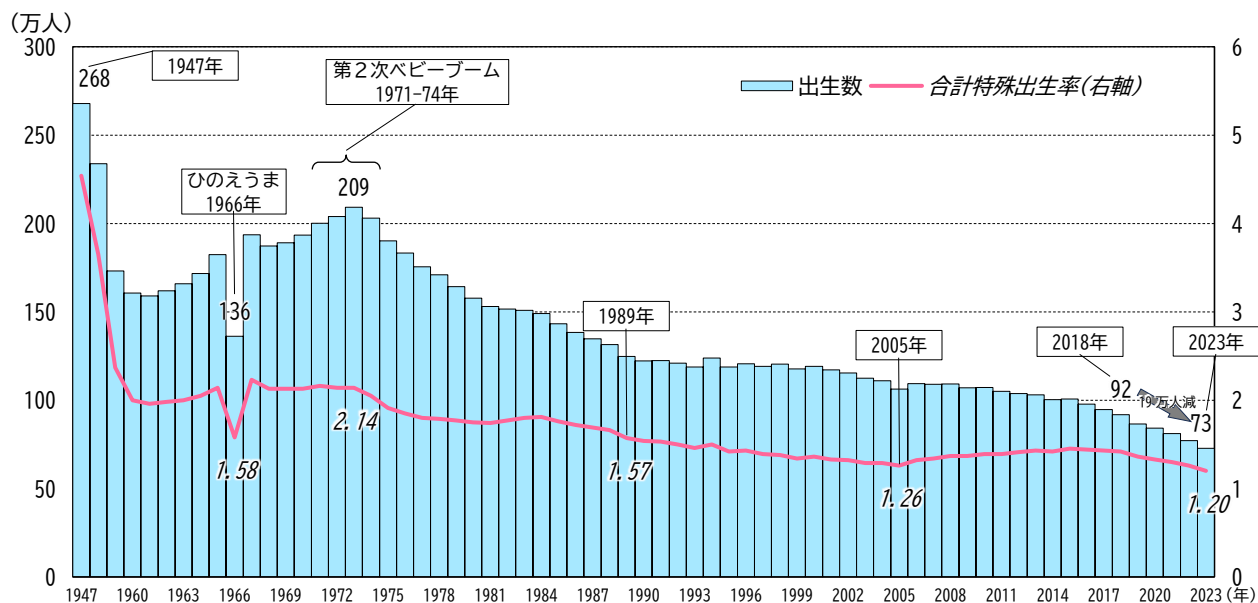
資料：～2020年 総務省「国勢調査」（2015、2020年は不詳補完値による。）

2025年～ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

(2) 出生数と合計特殊出生率の推移

- 2023年（令和5年）の出生数は72万7,288人と、2018年（平成30年）と比較すると、約19万人減少しています。
- 合計特殊出生率は1.20と過去最低の水準まで低下しています。

出生数と合計特殊出生率の推移

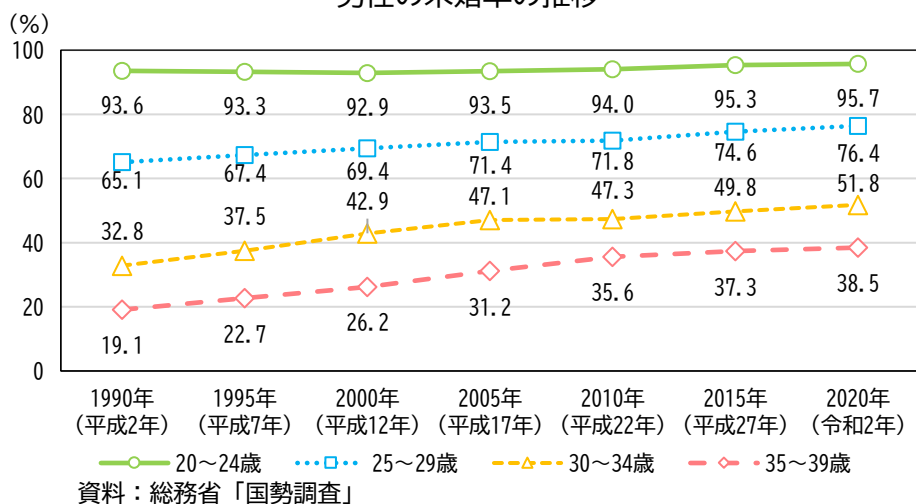


資料：厚生労働省「人口動態統計」

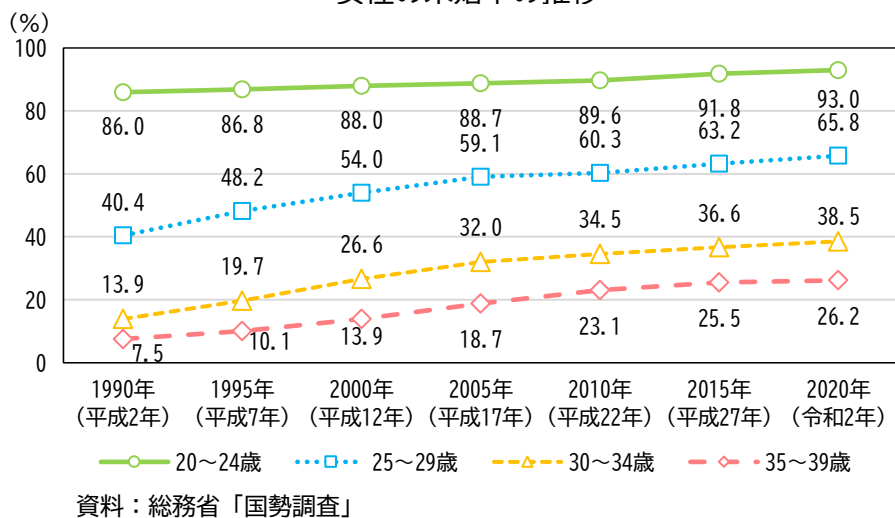
(3) 婚姻の状況

- 未婚率は、男女ともに各年齢層で上昇傾向にあります。
- 特に、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）にかけては、男女ともに25～39歳の未婚率が上昇しています。
- 平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。

男性の未婚率の推移



女性の未婚率の推移



平均初婚年齢の推移

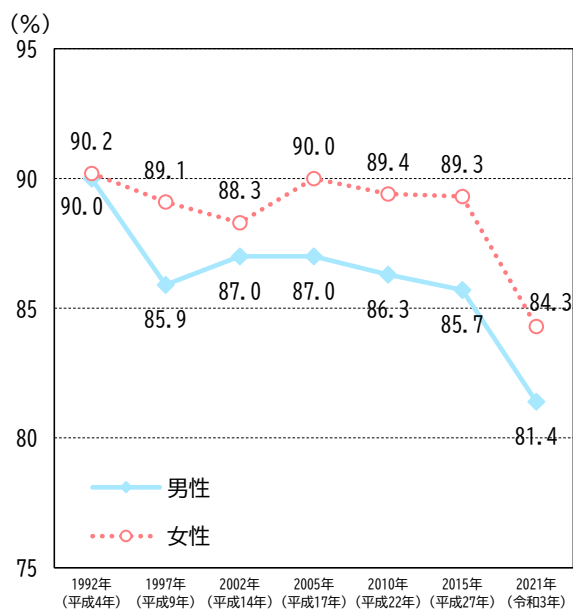
(単位：歳)

区分	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
男性	28.4	28.5	28.8	29.8	30.5	31.1	31.0
女性	25.9	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4	29.4

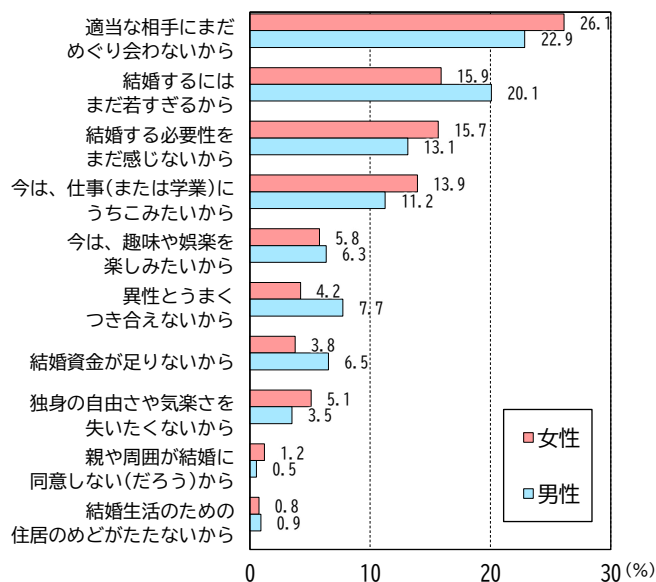
資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合は、低下していますが、依然として男女ともに8割以上となっています。
- 未婚者が独身でいる理由として、最も多いのは「適当な相手にまだめぐり会わないから」で男女ともに2割以上となっています。

未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



現在独身でいる最大の理由

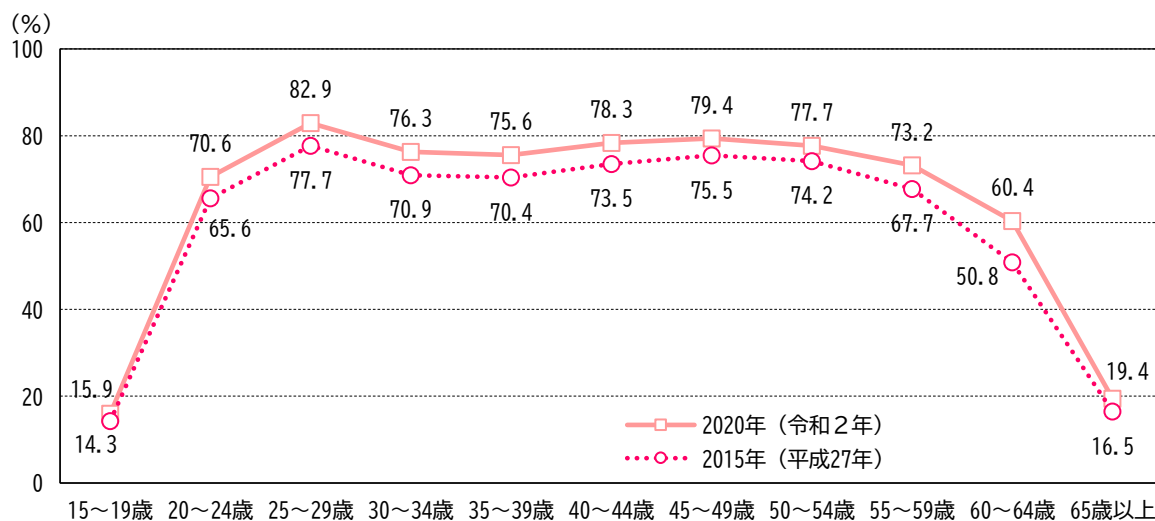


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

(4) 就業の状況

- 女性の年齢別就業率は、2020年（令和2年）では、2015年（平成27年）と比べて、依然として30～34歳で就業率の低下がみられますが、全ての年齢層で就業率は上昇しています。

女性の年齢別就業率の推移

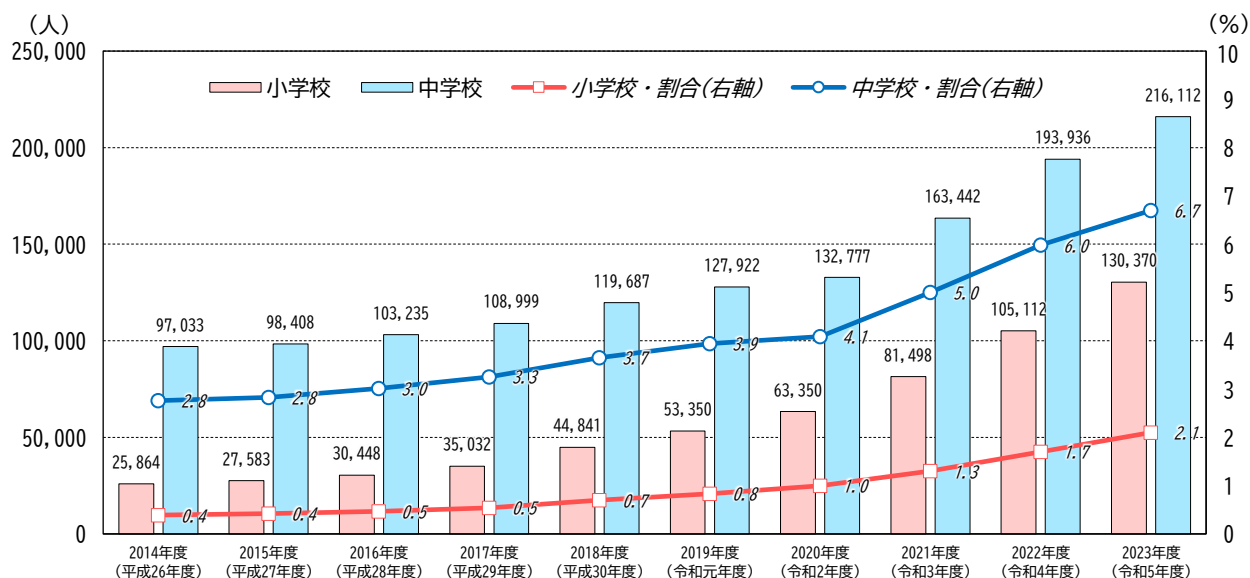


資料：総務省「国勢調査」

(5) 児童・生徒の状況

- 不登校の児童・生徒数は、増加しており、2018年度（平成30年度）と比較すると、小学校が2.9倍、中学校が1.8倍に増加しています。

不登校児童・生徒数の推移

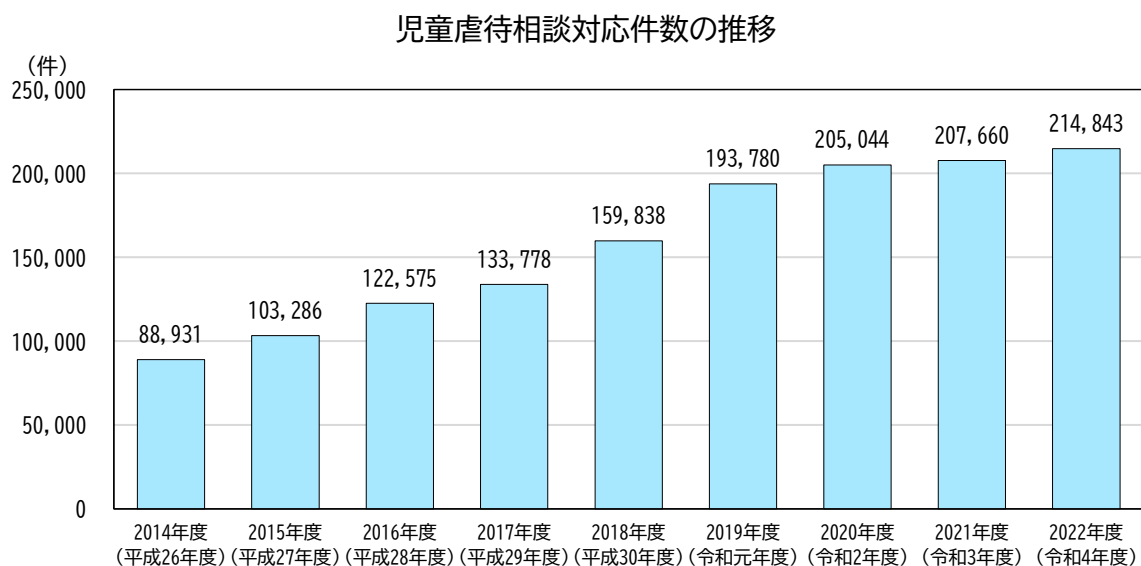


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(6) こどもの養育環境等の状況

① 児童虐待相談の状況

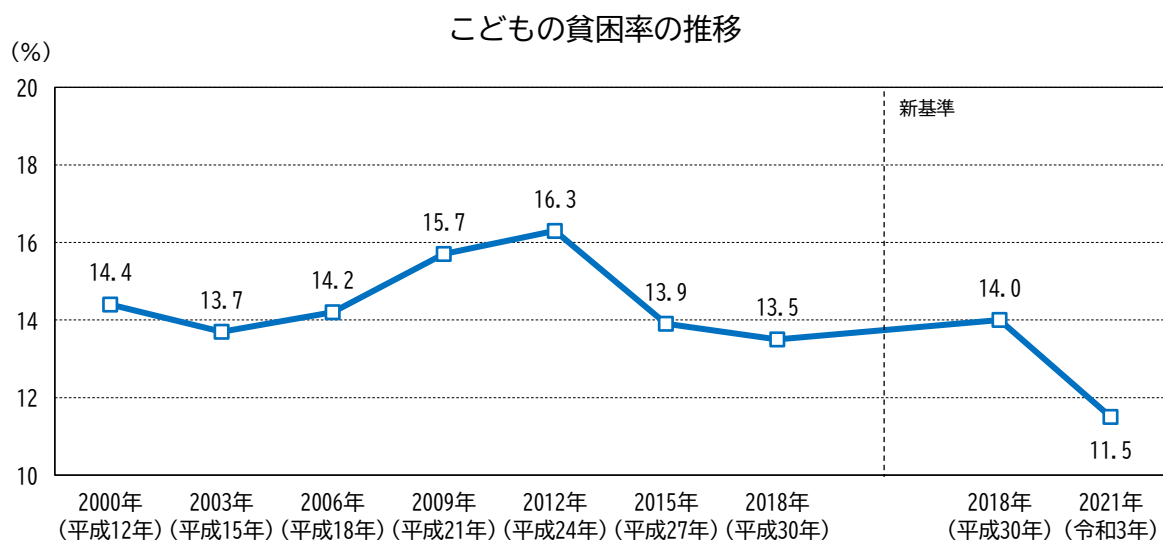
- 児童相談所の児童虐待相談対応件数は、増加しており、2022年度（令和4年度）は214,843件と、2017年度（平成29年度）と比べて、1.6倍に増加しています。



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

② こどもの貧困率の状況

- 国民生活基礎調査に基づくこどもの貧困率は、2012年（平成24年）までは上昇傾向にありました。その後は低下しており、2021年（令和3年）は11.5%となっています。



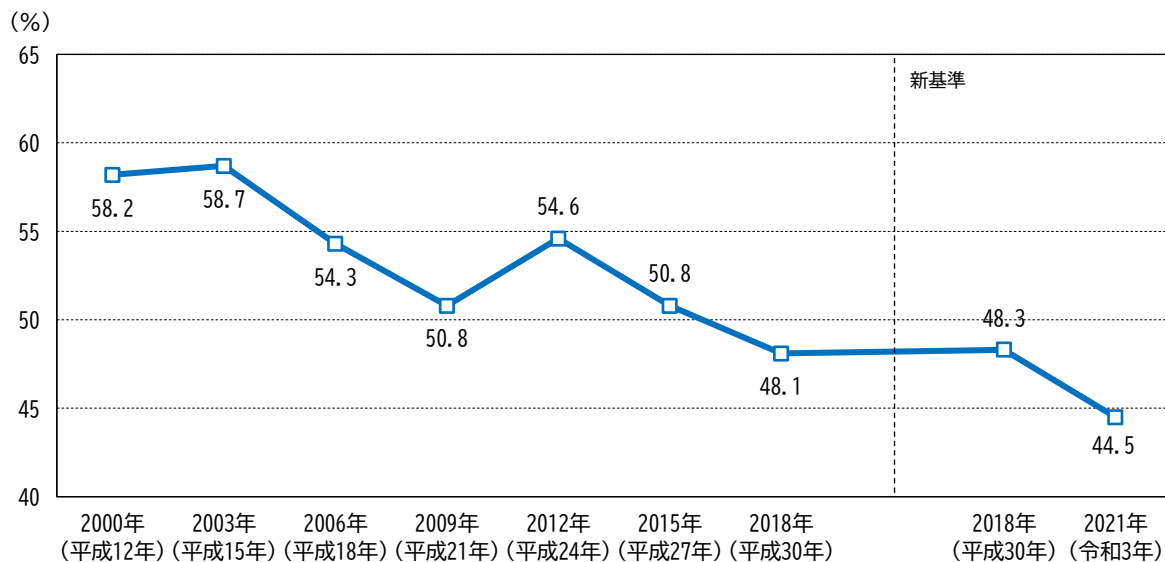
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 2018年（平成30年）からの新基準は2015年（平成27年）に改定されたOECD（経済協力開発機構）の所得定義により算出されたもので、過去の数値とは直接比較できない

③ ひとり親世帯の貧困率の状況

- ひとり親世帯の貧困率は、2012 年（平成 24 年）に上昇したものの、その後は低下しており、2021 年（令和 3 年）は 44.5%となっていますが、全ての世帯のこどもの貧困率（11.5%）と比較すると、大きく上回っています。

ひとり親世帯の貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 2018 年（平成 30 年）からの新基準は 2015 年（平成 27 年）に改定された OECD の所得定義により算出されたもので、過去の数値とは直接比較できない

○こどもの貧困率

その地域にある全世帯の等価可処分所得の中央値の 2 分の 1 未満を相対的貧困とし、その地域の全人口に対する相対的貧困に該当する世帯に属する 18 歳未満のこどもの割合のことです。
 なお、等価可処分所得とは、各世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った所得のことです。

2 こども・若者に関する政策の動向

- わが国の少子高齢化の進行は、社会全体の根幹を揺るがしかねない危機的な状況になりつつあります。また、児童虐待の相談対応件数が過去最多となるなど、こども・若者、その家庭をめぐる様々な課題が深刻化しつつあります。
- こうした状況の中で、こどもを産み育てやすい環境の整備を加速し、命や安全を守る施策を強化するとともに、こどもの視点に立って、様々な課題に適切に対応するための政策が必要となり、2021年（令和3年）にこども政策の推進に係る有識者会議が設置され、議論が重ねられました。
- その後、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022年（令和4年）6月に「こども基本法」が成立し、2023年（令和5年）4月に施行されました。この法律に基づき、政府は、2023年（令和5年）12月に、次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた「こども未来戦略」を策定するとともに、これまでの少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を含むこども施策の基本的な方針や重要事項等について定めた「こども大綱」を策定しました。
- この大綱は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の6本の柱を基本的な方針としています。

柱	基本的な方針
1	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

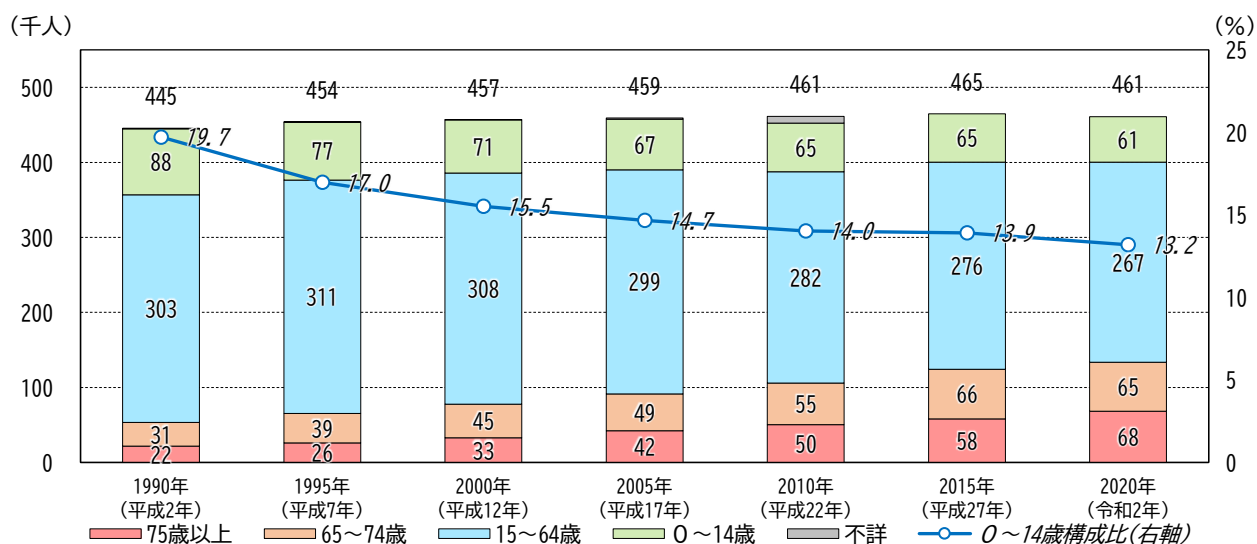
第2節 福山市の状況

1 人口等の状況

(1) 人口の推移

- 総人口は、2015年（平成27年）までは増加していましたが、2020年（令和2年）は減少に転じ、460,930人となっています。
- 年少人口（0～14歳）は減少が続いており、2020年（令和2年）は60,790人と、10年前の2010年（平成22年）と比較して約4,000人減少しています。

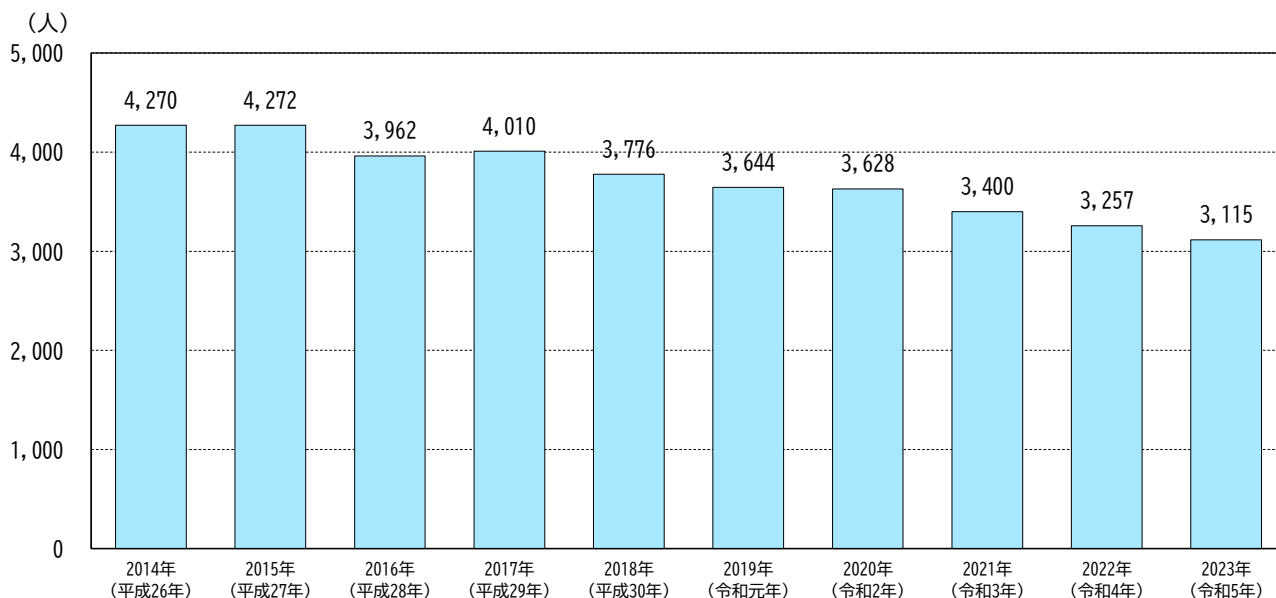
人口及び年少人口（0～14歳）構成比の推移



(2) 出生数・合計特殊出生率及び人口動態の状況

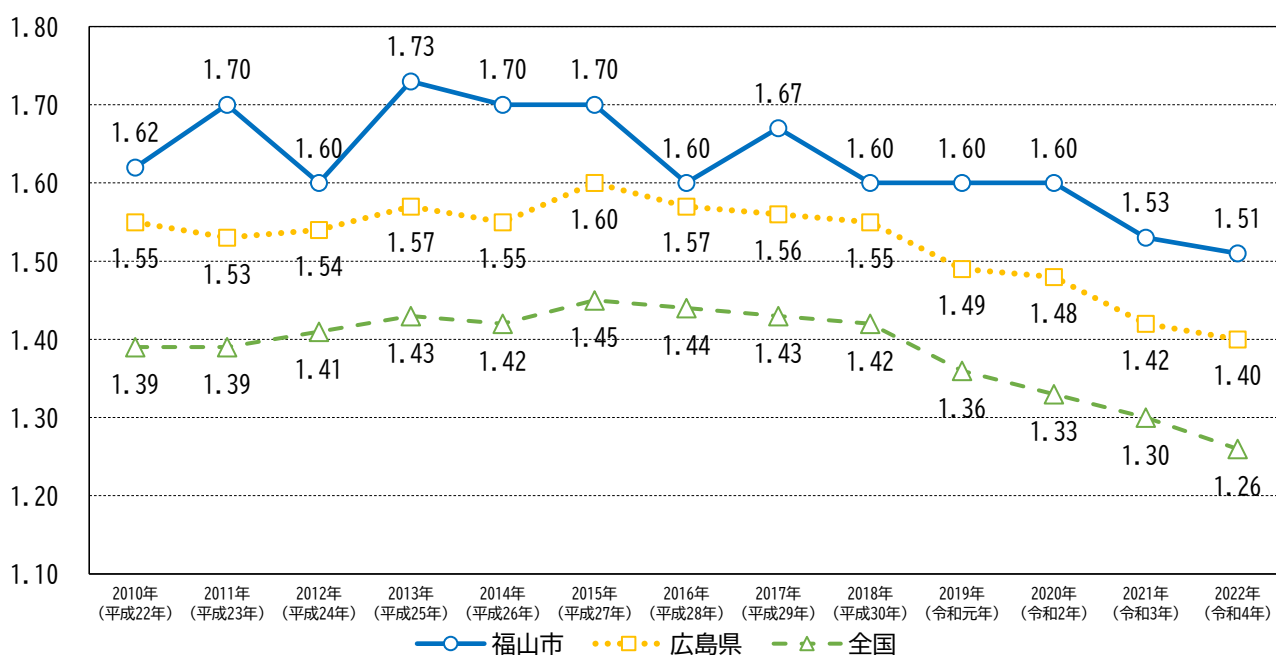
- 出生数は、減少傾向にあり、2018年（平成30年）以降は4,000人を割り込み、2023年（令和5年）は2018年（平成30年）と比べて661人減少し、3,115人となっています。
- 合計特殊出生率は、近年低下傾向で推移しており、2022年（令和4年）では1.51となっていますが、全国や広島県を上回る状態が続いています。

出生数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」、福山市「福山市人口動態」

- 出生、死亡からみる「自然動態」は、死亡数が出生数を上回っています。
- 転入、転出からみる「社会動態」は、2015 年（平成 27 年）から 2019 年（令和元年）までは転入数が転出数を上回っていましたが、2020 年（令和 2 年）には転出数が転入数を上回っています。
- 自然動態・社会動態を合わせた「人口動態」は、減少傾向にあります。

人口動態の推移（外国人を含む）

（単位：人）

		2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (令和元年)	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)
自然動態	出生	4,270	4,272	3,962	4,010	3,776	3,644	3,628	3,400	3,257	3,115
	死亡	4,607	4,662	4,837	4,933	4,979	5,059	4,983	5,205	5,781	5,731
	増減	▲ 337	▲ 390	▲ 875	▲ 923	▲ 1,203	▲ 1,415	▲ 1,355	▲ 1,805	▲ 2,524	▲ 2,616
社会動態	転入	13,302	14,526	14,209	15,087	15,240	16,016	12,648	11,567	14,575	14,811
	転出	12,804	13,945	13,478	14,088	14,263	15,067	12,913	12,936	14,330	14,463
	増減	▲ 148	10	246	364	377	411	▲ 738	▲ 1,734	▲ 116	124
人口動態		▲ 485	▲ 380	▲ 629	▲ 559	▲ 826	▲ 1,004	▲ 2,093	▲ 3,539	▲ 2,640	▲ 2,492

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

（注）社会動態の増減には、職権で住民票に記載・削除された者の数を含んでおり、転入から転出を差し引いた数値とは一致しない

- 社会動態の中でも流動が大きい 15～29 歳の若年層（日本人のみ）の状況を男女別でみると、男性より女性の転出超過数が多くなっています。
- 特に、2022 年（令和 4 年）の女性の転出超過数は、400 人を超え、2023 年（令和 5 年）には、507 人となっています。

性別・年齢別転出超過数の推移（日本人のみ）

（単位：人）

	区分	2019 年 (令和元年)	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)
男性	15～19 歳	43	▲ 26	▲ 13	▲ 46	▲ 75
	20～24 歳	▲ 65	▲ 89	▲ 190	▲ 129	▲ 144
	25～29 歳	▲ 35	▲ 153	▲ 4	▲ 79	▲ 98
	15～29 歳計	▲ 57	▲ 268	▲ 207	▲ 254	▲ 317
女性	15～19 歳	▲ 63	▲ 66	▲ 106	▲ 107	▲ 82
	20～24 歳	▲ 216	▲ 192	▲ 196	▲ 276	▲ 321
	25～29 歳	6	▲ 23	7	▲ 49	▲ 104
	15～29 歳計	▲ 273	▲ 281	▲ 295	▲ 432	▲ 507
15～29 歳 男女計		▲ 330	▲ 549	▲ 502	▲ 686	▲ 824

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

- 若年層の転出の理由をみると、15～19 歳は「入学・転校」が最も多く、次いで「就職」となっています。
- 20～24 歳は「就職」が最も多く、次いで「転勤」が多くなっています。
- 25～29 歳は「転勤」が最も多く、次いで「転業・転職」が多くなっています。

転出者の移動の理由別構成比（2023 年（令和 5 年））（日本人のみ）

（単位：％）

	15～19 歳		20～24 歳		25～29 歳	
	理由	転出者割合	理由	転出者割合	理由	転出者割合
1 位	入学・転校	43.3	就職	47.2	転勤	22.9
2 位	就職	17.7	転勤	9.6	転業・転職	19.2
3 位	転勤	5.0	転業・転職	7.9	結婚・離婚等	11.6

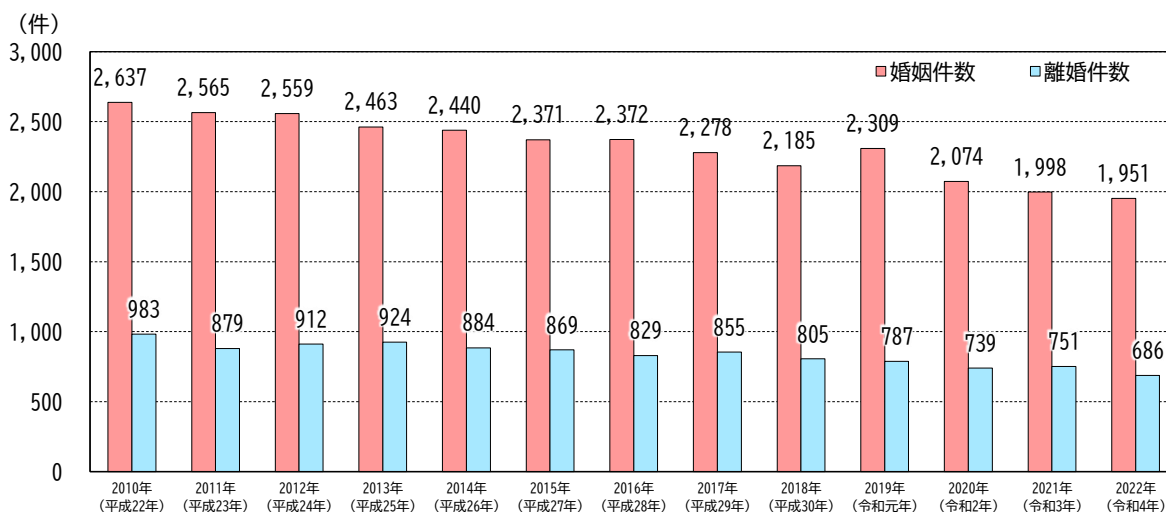
資料：広島県「人口移動統計調査」より福山市作成

（注）広島県「人口移動統計調査」の月報を福山市で集約・加工した数値を使用

（3）婚姻の状況

- 婚姻件数は、減少傾向にあり、2018 年（平成 30 年）では 2,185 件となっています。2019 年（令和元年）には 2,309 件と一旦増加したものの、その後は再び減少に転じ、2021 年（令和 3 年）には 2,000 件を割り込み、2022 年（令和 4 年）は 1,951 件となっています。
- 離婚件数については、減少傾向にあり、2022 年（令和 4 年）では 686 件となっています。

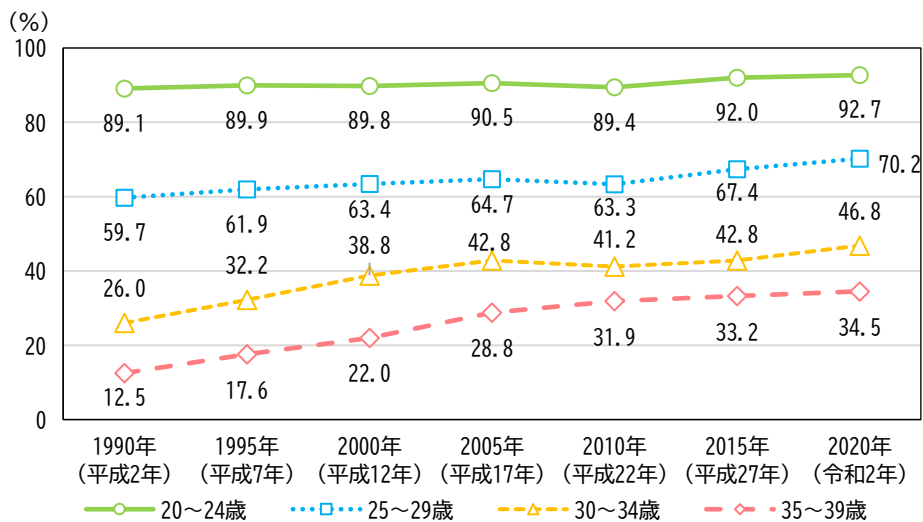
婚姻・離婚件数の推移



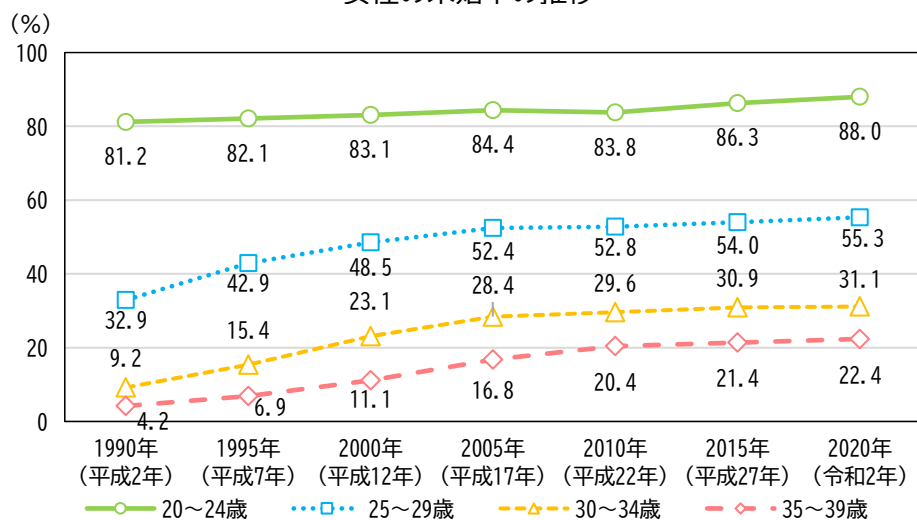
資料：福山市「福山市人口動態」

- 未婚率は、男女ともに上昇傾向にあります。
- 特に、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）にかけては、男女ともに25～39歳の未婚率が上昇しています。
- 平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。

男性の未婚率の推移



女性の未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

平均初婚年齢の推移

(単位：歳)

区分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
男性	27.7	29.2	29.6	29.9	29.6
女性	26.2	27.2	28.1	28.6	28.3

資料：福山市「福山市人口動態」

(4) 就業の状況

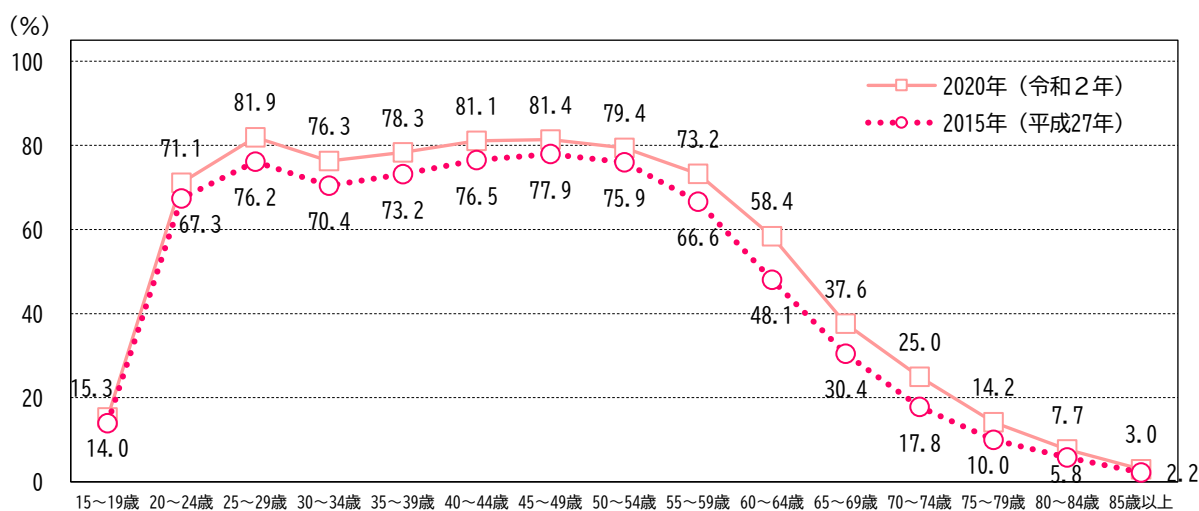
- 15歳以上の就業率は、2020年（令和2年）では、男性が68.9%、女性が51.9%となっています。
- 女性の年齢別就業率は、2020年（令和2年）では、2015年（平成27年）と比べて、依然として30～34歳で就業率の低下がみられますが、全ての年齢層で就業率は上昇しています。

就労の状況

性別	区分	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
男性 (15歳以上)	就業者数(人)	127,494	118,481	128,028	130,001
	就業率(%)	68.5	64.2	67.7	68.9
女性 (15歳以上)	就業者数(人)	95,161	91,235	99,830	105,884
	就業率(%)	46.7	44.9	48.5	51.9

資料：総務省「国勢調査」

女性の年齢別就業率の推移

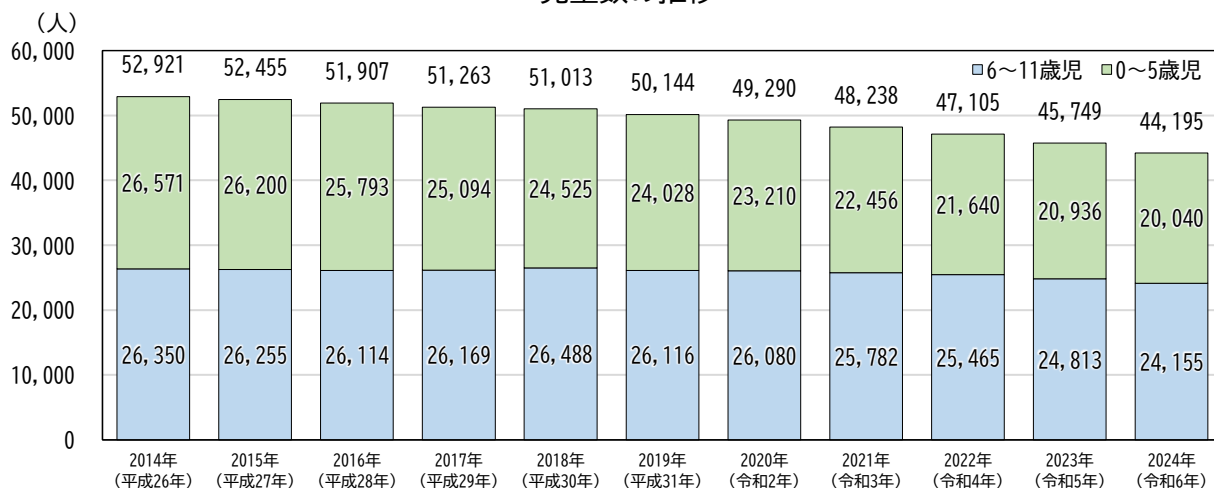


資料：総務省「国勢調査」

(5) 児童・生徒の状況

- 児童数は、2024 年（令和 6 年）では 0～5 歳児が 20,040 人、6～11 歳児が 24,155 人となっています。2014 年（平成 26 年）と比較して、0～5 歳児は 6,531 人、6～11 歳児は 2,195 人の減少となっています。
- 2014 年（平成 26 年）から 2024 年（令和 6 年）の 0～2 歳児の増減率は 27.5%減と、他の年齢と比べて大きく減少しています。

児童数の推移



資料：福山市「住民基本台帳」

(注) 各年 3 月末時点の数値

児童数の推移（内訳）

(単位：人、%)

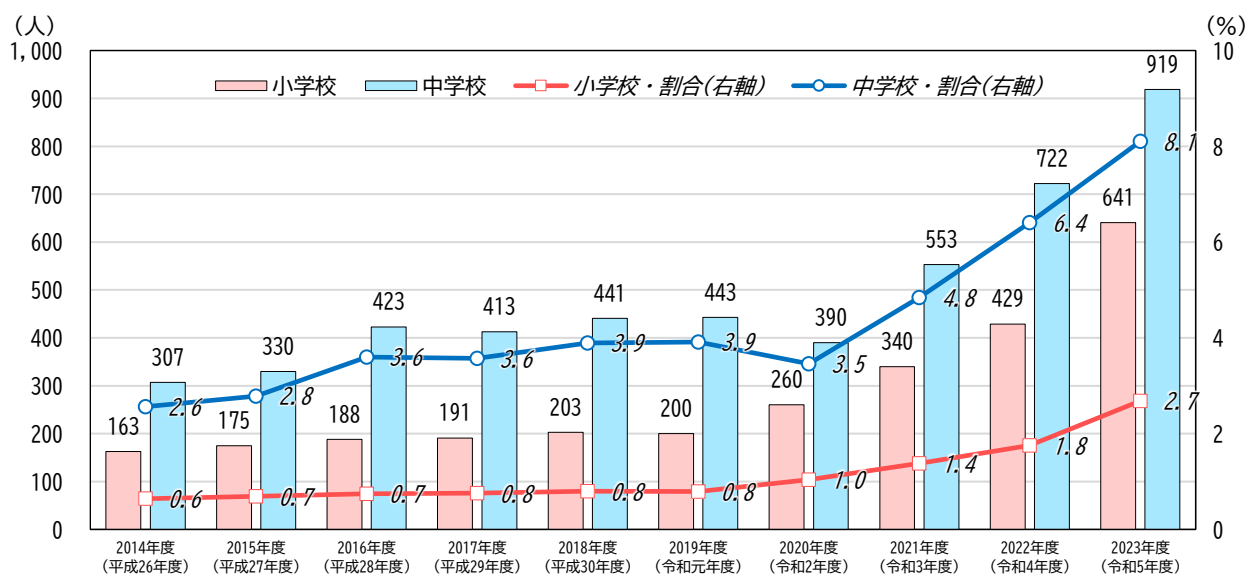
区分	2014 年 (平成 26 年)	2015 年 (平成 27 年)	2016 年 (平成 28 年)	2017 年 (平成 29 年)	2018 年 (平成 30 年)	2019 年 (平成 31 年)	2020 年 (令和 2 年)	2021 年 (令和 3 年)	2022 年 (令和 4 年)	2023 年 (令和 5 年)	2024 年 (令和 6 年)	14-24 年 増減数	14-24 年 増減率
0～11 歳児総計	52,921	52,455	51,907	51,263	51,013	50,144	49,290	48,238	47,105	45,749	44,195	▲ 8,726	▲ 16.5
0～5 歳児総計	26,571	26,200	25,793	25,094	24,525	24,028	23,210	22,456	21,640	20,936	20,040	▲ 6,531	▲ 24.6
0～2 歳児総計	13,154	12,736	12,620	12,141	11,894	11,439	11,128	10,680	10,311	9,975	9,534	▲ 3,620	▲ 27.5
0 歳児	4,299	4,152	4,134	3,820	3,839	3,659	3,500	3,429	3,358	3,160	2,976	▲ 1,323	▲ 30.8
1 歳児	4,290	4,344	4,175	4,172	3,883	3,928	3,729	3,543	3,464	3,396	3,195	▲ 1,095	▲ 25.5
2 歳児	4,565	4,240	4,311	4,149	4,172	3,852	3,899	3,708	3,489	3,419	3,363	▲ 1,202	▲ 26.3
3～5 歳児総計	13,417	13,464	13,173	12,953	12,631	12,589	12,082	11,776	11,329	10,961	10,506	▲ 2,911	▲ 21.7
3 歳児	4,546	4,506	4,205	4,302	4,162	4,153	3,825	3,855	3,685	3,469	3,392	▲ 1,154	▲ 25.4
4 歳児	4,424	4,543	4,475	4,190	4,299	4,133	4,135	3,806	3,858	3,653	3,464	▲ 960	▲ 21.7
5 歳児	4,447	4,415	4,493	4,461	4,170	4,303	4,122	4,115	3,786	3,839	3,650	▲ 797	▲ 17.9
6～11 歳児総計	26,350	26,255	26,114	26,169	26,488	26,116	26,080	25,782	25,465	24,813	24,155	▲ 2,195	▲ 8.3
6 歳児	4,387	4,399	4,388	4,464	4,450	4,147	4,259	4,112	4,106	3,778	3,829	▲ 558	▲ 12.7
7 歳児	4,513	4,382	4,383	4,387	4,459	4,451	4,160	4,238	4,114	4,093	3,759	▲ 754	▲ 16.7
8 歳児	4,178	4,491	4,354	4,375	4,389	4,434	4,452	4,156	4,231	4,124	4,081	▲ 97	▲ 2.3
9 歳児	4,381	4,163	4,477	4,328	4,376	4,385	4,445	4,450	4,152	4,227	4,107	▲ 274	▲ 6.3
10 歳児	4,448	4,366	4,157	4,467	4,338	4,354	4,398	4,437	4,433	4,162	4,217	▲ 231	▲ 5.2
11 歳児	4,443	4,454	4,355	4,148	4,476	4,345	4,366	4,389	4,429	4,429	4,162	▲ 281	▲ 6.3

資料：福山市「住民基本台帳」

(注) 各年 3 月末時点の数値

- 不登校児童・生徒数は、小学校は増加傾向にあります。中学校は2020年度（令和2年度）にやや減少しましたが、その後大きく増加しています。
- 2018年度（平成30年度）と比較すると、小学校は3.2倍、中学校は2.1倍に増加しています。

不登校児童・生徒数の推移



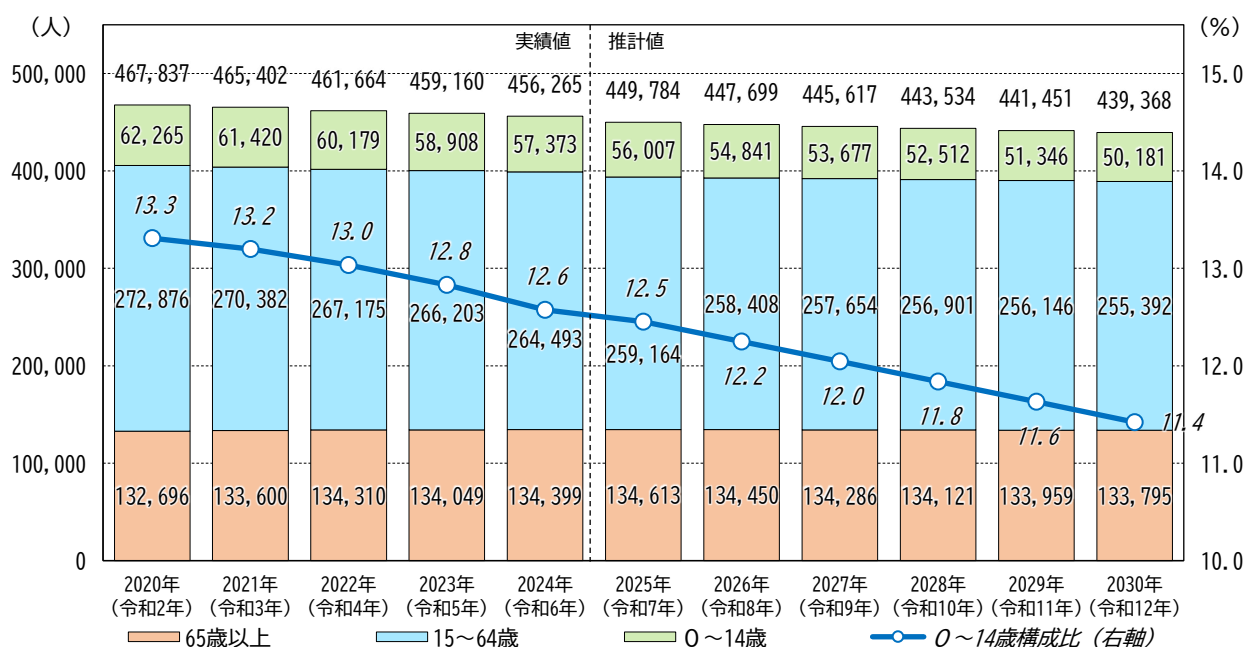
資料：福山市教育委員会学びづくり課

（注）公立のみの数値。また、小学校には義務教育学校前期課程を含み、中学校には義務教育学校後期課程を含む

(6) 人口推計の推移

- 今後の人口推計では、2025年（令和7年）に45万人を下回ると予測されます。
- 年少人口（0～14歳）は、2020年（令和2年）から2030年（令和12年）の10年間で約12,000人、19.4%減少することが見込まれます。

将来推計人口及び人口構成の推移



資料：福山市「住民基本台帳人口」

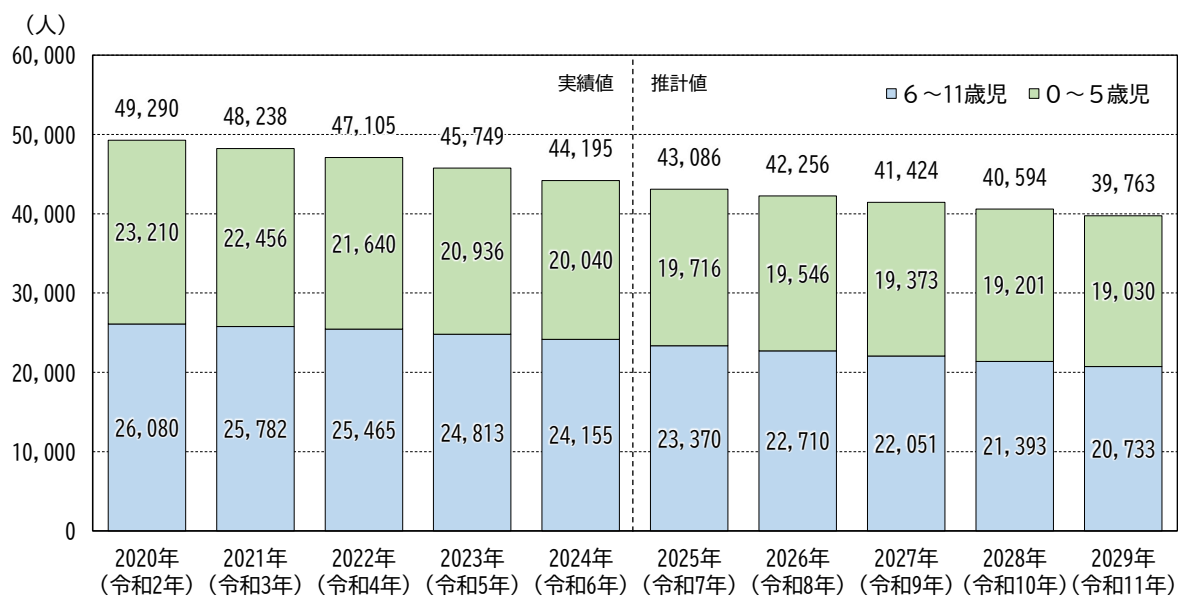
(注) 2024年（令和6年）までは実績値、2025年（令和7年）以降は推計値

将来人口推計方法

- 人口推計は、「国勢調査人口」を用いたコーホート要因法によって算出された推計値を「住民基本台帳人口」に変換することで作成しています。
- コーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団のことをさし、コーホート要因法は、その各集団について、自然減（出生と死亡）及び純移動（転出入）の2つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づき将来人口を推計する方法です。

- 今後の児童人口推計は、減少が続くことが見込まれており、2029年（令和11年）には0～5歳児が19,030人、6～11歳児が20,733人と予測されます。

児童人口推計



資料：福山市「住民基本台帳人口」

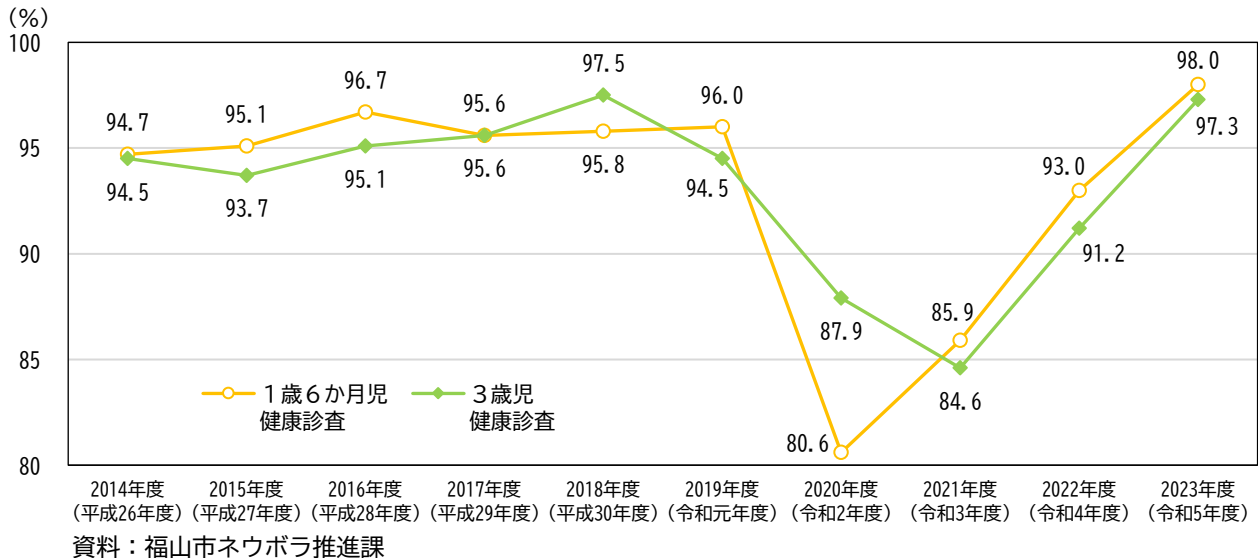
（注）2024年（令和6年）までは実績値、2025年（令和7年）以降は推計値

2 母子保健の状況

(1) 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率

- 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率は、2020年度（令和2年度）は大幅に低下したものの、その後は改善し、2023年度（令和5年度）は97%以上となっています。

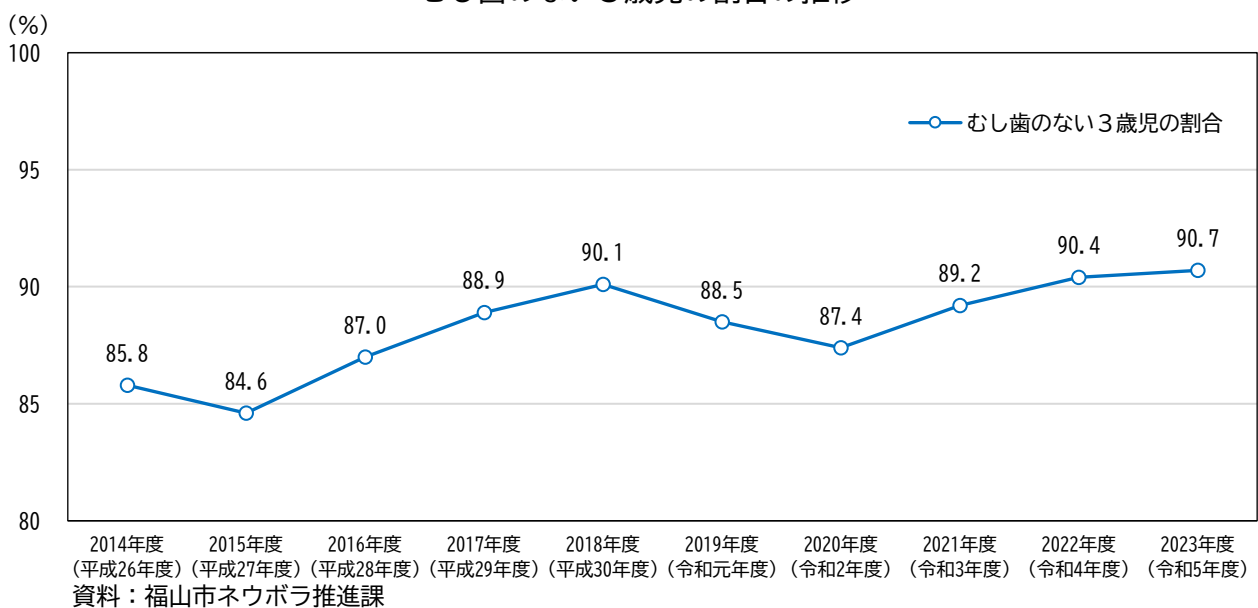
1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率の推移



(2) むし歯のない3歳児の割合

- むし歯のない3歳児の割合は、上昇傾向にあり、2018年度（平成30年度）には、90%を超えましたが、2019年度（令和元年度）から低下しました。その後、2021年度（令和3年度）からは改善し、2023年度（令和5年度）は90.7%となっています。

むし歯のない3歳児の割合の推移

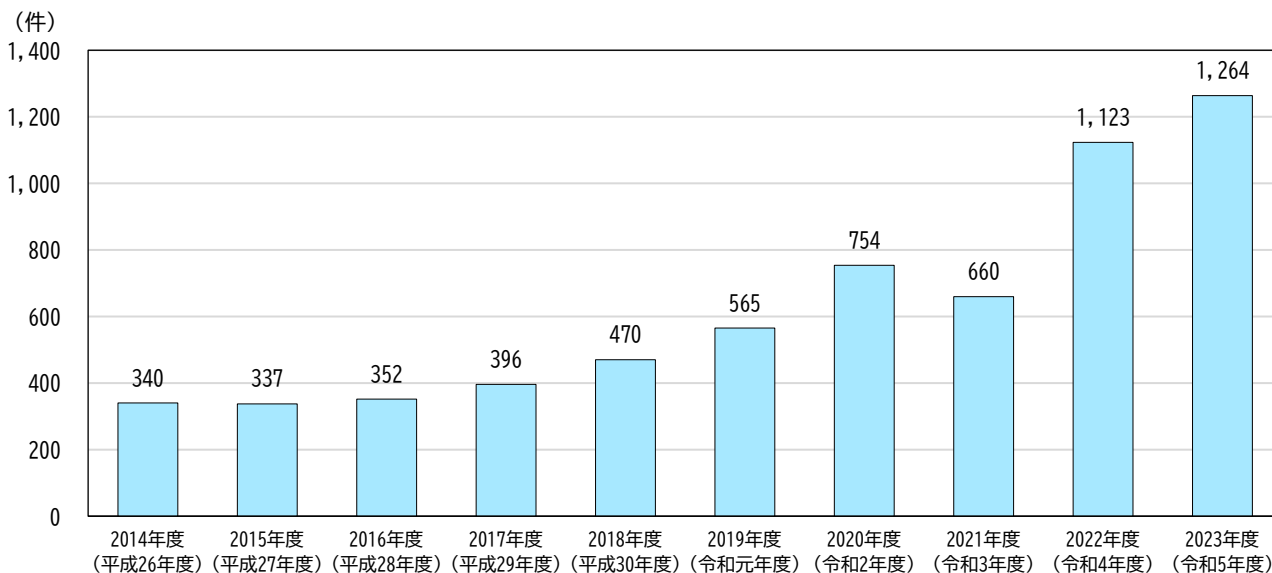


3 こどもの養育環境等の状況

(1) 児童虐待相談対応件数

- 児童虐待相談対応件数は、増加傾向にあり、2023年度（令和5年度）では1,264件と、2018年度（平成30年度）と比べて2.7倍に増加しています。

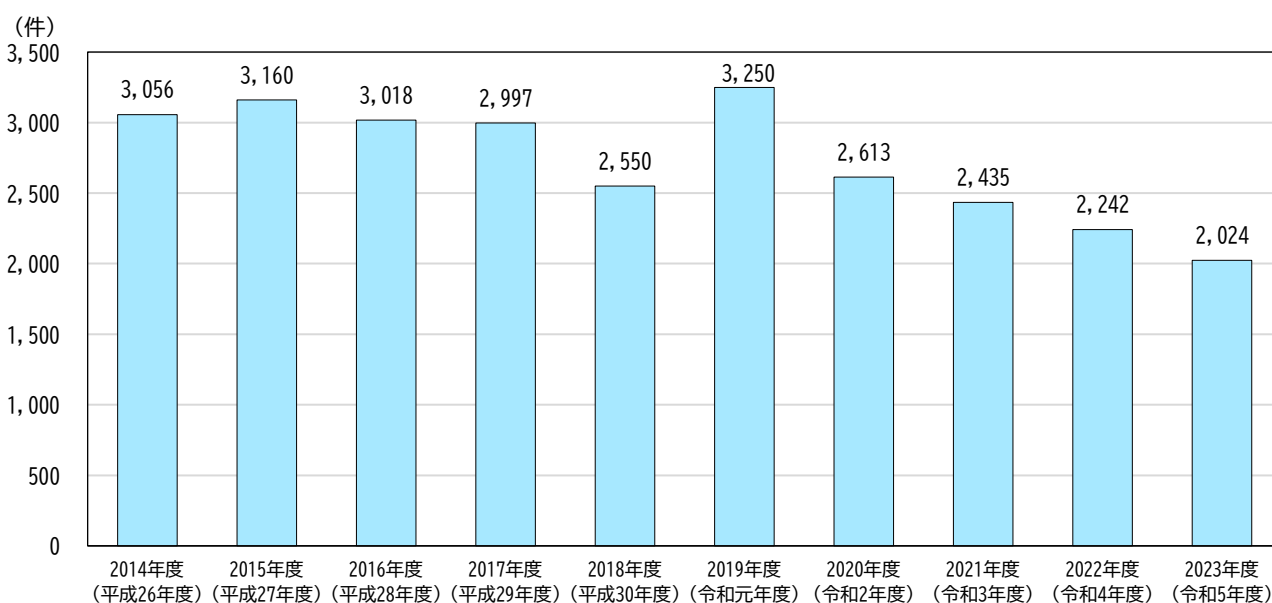
児童虐待相談対応件数の推移



(2) ひとり親家庭等相談事業の相談件数

- ひとり親家庭等相談事業の相談件数は、2023年度（令和5年度）では2,024件と、2019年度（令和元年度）以降、減少しています。

ひとり親家庭等相談事業の相談件数の推移



(3) こどもの貧困に関する状況

- 生活保護世帯に属するこどもの就学に関する状況は、2023 年度（令和 5 年度）の高校等進学率が 89.2%、大学等進学率が 40.0%となっています。
- 高校等中退率は、上昇傾向にありましたが、2023 年度（令和 5 年度）は、3.3%となっています。

生活保護世帯に属するこどもの就学に関する状況の推移

(単位：%)

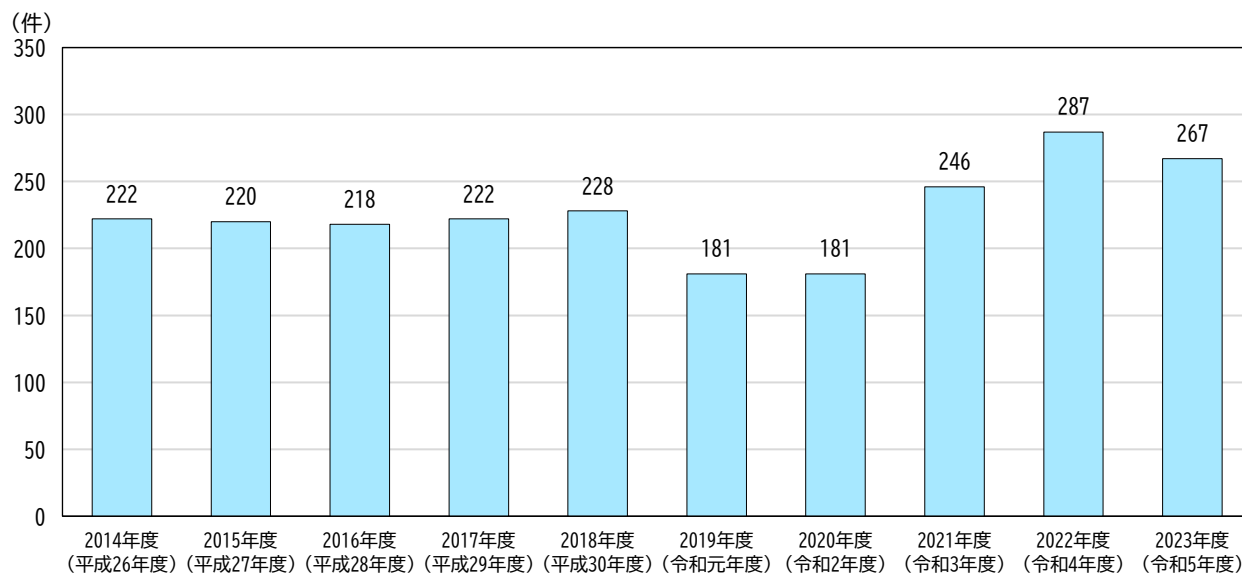
区分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
生活保護世帯に属するこどもの 高校等進学率	96.6	93.2	87.0	98.2	94.3	89.2
生活保護世帯に属するこどもの 高校等中退率	1.8	2.0	5.3	4.8	6.6	3.3
生活保護世帯に属するこどもの 大学等進学率	36.5	42.4	47.1	44.1	35.3	40.0

資料：福山市生活福祉課

(4) 障がい者基幹相談支援センターの発達相談件数

- 障がい者基幹相談支援センターの発達相談件数は、横ばいで推移していましたが、2021 年度（令和 3 年度）以降は増加傾向にあり、2023 年度（令和 5 年度）は、267 件となっています。

障がい者基幹相談支援センターの発達相談件数の推移



資料：福山市障がい福祉課

(5) 障がい児の状況

- 障がい児の教育・保育施設及び放課後児童クラブの利用状況は、保育所から認定こども園への移行が進んでいるため、保育所は減少傾向にあり、認定こども園では増加していますが、合計は2020年度（令和2年度）以降横ばいで推移しています。
- 幼稚園（公立）では、2020年度（令和2年度）に減少しましたが、2021年度（令和3年度）以降増加しています。
- 放課後児童クラブでは、増加しています。

障がい児の教育・保育施設及び放課後児童クラブの利用状況

（単位：人）

施設区分	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）
保育所	587	448	358	359	367	347
認定こども園	200	236	261	275	279	284
幼稚園（公立）	64	71	42	45	48	59
放課後児童クラブ	364	401	406	467	558	579

資料：福山市障がい福祉課

（注）保育所・認定こども園・幼稚園（公立）は、各年度3月末の実績

放課後児童クラブは、各年度7月1日時点の実績

保育所・認定こども園・幼稚園（公立）は、障がい者手帳又は医師の診断を受けている児童数。放課後児童クラブは、特別支援学級に通っている児童数

4 教育・保育事業等サービスの提供状況

(1) 教育・保育の提供状況

① 1号認定＋幼児期の学校教育の利用希望が強い児童

(単位：人)

区分		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画値	3～5歳人口①	12,087	11,823	11,336	11,352	11,259
	利用量②	4,294	4,201	4,031	4,036	4,002
	確保方策③	5,653	5,568	5,592	5,592	5,592
実績値	3～5歳人口④	12,082	11,776	11,329	10,961	10,506
	利用量⑤	4,087	3,887	3,667	3,265	3,184
	確保方策⑥	5,623	5,539	5,576	5,362	4,986
3～5歳人口比較④-①		▲ 5	▲ 47	▲ 7	▲ 391	▲ 753
利用量比較⑤-②		▲ 207	▲ 314	▲ 364	▲ 771	▲ 818
確保方策比較⑥-③		▲ 30	▲ 29	▲ 16	▲ 230	▲ 606
実績値比較⑥-⑤		1,536	1,652	1,909	2,097	1,802

提供状況の評価

- 3～5歳人口は、実績値が計画値を下回り、利用量の実績値も計画値を下回っています。
- 確保方策は、実績値が2023年度（令和5年度）以降、計画値を大きく下回っていますが、出生数の減少に加え、幼稚園から認定こども園への移行が想定以上に進んだことによるものと考えられます。
- 利用量と確保方策の実績値を比較すると、全ての年度において確保方策が利用量を上回っており、充足している状況です。

② 2号認定（認定こども園・保育所）

（単位：人）

区分		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画値	3～5歳人口①	12,087	11,823	11,336	11,352	11,259
	利用量②	7,381	7,231	6,944	6,964	6,918
	確保方策③	8,004	8,084	8,071	8,056	8,056
実績値	3～5歳人口④	12,082	11,776	11,329	10,961	10,506
	利用量⑤	7,685	7,633	7,399	7,286	7,109
	確保方策⑥	8,004	8,045	8,025	7,947	7,854
3～5歳人口比較④-①		▲ 5	▲ 47	▲ 7	▲ 391	▲ 753
利用量比較⑤-②		304	402	455	322	191
確保方策比較⑥-③		0	▲ 39	▲ 46	▲ 109	▲ 202
実績値比較⑥-⑤		319	412	626	661	745

提供状況の評価

- 3～5歳人口は、実績値が計画値を下回っていますが、利用量については実績値が計画値を上回っています。
- 確保方策は、実績値が計画値を下回っていますが、利用量と確保方策の実績値を比較すると、確保方策が利用量を上回っており、充足している状況です。

③ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【0歳】

（単位：人）

区分		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画値	0歳人口①	3,844	3,784	3,716	3,650	3,578
	利用量②	1,132	1,130	1,124	1,116	1,105
	確保方策③	1,163	1,201	1,207	1,207	1,207
実績値	0歳人口④	3,500	3,429	3,358	3,160	2,976
	利用量⑤	1,076	1,121	1,129	1,117	1,055
	確保方策⑥	1,163	1,201	1,242	1,252	1,243
0歳人口比較④-①		▲ 344	▲ 355	▲ 358	▲ 490	▲ 602
利用量比較⑤-②		▲ 56	▲ 9	5	1	▲ 50
確保方策比較⑥-③		0	0	35	45	36
実績値比較⑥-⑤		87	80	113	135	188

※ 当該年度の3月1日の0歳児入所児童数に100/120を乗じた数値

提供状況の評価

- 0歳人口は、実績値が計画値を下回りましたが、利用量の実績値は計画値とほぼ同水準となっています。
- 確保方策は、実績値が計画値を上回っており、充足している状況です。

④ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【1・2歳】

（単位：人）

区分		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画値	1・2歳人口①	7,609	7,576	7,701	7,571	7,436
	利用量②	4,033	4,071	4,189	4,162	4,126
	確保方策③	4,493	4,564	4,574	4,574	4,574
実績値	1・2歳人口④	7,628	7,251	6,953	6,815	6,558
	利用量⑤	4,131	4,008	4,005	4,025	4,154
	確保方策⑥	4,493	4,564	4,627	4,616	4,562
1・2歳人口比較④-①		19	▲ 325	▲ 748	▲ 756	▲ 878
利用量比較⑤-②		98	▲ 63	▲ 184	▲ 137	28
確保方策比較⑥-③		0	0	53	42	▲ 12
実績値比較⑥-⑤		362	556	622	591	408

提供状況の評価

- 1・2歳人口は、実績値が計画値を下回り、利用量の実績値も減少傾向にありましたが、2024年（令和6年度）には増加に転じています。女性の就業率の上昇、第2子以降の保育料の無償化による利用量の増加が要因と考えられます。
- 確保方策は、2024年度（令和6年度）の実績値が計画値を下回っていますが、利用量と確保方策の実績値を比較すると確保方策の実績値が利用量を大きく上回っており、充足しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

※ 各事業の概要については、103 ページから 120 ページの事業内容に記載しています。

① 利用者支援事業

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	実施か所 (か所) ①	13	13	13	13
実績値	実施か所 (か所) ②	13	13	13	13
	(参考) 利用人数 (人)	19,666	19,300	20,817	18,532
実施か所比較②-①		0	0	0	0

提供状況の評価

- 計画値のとおり、市内 13 か所で事業を実施しています。

② 地域子育て支援拠点事業

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	利用量 (人日/年) ①	241,256	244,370	245,600	248,711
	実施か所 (か所) ②	34	35	36	37
実績値	利用量 (人日/年) ③	104,020	85,476	132,065	154,612
	実施か所 (か所) ④	34	35	36	36
利用量比較③-①		▲ 137,236	▲ 158,894	▲ 113,535	▲ 94,099
実施か所比較④-②		0	0	0	▲ 1

提供状況の評価

- 利用量の実績値は、コロナ禍の影響により計画値を大きく下回りましたが、2022 年度 (令和 4 年度) 以降、増加しています。
- 実施か所は、概ね計画値のとおりに進んでいます。

③ 妊婦健康診査

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	対象人数 (人) ①	3,907	3,846	3,777	3,710
	健診回数 (回) ②	13.0	13.0	13.0	13.0
	延受診件数 (件) ③	48,059	47,309	46,457	45,634
実績値	対象人数 (人) ④	3,590	3,448	3,310	3,029
	健診回数※ (回) ⑤	12.8	12.9	12.8	13.3
	延受診件数 (件) ⑥	46,096	44,422	42,361	40,245
対象人数比較④-①		▲ 317	▲ 398	▲ 467	▲ 681
健診回数比較⑤-②		▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	0.3
延受診件数比較⑥-③		▲ 1,963	▲ 2,887	▲ 4,096	▲ 5,389

※ 健診回数は、延受診件数を対象人数で割り、1人当たり平均回数として算出

提供状況の評価

- 対象人数の実績値が計画値を下回ったため、延受診件数も下回っています。
- 2023 年度 (令和 5 年度) には 1 人当たりの健診回数の実績値は、計画値を上回っており、妊娠期に必要な頻度で受診がなされている状況です。

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	0 歳人口 (人) ①	3,844	3,784	3,716	3,650
	訪問件数 (件) ②	3,844	3,784	3,716	3,650
	実施率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
実績値	0 歳人口 (人) ③	3,519	3,423	3,221	3,029
	訪問件数 (件) ④	3,372	3,035	3,113	3,071
	実施率 (%)	95.8	88.5	96.6	101.4
0 歳人口比較③-①		▲ 325	▲ 361	▲ 495	▲ 621
訪問件数比較④-②		▲ 472	▲ 749	▲ 603	▲ 579

提供状況の評価

- 0 歳人口の実績値が計画値を下回ったため、訪問件数は計画値を下回っています。
- 2021 年度 (令和 3 年度) には、実施率が 88.5% まで低下しましたが、2023 年度 (令和 5 年度) は 101.4% となり、妊娠初期からのネウボラ相談窓口「あのね」での関わりが、訪問の受入れにつながっている一因と考えられます。

⑤ 養育支援訪問事業

(単位：件)

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	訪問件数①	118	122	126	127
実績値	訪問件数②	113	114	99	102
訪問件数比較②-①		▲ 5	▲ 8	▲ 27	▲ 25

提供状況の評価

- 訪問件数の実績値は計画値をやや下回っています。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問実施率の増加、医療機関やネウボラ相談窓口「あのね」との連携により、支援が必要な保護者の把握はできていると考えられます。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人)

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	利用量①	215	211	207	206
実績値	利用量②	64	69	88	56
利用量比較②-①		▲ 151	▲ 142	▲ 119	▲ 150

提供状況の評価

- 利用量の実績値は計画値を下回っています。
- 事業対象となる家庭の申請者が少なかったことや利用希望者が集中した時に、受入れ先の確保が難しい場合があったことが原因と考えられます。

⑦-1 ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)【低学年】

(単位：人)

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	利用量①	661	640	636	609
実績値	利用量②	1,003	1,281	918	412
利用量比較②-①		342	641	282	▲ 197

提供状況の評価

- 利用量の実績値は、2022 年度（令和 4 年度）まで計画値を上回っていましたが、2023 年度（令和 5 年度）は計画値を下回っています。
- 実際の利用が特定の利用者に限られている傾向がみられ、この利用者が高学年に移行したことにより、低学年の利用量が大幅に減少したものと考えられます。

⑦-2 ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)【高学年】

(単位：人)

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	利用量①	204	208	206	205
実績値	利用量②	174	120	242	597
利用量比較②-①		▲ 30	▲ 88	36	392

提供状況の評価

- 利用量の実績値は、2022 年度（令和 4 年度）以降計画値を上回っています。
- 低学年で利用頻度の高かった利用者が高学年となったことにより、利用量が大幅に増加したものと考えられます。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

（単位：人）

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	1 号認定による利用量①	4,499	4,398	4,217	4,223
	幼児期の学校教育の利用 希望が強い児童による利用 量②	120,500	147,375	169,500	197,925
	合計③	124,999	151,773	173,717	202,148
実績値	利用量④	114,293	109,885	107,094	101,428
利用量比較④－③		▲ 10,706	▲ 41,888	▲ 66,623	▲ 100,720

提供状況の評価

- 利用量の実績値は計画値を下回りましたが、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内の全施設で実施しており、ニーズに応じた受入れができています。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）

（単位：人）

区分		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
計画値	保育所等による一時預 かり	34,652	35,514	36,215	37,287
	ファミリー・サポー ト・センター事業	785	785	785	785
	トワイライトステイ事業	2	2	2	2
	合計値①	35,439	36,301	37,002	38,074
実績値	保育所等による一時預 かり	22,853	16,247	17,167	20,718
	ファミリー・サポー ト・センター事業	1,202	1,187	1,256	953
	トワイライトステイ事業	0	0	0	1
	合計値②	24,055	17,434	18,423	21,672
合計値比較②－①		▲ 11,384	▲ 18,867	▲ 18,579	▲ 16,402

提供状況の評価

- 利用量の実績値は計画値を下回っています。
- 公立施設は全施設で一時預かり事業を行っていますが、余裕活用による実施のため、入所児を優先することにより、受入れができない場合があると考えられます。また、利用希望が集中した場合も対応できない状況があります。

⑨ 延長保育事業（時間外保育事業）

（単位：人）

区分		2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）
計画値	利用量①	8,186	8,314	8,498	8,493
実績値	利用量②	6,299	6,651	6,742	9,908
利用量比較②-①		▲ 1,887	▲ 1,663	▲ 1,756	1,415

提供状況の評価

- 利用量の実績値は 2022 年度（令和 4 年度）まで計画値を下回っていましたが、2023 年度（令和 5 年度）には実績値が大幅に増加し、計画値を上回りました。
- 概ね市内全域の保育施設で実施しており、保護者のニーズに対応できていると考えられます。

⑩ 病児・病後児保育事業（病児保育事業）

（単位：人）

区分		2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）
計画値	利用量①	1,757	1,769	1,774	1,797
	受入可能人数②	5,700	6,300	7,800	7,800
実績値	利用量③	641	1,076	675	1,221
	受入可能人数④	5,000	4,750	4,133	4,400
利用量比較③-①		▲ 1,116	▲ 693	▲ 1,099	▲ 576
受入可能人数比較④-②		▲ 700	▲ 1,550	▲ 3,667	▲ 3,400
実績値比較④-③		4,359	3,674	3,458	3,179

提供状況の評価

- 計画値はニーズ調査をもとに施設の最大受入可能人数を設定しているため、利用量の実績値は計画値を下回っています。感染症等の流行時期には、病状等により受入れできない状況が生じる場合があります。

⑪-1 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【低学年】

（単位：人）

区分		2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）
計画値	利用量①	5,025	4,997	5,082	4,983
実績値	利用量②	5,079	5,051	4,962	5,007
利用量比較②-①		54	54	▲ 120	24

提供状況の評価

- 利用量の実績値は、概ね計画値のとおりに移しています。

⑪-2 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【高学年】

（単位：人）

区分		2020 年度 （令和 2 年度）	2021 年度 （令和 3 年度）	2022 年度 （令和 4 年度）	2023 年度 （令和 5 年度）
計画値	利用量①	924	1,036	1,096	1,096
実績値	利用量②	1,113	1,171	1,125	1,202
利用量比較②-①		189	135	29	106

提供状況の評価

- 対象学年の拡充が定着化したこともあり、利用量の実績値は、計画値を上回って推移しています。

5 学校教育の状況

- 本市の小学校児童数は、減少しています。
- 中学校、高等学校の生徒数は年次による変動はあるものの、2023 年度（令和5 年度）は 2020 年度（令和2 年度）と比較すると減少しています。
- 義務教育学校の児童・生徒数は、増加傾向にあります。
- 教育の充実に向けた学校規模・学校配置の適正化に取り組み、学校の再編や義務教育学校の整備が進んだことにより、小中学校数は減少しています。高等学校数については、22 校が維持されています。

区分		2020 年度 (令和2 年度)	2021 年度 (令和3 年度)	2022 年度 (令和4 年度)	2023 年度 (令和5 年度)
小学校	学校数（校）	79	79	75	73
	児童数（人）	25,777	25,492	24,832	24,217
中学校	学校数（校）	40	40	37	36
	生徒数（人）	12,835	13,003	12,625	12,758
義務教育 学校	学校数（校）	1	1	2	2
	児童・生徒数（人）	200	214	803	780
高等学校	学校数（校）	22	22	22	22
	生徒数（人）	11,990	11,837	11,918	11,848

資料：広島県「学校基本調査」

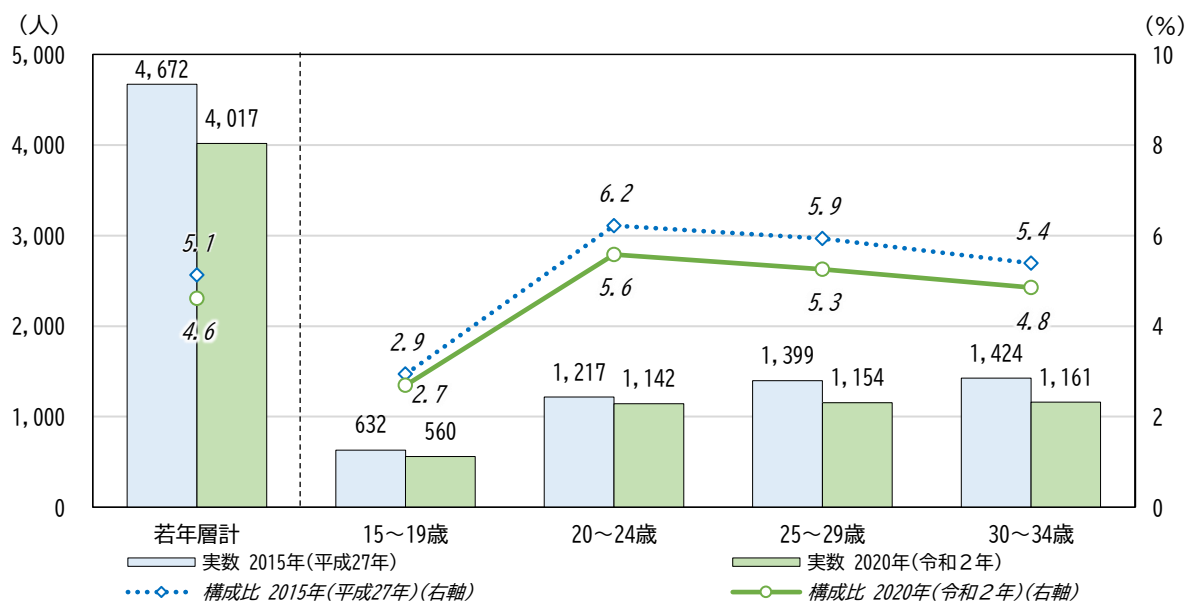
6 若者に関する状況

○ 本市の若年層（15～34 歳）の無業者※の状況をみると、2020 年（令和 2 年）では約 4 千人で対象年齢人口の 4.6%となっています。全国・広島県と比較して、本市の若年層における無業者の割合はやや低くなっています。

○ 2015 年（平成 27 年）と比較すると、無業者数の割合は低下しています。

※ 無業者は完全失業者と非労働力人口のその他の合計

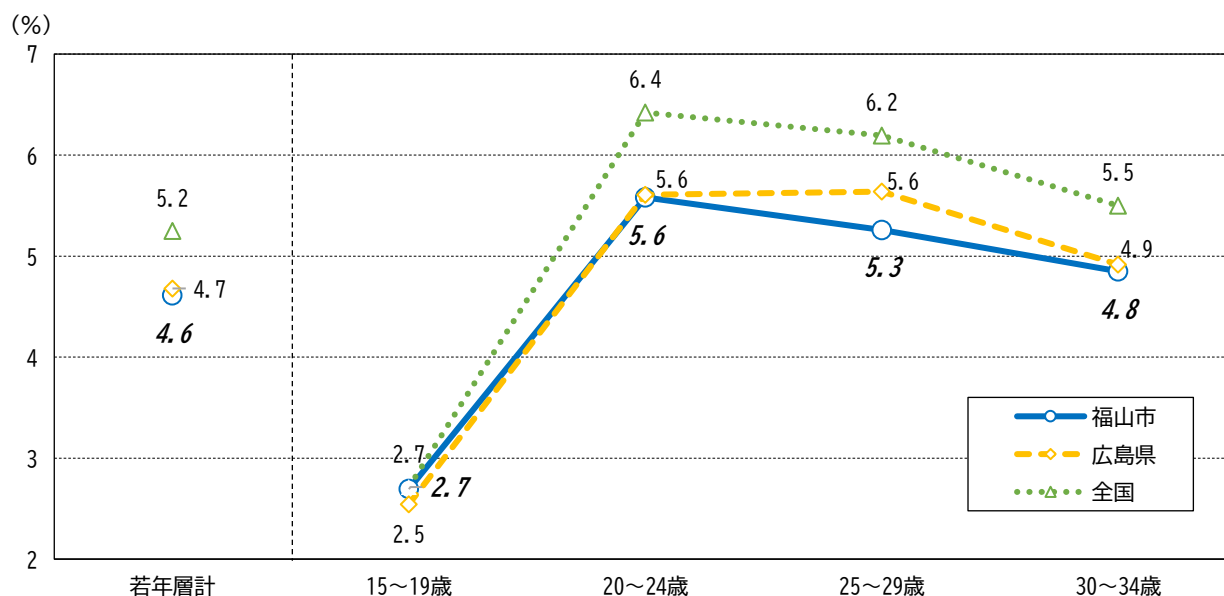
若年層の無業者の状況



資料：総務省「国勢調査」

(注) 2015 年（平成 27 年）、2020 年（令和 2 年）ともに不詳補完結果の数値による（以下同様）

全国・広島県との若年層の無業者割合の比較（2020 年（令和 2 年））



資料：総務省「国勢調査」

第3節 ニーズ調査等の結果の概要

1 ニーズ調査

※ ニーズ調査における「就学前」は「就学前児童の保護者」、「小学生」は「小学生の保護者」の回答を示します。

(1) 回答者の状況について

□ 家庭の状況・主に子育てを行っている人の状況

「ひとり親家庭」は就学前で 5.5%、小学生で 12.4%
子育てを主に行っているのは、就学前では「父母ともに」、小学生では「主に母親」が最も高い

- 「配偶者がいない」と回答した「ひとり親家庭」の割合は、就学前で 5.5%、小学生で 12.4%となっています。
- 子育てを主に行っているのは、就学前では「父母ともに」が 53.3%で前回調査時（2018 年度（平成 30 年度））の「主に母親」が最も高かった状況から変化していますが、「主に母親」も 44.1%と高くなっています。また、小学生では「主に母親」が 49.6%で最も高くなっています。
- 変化はあるものの、現状でも母親に子育ての負担がかかっている状況がうかがえます。

□ こどもの数の状況

現実的に希望するこどもの数は、就学前・小学生ともに「2人」の割合が最も高い
理想のこどもの数は、就学前で「3人」、小学生で「2人」の割合が最も高い
現実のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由は、主に「経済的・時間的な負担」

- 現実的に希望するこどもの数は「2人」が就学前では 56.7%、小学生では 53.5%で最も高くなっています。一方、理想のこどもの数は、就学前で「3人」が 43.6%、小学生では「2人」が 41.7%で最も高くなっています。
- 現実的に希望するこどもの数と理想のこどもの数に差がある理由としては、就学前・小学生ともに「子育てや教育などの経済的な負担が大きくなるため」、「家事や子育てなどの時間的な負担が大きくなるため」が上位となっています。

□ 就労の状況（就学前）

保護者の就労状況は、共働きが 74.5%で前回調査時より上昇
1年以内に希望する就労状況は、共働きが 79.9%

- 保護者の就労状況について、就学前では「2人ともフルタイム」、「1人はフルタイム、1人はパートタイム」を合わせると 74.5%となり、前回調査時（60.6%）と比較して高くなっており、共働き家庭が増えている状況がうかがえます。
- 1年以内に希望する就労状況は、「2人ともフルタイム」、「1人はフルタイム、1人はパートタイム」を合わせると 79.9%となっており、約8割の家庭が共働きをしながら育児を行っていく意向があることがうかがえます。

□ 育児休業の取得状況（就学前）

育児休業を取得した割合は、前回調査時より上昇したものの、父親は母親と比べて低い

- 育児休業を取得した割合は、父親が 11.7%、母親が 54.4%となっており、前回調査時（父親：3.1%、母親：42.5%）と比べて父母ともに高くなっています。しかし、父親の取得割合は母親と比べて低い状況が続いています（未就労者も含んだ数値）。

□ 子育ての悩み・負担感の状況

子育ての不安や負担を感じる割合は、就学前で 61.2%、小学生で 73.4%
子育ての悩みは、就学前・小学生ともに「子育てや教育の費用」が最も高い
就学前では、「こどもの病気や発育・発達」、「食事や栄養」、小学生では、「こどもの教育」、
「こどもの病気や発育・発達」も上位

- 子育てに関して不安や負担などを感じる割合は、就学前で 61.2%、小学生で 73.4%となっています。
- 子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、就学前・小学生ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と最も高く（就学前：45.5%、小学生：53.3%）なっています。
- 次いで、就学前では「こどもの病気や発育・発達」、「食事や栄養」に関する悩みが、小学生では「こどもの教育」、「こどもの病気や発育・発達」に関する悩みが上位にあがっています。

□ 地域における子育て支援の状況

子育てへの地域の支えを感じる割合は、就学前・小学生ともに4割前後
地域に期待する子育て支援は、「こどもの防犯のための声かけや登下校の見守り」が最も高い

- 子育てが地域で支えられていると「感じる」割合は、就学前で38.4%、小学生で42.9%と、4割前後になっており、前回調査時（就学前：44.2%、小学生：52.4%）と比較していずれも低くなっています。
- 地域の支えを「感じる」人の内容をみると、就学前・小学生ともに「出会ったときに気軽に声をかけるなど、積極的にこどもにかかわってくれる」、「こどもが危険な目にあわないよう見守りや保護をしてくれる」が上位にあがっており、地域の見守りや声かけを支えと感じている状況がうかがえます。
- 地域に期待する子育て支援は、就学前・小学生ともに「こどもの防犯のための声かけや登下校の見守り」が最も多く（就学前：50.1%、小学生：50.1%）、こどもの安心・安全に係る支援が求められている状況がうかがえます。また、「こどもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなど」や「こどもと一緒に遊ぶ人や場」、「こどもにスポーツや勉強を教える人や場」など、こどもと地域の人が交流しながら遊んだり学んだりできる場づくりも上位にあがっています。

(2)「福山ネウボラ」について

□ 「福山ネウボラ」の認知度等の状況

「福山ネウボラ」及び「あのね」の認知度は、前回調査時より上昇
「あのね」の利用は就学前で 33.2%、小学生で 5.6%

- 「福山ネウボラ」を「知っている」割合は就学前では 85.0%、小学生では 67.6%と、前回調査時（就学前：61.3%、小学生：46.5%）と比較して認知度が高くなっています。
- ネウボラ相談窓口「あのね」の認知度は、就学前が 91.7%、小学生が 55.1%と、前回調査時（就学前：70.5%、小学生：37.7%）と比較して認知度が高くなっており、特に就学前の認知度が高くなっています。
- 一方、「知っており、利用したことがある」割合は就学前で 33.2%、小学生で 5.6%と、特に小学生では実際の利用には至っていない状況がみられます。
- 「あのね」の今後の利用意向をみると、「相談したいことができれば利用する」の割合が就学前が 77.9%、小学生が 70.9%と最も高くなっています。

□ 「あのね育ナビ」の認知度等の状況（就学前）

「あのね育ナビ」の認知度は 47.8%で前回調査時より上昇

- 福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を知っている割合は 47.8%と、前回調査時（24.1%）と比較して認知度が高くなっています。

(3) 教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の利用状況について

□ 教育・保育事業の利用状況、利用希望（就学前）

現在の利用、利用希望ともに「保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業」の利用が最も高い

「幼稚園」は、現在の利用、利用希望ともに2割を下回る

- 現在の平日の定期的な教育・保育事業の利用は「保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業」が47.6%、「幼稚園」が14.5%となっており、保育の利用が高くなっています。また、「教育・保育事業などを利用していない、利用希望はない」割合は18.6%となっています。
- 1年以内の利用希望は、「保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業」が50.0%、「幼稚園」が16.2%、「認定こども園（教育部分）」が15.6%となっています。
- 現在利用していない理由は、「こどもがまだ小さいため」、「子育ては家庭でできているなどの理由で、利用する必要がないため」がそれぞれ4割超と、育児休業から復帰する際やこどもが教育・保育を利用する年齢になった際の利用が予測されます。

□ 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望（就学前）

土曜日、日曜日・祝日の利用希望は土曜日が39.2%、日曜日・祝日が14.6%

幼稚園利用者の長期休暇中に利用したいが約6割

- 「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせた、教育・保育事業の利用希望は、土曜日が39.2%、日曜日・祝日は14.6%となっています。
- 幼稚園利用者の長期休暇中における教育・保育事業の利用希望は、「週に数日利用したい」が35.3%、「ほぼ毎日利用したい」が25.8%と合わせて約6割となっています。

□ 地域子育て支援拠点事業の利用状況、利用希望（就学前）

利用しているが9.9%、利用していないが75.1%

現在利用していないが、今後利用したいが15.4%

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況は、9.9%が利用しており、75.1%が利用していない状況にあります。
- 今後の利用希望では、「利用していないが、今後利用したい」が15.4%となっています。

□ 病児・病後児保育事業の利用意向（就学前）

仕事を休んでこどもの病気等に対応した保護者のうち、できれば病児・病後児保育を利用したいが30.8%

- こどもの病気やケガの際の対応として「父親または母親が休んだ」が74.1%、「就労していない家族や、親族・友人・知人などにこどもをみてもらえた」が33.3%となっており、大半の家庭が仕事を休んで対応している状況がうかがえます。
- 病児・病後児保育の利用意向について、仕事を休んで対応した保護者のうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と回答した人は30.8%となっています。

□ 不定期の一時預かりなど利用状況、利用意向（就学前）

利用していないが 83.8%、今後の利用意向は 29.8%

- 私用、親の通院、不定期の仕事などの理由による一時預かりなどの利用は、「一時預かり」で 5.3%の利用がみられるものの、「利用していない」が 83.8%となっています。
- 今後の利用意向は、「利用したい」が 29.8%となっています。

□ 放課後児童クラブの利用希望（就学前）

放課後児童クラブの利用希望は 60.6%

平日は低学年の間が 62.5%、高学年になってもが 34.5%

長期休暇中は低学年の間が 39.9%、高学年になってもが 28.1%

- 小学校就学後、放課後に過ごさせたい場所としては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 60.6%で最も高くなっています。週当たりの希望利用日数は 4.5 日となっています。
- 放課後児童クラブの利用を希望する人のうち平日の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が 62.5%、「高学年になっても利用したい」が 34.5%となっています。
- 長期休暇中の利用希望は「低学年の間は利用したい」が 39.9%、「高学年になっても利用したい」が 28.1%となっています。

□ 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

現在の平日の利用は 23.6%、週平均 4.5 日

長期休暇中の利用は 24.9%、週平均 4.4 日

- 小学生の平日の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 23.6%となっており、多くのこどもは「自宅」や「習い事」で放課後を過ごしています。放課後児童クラブを利用しているこどもは週に平均 4.5 日利用しています。
- 過去に放課後児童クラブを利用したことが「ある」割合が 60.9%となっており、そのうち 62.4%が「学校開校中の平日、土曜日と夏休みなどの長期休暇中」に利用しています。
- 長期休暇中の「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用は 24.9%となっており、週に平均 4.4 日利用しています。

(4) こどもと楽しめる場所について

□ こどもと楽しめる場所

気に入っている場所は「市内の大型遊具等のある大規模な公園」や「近所の公園」が上位
物足りないと感じている場所では、「近所の公園」、「悪天候でも利用できる屋内施設（体育館等）」が上位

- こどもと楽しめる場所のうち、気に入っている場所は、就学前・小学生ともに「市内の大型遊具等のある大規模な公園」が最も高く（就学前：58.3%、小学生：41.9%）、次いで「近所の公園」（就学前：49.8%、小学生：34.2%）が高くなっています。そのほか、就学前では「市外の大型遊具等のある大規模な公園」（24.4%）、小学生では「図書館」（28.7%）も高くなっています。
- 一方で、物足りないと感じている場所では、気に入っている場所でも上位となった「近所の公園」が就学前・小学生ともに最も高くなっています（就学前：38.0%、小学生：36.4%）。次いで就学前・小学生ともに「悪天候でも利用できる屋内施設（体育館等）」（就学前：37.4%、小学生：32.0%）が高くなっています。そのほか、就学前では「自然と触れ合える場」（20.5%）、小学生では「ボール遊びなどができる広場（グラウンド）」（20.5%）も高くなっています。

(5) 子育てをする中で有効と感じる支援・対策について

□ 子育てをする中で有効と感じる支援・対策

就学前・小学生ともに「こども医療費の充実」が5割超、「仕事と家庭生活の両立支援」が4割超

就学前では「保育サービスの充実」、小学生では「こどもの教育環境の充実」が4割超

- 子育てをする中で有効と感じる支援・対策は、就学前・小学生ともに「こども医療費の充実」が5割超で最も高くなっています（就学前：52.5%、小学生：53.4%）。
- 次いで、就学前では「仕事と家庭生活の両立支援」が49.5%、小学生では「こどもの教育環境の充実」が43.7%と高くなっています。
- そのほか、就学前では「保育サービスの充実」（44.8%）、小学生では「仕事と家庭生活の両立支援」（41.6%）も4割超と高くなっています。

2 子どもの生活に関する実態調査

(1) こどもの貧困について

□ 家族類型別の世帯収入（保護者回答）

ひとり親世帯の約5割が、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」

- 家族類型別の世帯収入の水準について、小学校5年生、中学校2年生ともに、ひとり親世帯の約5割が、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」となっており、経済的に厳しい状況にあるとみられます。

こどもの親の家族類型別の世帯収入

（単位：％）

等価世帯収入の区分		ひとり親世帯	母子世帯のみ	ふたり親世帯
小学校5年生	中央値の2分の1未満	45.8	50.0	4.8
	中央値の2分の1以上中央値未満	38.2	36.4	34.2
	中央値以上	12.2	10.2	52.1
中学校2年生	中央値の2分の1未満	46.8	47.9	3.3
	中央値の2分の1以上中央値未満	33.3	34.2	30.7
	中央値以上	8.7	6.0	52.5

○この調査では、保護者・こどもの生活状況について、内閣府の「令和3年 子供の生活状況調査の分析」に合わせ、世帯の年間収入の水準について同居家族の人数の情報も踏まえて下記のような処理をし、等価世帯収入による分類を行っています。

等価世帯収入の水準

《算出される基準》

- ・年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお「1,000万円以上」は1,050万円とする）。
- ・上記の値を保護者調査で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ・上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらにその2分の1未満であるか否かで分類する。

(2) 勉強について

□ 学習の状況・進学希望（児童・生徒回答）

等価世帯収入の水準「中央値の2分の1未満世帯」や「ひとり親世帯」では、「学校の授業以外では勉強しない」の割合が高い

大学以上への進学希望は、「ひとり親世帯」が「ふたり親世帯」と比較して低い

- 普段の学校の授業以外での勉強の仕方について、等価世帯収入の水準「中央値の2分の1未満世帯」や「ひとり親世帯」では、「学校の授業以外で勉強しない」の割合が高くなっています。
- 進学希望については、小学校5年生では、『大学またはそれ以上』が、「ふたり親世帯」では29.3%、「ひとり親世帯」では20.9%、中学校2年生では、『大学またはそれ以上』が、「ふたり親世帯」では39.3%、「ひとり親世帯」では26.2%となっており、いずれも「ひとり親世帯」で大学以上への進学希望が低くなっています。

(3) ヤングケアラーについて

□ ヤングケアラーの実態（児童・生徒回答）

自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて、等価世帯収入の水準「中央値の2分の1未満世帯」や「ひとり親世帯」では「分からない」の割合が高い

家族の世話について相談しやすい方法は、「直接会って」の割合が約6割、中学校2年生では「SNS」の割合が約4割と高い

- 自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて、「当てはまる」と回答した人は、収入や世帯の状況にかかわらず1～2%程度となっていますが、「中央値の2分の1未満世帯」や「ひとり親世帯」では、「分からない」の割合が高くなっています。
- 家族の世話の状況について、「中央値の2分の1未満世帯」や「ひとり親世帯」では、「世話をしている人はいない」の割合が低くなっています。
- 家族の世話について相談しやすい方法は、収入や世帯の状況にかかわらず「直接会って」の割合が約6割と高くなっています。また、中学校2年生では、「SNS（LINE など）」の割合が約4割と高くなっています。

3 小中学生アンケート調査

□ こどもが希望する福山市の将来像

「事件や事故、災害が少ない安全なまち」が75.8%で最も高い
「差別がなく、みんなが平等なまち」、「買い物や遊ぶところがたくさんあるまち」、「学校や家など、居場所（ほっとできる場所、安心して過ごせる場所）があるまち」、「スポーツや遊びなど、いろいろな体験ができるまち」も上位

- こどもが希望する福山市の将来像は、「事件や事故、災害が少ない安全なまち」が最も高く75.8%となっています。次いで「差別がなく、みんなが平等なまち」（66.3%）、「買い物や遊ぶところがたくさんあるまち」（64.0%）、「学校や家など、居場所（ほっとできる場所、安心して過ごせる場所）があるまち」（63.4%）、「スポーツや遊びなど、いろいろな体験ができるまち」（58.3%）となっています。

□ ほっとできる場所や安心できる場所

「家庭（親せきの家を含む）」が最も高く、次いで「自分の部屋」、「学校」、「地域（公園、交流館、図書館など）」、「インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）」も4割超

- ほっとできる場所や安心できる場所としては、「家庭（親せきの家を含む）」が71.8%で最も高く、次いで「自分の部屋」が63.9%となっています。
- 一方、「学校」、「地域（公園、交流館、図書館など）」、「インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）」は4割超となっています。

□ 自分自身のこどもの権利についての認識

権利が守られていると思うは86.0%、思わないは5.0%、分からないは8.3%

- 自分自身のこどもの権利が守られていると思うかでは、『思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が86.0%となっています。一方で、『思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）は5.0%となっています。また、「分からない」は8.3%となっています。

4 こども・若者世代実態調査

□ 悩みごとや心配ごと

15～19 歳は「勉強や進路」が6割超で最も高く、「将来のこと」、「自分のこと」、「就職のこと」も上位

20～24 歳は「将来のこと」が6割超で最も高く、「仕事や職場のこと」、「自分のこと」、「就職のこと」も上位

- 悩みごとや心配ごとについて、15～19 歳では、「勉強や進路」が 62.3%で最も高くなっています。次いで「将来のこと」(47.5%)、「自分のこと(性格、健康、性・容姿など)」(35.2%)、「就職のこと」(31.5%)となっています。
- 20～24 歳では、「将来のこと」が 64.7%で最も高くなっています。次いで「仕事や職場のこと」(41.4%)、「自分のこと(性格、健康、性・容姿など)」(37.9%)、「就職のこと」(37.1%)となっています。

□ 孤独であると感じる人

孤独であると感じる人は3割超、感じない人は6割超

- 孤独であると感じる人は「時々ある」が 32.3%、「常にある」が 3.7%となっています。
- 一方で「ない」は 30.9%、「ほとんどない」は 33.0%で6割超となっています。

□ こども・若者が思う居場所

「落ち着いてくつろげる場所」が最も高く、「周りに気をつかわなくていい場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」、「友人や親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」も上位

- 居場所とはどんなところだと思うかについて、「落ち着いてくつろげる場所」が 72.3%で最も高く、次いで「周りに気をつかわなくていい場所」(53.2%)、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」(36.5%)、「友人や親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」(32.8%)となっています。

5 こどもヒアリング調査

□ 就学前児童、小学校低学年の意見

- 「好きな（楽しい）こと」では、家族で外出したり、一緒にご飯を食べる、一緒にお風呂に入る、誕生日を祝う、一緒に旅行に出かけるなど、家族と一緒に過ごす時間が楽しく大切に感じているという意見が多く挙げられています。また、プールなどでの水遊びや公園の遊具で遊ぶこと、サッカーなどのスポーツをすることが好きだという意見も多く挙げられています。
- 「家の周りで気に入っているところ」では、友だちや家族で遊ぶ公園、家の近くの公園や少し遠くの大きな公園が多く挙げられています。また、自分たちの住む地域の川や海、山などの自然に対して愛着を感じているという意見も多く挙げられています。
- 「いやだな・かなしいな・さみしいなと思うこと」では、嫌いな物を食べることが多く挙げられています。また、家族や友達とのけんかやトラブル、親や先生に怒られることがいやだと感じている意見も多く挙げられています。

□ 小学校高学年、中学生、高校生の意見

- 「地域の好きなところ」は、地域で関わる人が優しい・親切なところが多く挙げられています。また、自然環境や公園があること、家の周りに商業施設等があり便利なお店などについても多く挙げられています。
- 「地域のいやなところ」は、道路の渋滞や事故、騒音などの問題、ポイ捨てなどにより川や海、まちが汚れていること、いじめや校則など学校についての意見などが多く挙げられています。
- 地域をより良くするための意見では、レジャー施設や商業施設、イベントなど、こどもが楽しめる場を増やすこと、公園や道路環境の整備、居場所の確保、学校をよりよくするための意見などが多く挙げられています。

6 LINE アンケート

□ 新たな取組を含めた子育て環境や支援への満足度

現在の福山市の子育て環境や支援について満足に感じている人は、約3割満足に感じている人は「第2子以降の保育料無償化」や「こどもの障がいの有無にかかわらず一緒になって遊べるインクルーシブ遊具の設置」に対して評価が高い不満に思っている人は、「経済的支援」、「遊び場」、「保育サービスの充実」、「ひとり親家庭等への支援」等の充実に要望

- 新たな取組も含めて、現在の福山市の子育ての環境や支援への満足度は、『満足』（「満足である」＋「やや満足である」）が28.9%となっています。
- 満足に感じている人は、「第2子以降の保育料無償化」や「こどもの障がいの有無にかかわらず一緒になって遊べるインクルーシブ遊具の設置」について、満足に感じている割合が高く、高い評価を受けています。
- 不満に思っている人は、「医療費や保育料などの経済的な支援」、「屋内遊戯場や公園遊具などの遊び場」、「希望の保育所入所などの保育サービスの充実」、「ひとり親家庭等への支援」等の充実に求めています。

第4節 こども未来づくり 100 人委員会の概要

子育てしやすい・したいと思えるまちを実現するため、子育て家庭や学生、企業、子育て支援団体など多様な立場・世代の皆さんが集い、参加者それぞれの立場で「何ができるか」を考え、アクションにつなげていく場として「こども未来づくり 100 人委員会」を開催しました。

委員会では、16 のグループで議論したテーマの関係性から、「地域とつながる子育て支援部会」、「仕事と子育ての両立の推進部会」、「こどもや若者を支える意識・環境づくり部会」の3つの部会を設置し、ワークショップを開催してきました。

議論の結果、4つの重点的な取組にまとめました。

今後は、この方向性に基づいて、市民・企業・子育て支援団体・行政が連携して取組を進めていきます。

委員会のワークショップで出された主な意見

<1>様々な世代が集える居場所づくり

- ・悩みや不安を抱える子育て家庭の多様なニーズに応える支援体制の充実
- ・子育て家庭が気軽に相談できる場が必要
- ・地域でこどもや子育て家庭を見守る体制づくり
- ・屋内でこども達が遊べる場が必要
- ・子育て家庭が利用しやすい場所が必要
- ・希薄化したこども・若者、子育て家庭と地域のつながりを、様々な世代の人との交流で再構築

<2>働き方改革の推進

- ・家事支援、病児保育の充実
- ・保育環境の充実
- ・企業の子育て支援制度の充実
- ・育休を取りやすく、こどもが体調不良などの時に休みやすい環境づくり

<3>子育てに関する情報発信の充実

- ・子育てに関する情報を、よりわかりやすく整理
- ・膨大な情報から必要な情報を効率よく見つけるための工夫

<4>こども主体の教育の推進

- ・こどもが多様な価値観を身につける
- ・学校、地域、企業が連携し、地域全体を活性化
- ・地域全体でこどもの権利についての知識を深める

第5節 こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題の総括

1 子育て家庭に関すること

- 子育て家庭を取り巻く環境は様々に変化しており、子育てに不安や負担を感じている保護者の割合は高くなっています。また、「経済的な負担」や「こどもの病気や発育・発達」、「こどもの教育」などが悩みとして挙げられています。
- 子育てを主に行っているのが「主に母親」という家庭が約5割いることから、育児負担が依然として女性に集中している状況にあります。また、子育てをする中で有効と感じる支援・対策について、「仕事と家庭生活の両立支援」が4割を超えています。
- こどもと楽しめる場で気に入っている場所は、「大型遊具等のある公園」や「近所の公園」と感じる一方で、物足りない場所については、「近所の公園」や「悪天候でも利用できる屋内施設（体育館等）」などが多く挙げられています。
- 子育て家庭と地域のつながりが希薄化しているため、様々な世代の人との交流の機会の充実が必要という意見が挙げられています。

【悩みや不安への対応】

子育てに係る悩みや不安を軽減するため、第2子以降の保育料無償化など経済的負担の軽減に加え、病気や発育・発達、教育など多様化する相談への体制の強化など、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。

【父母が協力して家事・子育てできる環境づくり】

仕事と子育ての両立に向け、働き方改革を促進するとともに、安心して保育サービスを利用できるよう、保育環境を充実することで、夫婦が協力しながら家事・子育てができる環境を整えていく必要があります。

【子育て家庭と地域が交流する場の充実】

屋内の遊び場の整備や公園遊具の設置など、子育て家庭が楽しめる場所の充実が必要です。また、子育て家庭と地域が交流する場についても期待されていることから、親同士・地域住民との交流の場としての機能の充実も必要です。

2 こども・若者に関すること

- こどもが希望する本市の将来像は、「事件や事故、災害が少なく安全」や「学校や家など、居場所（ほっとできる場所、安心して過ごせる場所）がある」、「スポーツや遊びなど、いろいろな体験ができる」などが多く挙げられています。
- 自分自身のこどもの権利が守られているかという問いに対して、分からないと回答した小中学生が約1割います。
- 悩みごとや心配ごとについて、15歳～19歳では、「勉強や進路」、「将来のこと」、「自分のこと」、「就職のこと」の割合が高く、20歳～24歳では、「将来のこと」、「仕事や職場のこと」、「自分のこと」、「就職のこと」の割合が高くなっています。また、15歳～29歳の若者が入学・転校や就職、転勤、転業・転職などの理由で転出超過となっています。
- 男女ともに各年齢層で未婚率が上昇しています。また、いずれ結婚するつもりと回答した未婚者は、男女とも8割以上おり、独身でいる理由として、最も多いのは「適当な相手にまだめぐり合わない」となっています。

【安心・安全やこどもの権利の確保】

犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進するとともに、保護者に対しても周知啓発が必要です。さらに、こども・若者の権利が保障されるよう、市民への理解の浸透を図るとともに、こども・若者が安心して意見を表明しやすい環境を作っていく必要があります。

【遊びや体験活動の充実】

スポーツや遊びなど、いろいろな体験をしたいと希望しているこどもが多いことから、芸術や文化など体験を含めた多様な学びを充実し、こどもの自己肯定感や自己有用感を高めて成長を支えていくことが必要です。

【居場所づくり】

こども・若者の居場所とは、遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが居場所になりうるものです。ほっとできる場所や安心して過ごせる場所など、こども・若者が自らの居場所を自身の意思で選択できるよう、こども・若者の声を聴き、多様な居場所を創出することが必要です。

【若者の将来についての不安と転出超過】

若者の勉強や進路、就職など将来に対する不安を軽減するため、キャリア形成支援やライフプランニング教育などにより、安心して進路を選択できる環境づくりが必要です。

また、就職期における転出超過を抑制するため、地元企業とのマッチング機会の充実などにより就職支援を強化していく必要があります。

【出会いの機会の充実】

結婚を希望する若者が成婚につながるよう、出会いの機会の創出や結婚への機運の醸成などサポートしていくことが必要です。

3 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭に関すること

- 児童虐待相談対応件数は、全国では 2022 年度（令和 4 年度）が 2017 年度（平成 29 年度）と比べて 1.6 倍に増加し、本市では 2023 年度（令和 5 年度）が 2018 年度（平成 30 年度）と比べて 2.7 倍に増加しています。
- ひとり親世帯については、約 5 割が収入の水準が低く、経済的に厳しい状況にあるとみられます。また、収入の水準の低い世帯やひとり親世帯では、学校の授業以外では勉強しない割合が高くなっています。
- 障がい児の教育・保育施設及び放課後児童クラブ利用者については、保育所から認定こども園への移行が進んでいるため、保育所は減少傾向にあり、認定こども園では増加していますが、合計は 2020 年度（令和 2 年度以降）横ばいで推移しています。また、放課後児童クラブの利用者は増加しています。
- 不登校児童・生徒数は、2023 年度（令和 5 年度）が 2018 年度（平成 30 年度）と比べて小学校が 3.2 倍に、中学校が 2.1 倍に増加しています。

【児童虐待への早期発見・早期対応】

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、母子保健分野や学校教育分野等の行政機関や、地域での見守り支援など外部の関係機関との連携を図りながら、適切な支援が必要です。

【貧困の連鎖の解消】

経済的負担の軽減や子育て支援、保護者の就労支援など生活の安定と自立に向けた取組や、ひとり親家庭等が抱える悩みや不安を気軽に相談できる体制を充実し、精神的負担の軽減を図るとともに、こどもの教育機会や養育費の確保など、総合的な支援が必要です。

【障がい児や家庭への支援】

福祉・保健・教育・医療の各分野で連携し、障がい児や保護者に寄り添いながら、一人一人の特性や状況に応じた支援体制を構築していくことが必要です。

【多様な学びの場の提供】

こどもたちが、誰一人取り残されることなく、自分に合った学び方を選択できるよう、学校内外の学び場の充実など、個々の状況に応じた相談・学習支援の充実が必要です。

めざす姿

地域みんなでつくる
すべてのこども・若者の未来が輝き
子育て家庭の希望が実現できる
こどもまんなかのまち ふくやま

- 「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」は、「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会」です。
- こども・若者が、夢や希望を持ち、果敢に挑戦ができるまちをめざします。
- 子育て家庭が、それぞれ希望の子育てを実現できるよう福山ネウボラの強化を推進していきます。
- こども未来づくり 100 人委員会での議論を踏まえて、行政・企業等が連携し、地域が一体となって、本計画を進めていきます。

ネウボラセンターを核とした
こども・若者、子育て家庭への総合的支援

- めざす姿の実現に向け、こども・若者、子育て家庭に関する機能を集約したネウボラセンターを創設し、総合的支援を展開します。

めざす姿を実現するための指標

指標	現状値	目標値	備考
「生活に満足している」と思うこどもの割合（満足度7～10と回答した割合）	(小学生) 73.6% (中学生) 63.4% (2023年度)	(小学生) 80.0% (中学生) 70.0%	次回調査 2028年度
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	(小中学生) 89.9% (15～39歳) 83.7% (2024年度)	(小中学生) 95.0% (15～39歳) 90.0%	次回調査 2028年度 (15～39歳)
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	(小中学生) 97.2% (2024年度)	現状維持	
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	(小中学生) 86.2% (15～39歳) 67.1% (2024年度)	(小中学生) 95.0% (15～39歳) 80.0%	次回調査 2028年度 (15～39歳)
「この地域で子育てしたい」と思う親の割合	92.9% (2023年度)	96.0%	

○ めざす姿を実現するための指標として、5つの指標を設定します。

【その他の指標について】

- 第4章第2節「施策の概要」において、施策の進捗管理を行うため、「成果指標」と「進捗把握指標」を設定します。
- 「成果指標」は、目標値を定め、施策効果を評価する指標です。
- 「進捗把握指標」は、目標値を定めず、施策の進捗を把握するための指標として設定します。
（「こども大綱」の「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」等を参考に設定）

第4章 施策の方向性

第1節 施策の体系

めざす姿

地域みんなでつくる すべてのこども・若者の未来が輝き
子育て家庭の希望が実現できる こどもまんなかのまち ふくやま

基本方針

【1】
子育て家庭への取組

- (1) 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実
- (2) 地域における子育て支援サービスの充実
- (3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実
- (4) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (5) 周産期・小児医療提供体制の充実
- (6) 仕事と子育ての両立支援（共働き・共育での推進）
- (7) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (8) 子育てにやさしい生活環境づくり

【2】
こども・若者への取組

- (1) 未来を切り拓く人材を育成する教育環境の整備
- (2) 多様な遊びや体験活動の推進
- (3) こども・若者の居場所づくり
- (4) こども・若者の安心・安全な暮らしの確保
- (5) 若者の就労支援
- (6) 結婚を希望する若者への支援
- (7) こども・若者の権利を守る環境づくり

【3】
援助を必要とする
こども・若者、
子育て家庭への取組

- (1) 児童虐待防止対策等の更なる強化
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) こどもの貧困対策
- (4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (5) 悩みや不安を抱えるこども・若者、子育て家庭への支援

こども未来づくり100人委員会での「様々な世代が集える居場所づくり」、「働き方改革の推進」、「子育てに関する情報発信の充実」、「こども主体の教育の推進」について、基本施策に反映し、重点的に取り組みます。

なお、基本方針を推進していく上で、次の共通する視点を踏まえ、取組の充実を図ります。

各基本方針に共通する視点

- ◆デジタル技術の活用
- ◆備後圏域市町との連携

◆地域社会全体での各施策の推進

基本方針 1

子育て家庭への取組

(1) 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実

現状と課題

こども・若者を取り巻く育ちの環境は多様なため、保護者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、子育てを継続的に支えることが求められています。

本市では、2017年度（平成29年度）より、保健部門や保育部門の相談窓口を一体化し、ネウボラ相談窓口「あのね」を設置して、こども・子育てのワンストップサービスの充実を図っています。

ネウボラ相談窓口「あのね」では、子育て支援に関わる関係機関との情報共有や連携を図り、一人一人の妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談にネウボラ相談員（看護職・保育士）が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を図りながら切れ目のない支援を提供しています。

ニーズ調査では、子育てに不安や負担を感じていると回答した保護者の割合が高くなっています。また、子育て家庭の悩みは「病気や発育・発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」、「こどもの教育に関すること」など、多様化しています。

そうした悩みに対する相談体制を更に強化し、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。

また、「あのね」の認知度は、就学前児童の保護者で9割超と高いものの、半数以上が「知っているが利用したことはない」と回答しています。その理由として、制度や相談できる内容がよく分からないと感じている人がいることから、あらゆる機会を捉えて必要な情報を発信していくことが必要です。

今後の方向性

妊婦や子育て家庭が安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、相談機関の充実や健康診査などによる切れ目のない支援ができる体制の強化を図り、子育てに関する不安や負担を軽減します。

また、必要な人に必要な情報を適切なタイミングで届けられるよう、プッシュ型の情報提供など効果的な情報発信に取り組みます。

主な取組

- ◆ 多様化する悩みに対応できる体制の整備（ネウボラセンターの設置）
- ◆ ネウボラ相談窓口「あのね」の運営
- ◆ 産前・産後の支援の充実
- ◆ SNS を活用したプッシュ型の情報発信

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭を取り巻く環境が変化している中で、祖父母や近所の人から、子育てに関する助言や協力を得ることが難しい状況にあります。

本市では、地域子育て支援拠点事業として、ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や認定こども園・保育所等において、子育て家庭の交流の場や子育て情報の提供、子育て講座の実施などに取り組んでいます。

ニーズ調査では、地域子育て支援拠点事業について約 10%の人が「利用している」、約 15%の人が「利用していないが今後利用したい」と回答しており、一定のニーズがあることがうかがえます。

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを応援する人との更なる連携が必要です。

今後の方向性

地域における子育てに関する相談の場や交流の場を充実するとともに、子育てに関する相談・援助を行う中で、子育て家庭のニーズを把握し、地域における子育て支援事業等の充実につなげていきます。

また、キラキラサポーター（子育て支援ボランティア人材）や民生委員・児童委員との連携、活動への支援を通して、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう地域社会全体で支援していきます。

主な取組

- ◆ ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や地域子育て支援拠点による、交流の場の提供や相談・援助、子育て講座の実施
- ◆ キラキラサポーター（子育て支援ボランティア人材）の確保
- ◆ ファミリー・サポート・センターによる地域の相互援助活動の推進

(3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実

現状と課題

核家族世帯や共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを家庭で保育できない世帯が増えています。また、親の就業状況にかかわらず、全ての子育て家庭に対して、孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減を図る必要があります。

本市では、2024年度（令和6年度）から、保育所等の広域利用の要件緩和やこども誰でも通園制度の試行的実施などに取り組んでいます。

ニーズ調査では、共働き家庭が約75%、1年以内の共働き希望家庭も約80%おり、多様な保育サービスを提供するために保育人材の確保が必要です。

さらに、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国にルーツを持つこどもなど個別な配慮を必要とするこどもを含め、保護者が安心して預けることができるよう、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。

兄弟姉妹同一施設など希望の保育所等への入所や一時預かり、病児・病後児保育など、利用者の生活実態やニーズを踏まえた保育サービスの充実が必要です。

今後の方向性

保育人材の確保に取り組む中で、保育ニーズに対応した受け皿を整備します。また、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、希望の保育所等への入所や教育・保育の質の向上、快適な保育環境の整備に取り組みます。

病児・病後児保育やこども誰でも通園制度など多様な保育サービスを提供し、子育てに係る保護者の支援を行います。

また、個別の状況に応じた支援が必要な児童も含め、利用者の生活実態やニーズを踏まえた保育サービスの提供体制の整備を図ります。

主な取組

- ◆ 保育人材の確保
- ◆ 保育サービスの充実（広域入所・延長保育・一時預かりなど）
- ◆ 保育施設の環境改善
- ◆ 病児・病後児保育の充実
- ◆ こども誰でも通園制度の実施
- ◆ 医療的ケア児等への安定・継続した支援体制の構築

(4) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

現状と課題

出生から、新生児期・乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して必要な支援を切れ目なく提供し、「全てのこどもが健やかに育つ社会」の実現が求められています。

本市では、疾病や障がいの早期発見及び支援、親の育児不安を解消するための乳幼児の健康診査の実施及び食生活をはじめとした基本的な生活習慣を身につけるための食育の推進などに取り組んでいます。

ニーズ調査では、子育てに関して日常で悩んでいること、または気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」と答えた保護者の割合は、経済的な悩みに次いで多く、前回調査時よりも10%以上増加しています。現在実施している乳幼児健康診査等により、こどもの疾病や障がいの早期発見から支援につなげるための取組が必要です。

乳幼児期の健康に関する情報提供や相談支援、予防接種や小中高生への成人期に向けた保健教育の取組を通じて、こども自らが心身の健康に関心を持ち、行動できるように努める必要があります。

今後の方向性

乳幼児健康診査や健康相談、養育支援が必要な家庭に対しての家庭訪問などの取組を継続し、保健指導等の充実を図ります。

保護者への学習機会の提供や子育て支援アプリ「あのね育ナビ」を活用した予防接種などの勧奨、情報提供を行うとともに、児童・生徒への心身の健康やこころのケア等に関する保健教育を充実します。

また、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習や体験活動の機会を充実し、食育の推進を図ります。

主な取組

- ◆ 乳幼児健康診査や予防接種の実施
- ◆ 母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とするデジタル化の推進
- ◆ 児童・生徒への保健教育の充実
- ◆ 食育の推進

(5) 周産期・小児医療提供体制の充実

現状と課題

妊産婦本人の居住地にかかわらず、安心・安全に妊娠・出産でき、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備する必要があります。小児医療についても、こどもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスが受けられる体制の整備が求められています。

本市では、岡山大学へ寄付講座（周産期医療学講座及び小児急性疾患学講座）を設置し、周産期医療に関わる医師の確保や育成、持続可能な小児救急医療提供体制の構築に取り組んでいます。また、休日・夜間は当番医療機関や福山夜間小児診療所で一次救急を実施しているほか、福山市民病院では小児救急に24時間365日対応しています。

低出生体重児の増加や出産年齢の高齢化など、ハイリスク分娩の増加に伴い、妊産婦及び新生児の状態に応じた医療の提供が求められる一方で、分娩を取り扱う医療機関の減少等により、安心してこどもを産むことのできる周産期医療の充実が課題となっています。

また、小児救急の適正受診等について、広報・ホームページへの掲載をはじめ、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の際のチラシ等の配布などにより啓発を行っています。しかし、未だに、二次救急病院に多くの軽症患者の受診があり、適正受診について、継続した市民への啓発が必要となります。

今後の方向性

備後圏域の基幹病院である福山市民病院への周産期母子医療センターの開設など、周産期医療を充実し、安心して出産できる環境を整えます。また、休日・夜間を含めていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療提供体制を引き続き確保します。

適正受診については、市民への啓発を継続します。

主な取組

- ◆ 福山市民病院への周産期母子医療センターの開設
- ◆ 寄付講座の継続などによる周産期医療体制の充実及び小児医療提供体制の確保
- ◆ 適正受診に向けた市民への啓発

(6) 仕事と子育ての両立支援（共働き・共育ての推進）

現状と課題

子育て家庭が、仕事と子育ての両立に悩むことなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む必要があります。

本市では、グリーンな企業プラットフォームを立ち上げ、働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んでいます。

女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加に伴い、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。ニーズ調査でも、子育てを主に行っているのが「主に母親」という家庭が半数近くいることから、家庭内における負担が依然として女性に集中している状況にあります。また、子育てで悩んでいることについて「こどもとの時間を十分に取れないこと」を挙げている人もいます。さらに、こどもヒアリングにおいても、家族と一緒に過ごす時間が大切という声も挙がっています。

夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援する環境を整備していく必要があります。

今後の方向性

男女の雇用機会の均等やワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、男性育児休業取得奨励などにより企業の働き方改革を促進し、男女ともに仕事と子育てを両立できる「共働き・共育て」の環境整備を推進します。

主な取組

- ◆ グリーンな企業プラットフォームを活用した企業の働き方改革の促進
- ◆ 男性の育児休業取得の促進
- ◆ 子育て応援ウィークなどによる経営者と従業員の意識改革

(7) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

子育て家庭が、こどもを産み、育てることを経済的理由で諦めることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるよう、幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する必要があります。

本市では、2023年度（令和5年度）に、こどもの医療費助成について、所得制限を撤廃したほか、2024年（令和6年）9月から第2子以降の保育料について、所得制限を撤廃し、第1子の年齢にかかわらず無償化しています。

ニーズ調査では、子育てに関する不安や負担について、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した割合が、就学前・小学生の保護者ともに高くなっています。

社会・経済情勢が変化し、教育費の増加や物価高騰など、子育て家庭にとっては、依然として教育や養育にかかる費用への負担感は大きい状況です。

子育て家庭の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な家庭へ支援の利用を促していくことが必要です。

今後の方向性

第2子以降の保育料の無償化を継続して実施するなど、経済的負担の軽減を図るとともに、必要とする家庭に支援が届くよう、制度を周知します。

また、学校給食費については、国の無償化の実現に向けた動向を注視するとともに、物価高騰に対しては保護者負担の軽減に努めていきます。

主な取組

- ◆ 第2子以降の保育料の無償化
- ◆ こども医療費の助成
- ◆ 国に対する学校給食費の無償化の実現に向けた提言

(8) 子育てにやさしい生活環境づくり

現状と課題

生活環境の充実に向けては、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出、子育てにやさしい住まいの拡充などが必要です。

本市においては、インクルーシブ遊具の設置などによる誰もが楽しめる公園づくりを進めています。

ニーズ調査では、こどもと楽しめる場所のうち、気に入っている場所は「市内の大型遊具等のある大規模な公園」や「近所の公園」の割合が高くなっていますが、物足りない場所として、「近所の公園」や「悪天候でも利用できる屋内施設（体育館等）」の割合が高くなっています。

こどもの遊び場は、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間や居場所の役割も担っていることから、こどもや子育て当事者の目線にたった生活空間の形成を充実していく必要があります。

今後の方向性

「屋内の遊び場の整備」や「公園遊具の設置」など、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の創出を進めていきます。

また、公園内への休憩施設の充実などにより、こどもや親同士の交流の場を整備します。

主な取組

- ◆ 屋内の遊び場の整備
- ◆ インクルーシブ遊具の設置による誰もが楽しめる公園整備
- ◆ 子育て家庭が利用しやすい公園整備（使用ルールなどの検討）
- ◆ 子育て家庭向けの市営住宅の整備・確保

基本方針1 「子育て家庭への取組」の評価指標

各施策の効果の把握や進捗を管理するため、次の「成果指標」及び「進捗把握指標」を設定します。

【成果指標】

施策 No.	指標	現状値	目標値	備考
1-1	妊娠 11 週以内での妊娠届出率	95.8% (2023 年度)	95.0%以上	
1-1	妊婦歯科健康診査受診率	46.9% (2023 年度)	54.0%	
1-1	こんにちは赤ちゃん訪問事業の生後 4 か月までの訪問率	101.4% (2023 年度)	100%	
1-2	地域子育て支援拠点事業実施か所数	36 か所 (2023 年度)	41 か所	
1-3	保育所等待機児童数	0 人 (2023 年度)	0 人	
1-4	1 歳 6 か月児健康診査受診率	98.0% (2023 年度)	97.0%以上	
1-4	むし歯のない 3 歳児の割合	90.7% (2023 年度)	94.0%	
1-4	麻疹風しん定期予防接種の接種率	92.2% (2023 年度)	95.0%	
1-4	朝食を毎日食べている人の割合	(5 歳児) 93.2% (小 6) 87.5% (中 2) 79.3% (高 2) 75.4% (2023 年度)	100%	次回調査 2029 年度
1-4	児童における肥満傾向児の割合 (小 6)	(男子) 17.2% (女子) 10.7% (2023 年度)	7.0%	次回調査 2029 年度
1-4	最近 1 か月の喫煙経験がある人の割合	(中 2) 0.3% (高 2) 0% (2023 年度)	0%	次回調査 2029 年度
1-4	最近 1 か月の飲酒経験がある人の割合	(中 2) 0.9% (高 2) 0% (2023 年度)	0%	次回調査 2029 年度
1-4	BMI18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合	13.0% (2023 年度)	13.0%	次回調査 2029 年度
1-4	「食育」に関心がある人の割合	(男性) 67.3% (女性) 76.6% (2023 年度)	84.0%	次回調査 2029 年度
1-6	男性の育児休業取得率	32.9% (2023 年度)	85.0%	
1-6	ふくやまワーク・ライフ・バランス認定企業数	137 件 (2023 年度)	300 件	

【進捗把握指標】

施策 No.	指標	現状値	備考
1-1	合計特殊出生率	1.51 (2022 年)	
1-1	理想のこどもの数	(就学前保護者) 3人 43.6% 2人 40.0% (小学生保護者) 3人 39.2% 2人 41.7% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
1-2	「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	(就学前保護者) 38.4% (小学生保護者) 42.9% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
1-4	児童における痩身傾向児の割合（小6）	(男子) 2.3% (女子) 3.1% (2023 年度)	次回調査 2029 年度
1-5	人口 10 万人当たりの医師数（産科・産婦人科医師）	9.4 人 (2022 年度)	次回調査 2024 年度
1-5	人口 10 万人当たりの医師数（小児科医師）	12.1 人 (2022 年度)	次回調査 2024 年度
1-7	理想のこどもの数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる保護者の割合	(就学前保護者) 82.2% (小学生保護者) 78.5% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
1-8	こどもと楽しめる場所で物足りないと感じている場所として「近所の公園」と回答した人の割合	(就学前保護者) 38.0% (小学生保護者) 36.4% (2023 年度)	次回調査 2028 年度

基本方針2

こども・若者への取組

(1) 未来を切り拓く人材を育成する教育環境の整備

現状と課題

社会が大きく変動し、人々の価値観が多様化している今日において、私たちには、一人一人の「違い」を尊重し、様々な人々と協働して、全ての人が自分らしく幸せに生きることができる社会を創っていくことが求められています。

本市では、「福山みらい創造ビジョン」で示す5つの挑戦の一つ「新たな価値を創出する人材育成」に向け、「福山100NEN教育の推進」を基本理念に、誰もが、予測困難な変化を前向きに捉え、よりよい社会を創るために自ら主体的に考え行動できること、そして、ふるさとへの愛着と誇りを胸に、様々な世界で活躍することをめざしています。学びを中心に、「主体的・対話的で深い学び」、「学びをつくる教職員研修」、「多様な学びの場の充実」、「元気・笑顔で学び続ける教職員」の4つの柱で取組を進めています。

ニーズ調査では、子育てに対する有効と感じる支援・対策として、「こどもの教育環境の充実」が小学生の保護者から多く挙げられており、子育て家庭からの期待が高くなっています。

また、こども・若者世代実態調査において、悩みごとや心配ごとについて、15～19歳は「勉強や進路」、20～24歳は「将来のこと」の割合が最も高くなっていることから、若者が自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができるよう支援が必要です。

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、誰もがワクワクできる未来を創っていく「未来を切り拓く教育」を着実に進めていく必要があります。

今後の方向性

こども一人一人の個性や多様性を大切にし、こどもたちが自ら選択・決定し、行動することを大切にした授業づくりに取り組むとともに、学校と保護者、地域住民が学校の教育目標やビジョンを共有し、地域と共にある学校づくりを進めていきます。

また、大学生等のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

主な取組

- ◆ 授業改善と個に応じた支援
- ◆ 教科の専門性を高める教職員研修の充実
- ◆ 不登校児童・生徒の個々の状況に応じた相談・学習支援（再掲）
- ◆ コミュニティ・スクールの導入と活動の推進
- ◆ （仮称）ふくやま未来大賞による革新的・先進的な取組の発掘・顕彰
- ◆ （仮称）子ども未来館の整備
- ◆ キャリアプランの形成支援

(2) 多様な遊びや体験活動の推進

現状と課題

こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会・場を創出することが求められています。

本市では、ふくやま美術館やばらのまち福山国際音楽祭、オーケストラ福山定期に小中学生を招待するなど、豊かな創造力や想像力、思考力などの育成に取り組んでいます。

小中学生アンケート調査では、希望する福山市の将来像について、「スポーツや遊びなど、いろいろな体験ができるまち」と約 60%のこどもが回答しており、体験活動の機会を充実していく必要があります。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で重要であり、読書に取り組みやすい環境整備が必要です。

今後の方向性

美術・音楽などのホンモノの芸術に触れる体験を充実するとともに、最新の科学や技術に触れ、異なる価値観と出会う機会を創出するなど、こども・若者の創造力や思考力、感性を育みます。

また、こどもの「学習活動の場」、「読書活動の場」、「安らぎの場」となるよう、学校図書館の蔵書をはじめとした環境の充実を図ります。

主な取組

- ◆ ふくやま美術館やばらのまち福山国際音楽祭、オーケストラ福山定期への招待による芸術文化体験の推進
- ◆ 福山夢・未来開花プロジェクトなど多様な体験機会の充実
- ◆ 図書館やえほんの国などでの読書活動の推進
- ◆ 学校図書館運営委員会による組織的な図書館運営の促進
- ◆ (仮称) 子ども未来館の整備(再掲)
- ◆ 子育て家庭が利用しやすい公園整備(使用ルールなどの検討)(再掲)

(3) こども・若者の居場所づくり

現状と課題

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間など、人との関係性全てが「居場所」になり得るものです。

本市では、放課後児童クラブの開設時間延長や放課後子ども教室、フリースペース「YuRuRi～ゆりり～」の開設など、安心・安全な居場所づくりに取り組んでいます。

小中学生アンケート調査等では、ほっとできる・安心して過ごせる居場所を求めている割合が高く、気に入っている場所として、家の近くの公園が挙げられています。

また、こども・若者世代実態調査では、こども・若者が思う居場所について、「落ち着いてくつろげる場所」が最も高く、「周りに気をつかわなくていい場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」、「友人や親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」についても多く挙げられています。

こどもが安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場や、こども・若者が自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う場の整備など、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを着実に進める必要があります。

今後の方向性

こども・若者が、安心・安全で豊かな時間を過ごすことができるよう、こども・若者の声を聴き、地域と連携した多様な居場所づくりを推進します。

また、こどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブなどの充実を図ります。

主な取組

- ◆ 地域団体が開設するこども食堂等の居場所づくりの支援
- ◆ 地域の各種施設等を柔軟に活用した多様なこども・若者の居場所の創出
- ◆ 放課後児童クラブの開設時間延長

(4) こども・若者の安心・安全な暮らしの確保

現状と課題

近年、こどもが一生残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることなどを踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが重要です。

本市では、通学路交通安全について、プログラムに基づき、保護者・自治会など地域関係者の協力のもと抽出した危険箇所について、道路管理者・警察・教育委員会・学校・地域関係者と合同点検を行い、必要な対策を実施しています。

小中学生アンケート調査やこどもヒアリングでは、事件や事故、災害が少なく安全な福山市の将来像を求める声が多くなっています。

こども・若者が健やかに育つため、有害環境対策、防犯・交通安全対策など、こどもが犯罪等の被害に遭わない環境づくりを行うことが必要です。

今後の方向性

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、関係機関や学校、地域と連携して、体験的な学びを含め、発達の程度に応じた安全教育を推進し、保護者に対しても、周知啓発を進めます。

主な取組

- ◆ 地域安全マップの普及によるこどもの危険回避能力と地域住民の防犯意識の向上
- ◆ 福山市通学路交通安全プログラムによる危険箇所への対策
- ◆ 青少年の健全育成や非行防止に向けた意識啓発

(5) 若者の就労支援

現状と課題

若者にとって、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望を持って生活できるよう、取組を促進することが求められています。また、就職時のミスマッチ等による不本意な早期離職が全国的にも増えており、若者の就業ニーズと地元企業とのマッチング向上などの支援が求められます。

本市では、高校生やその保護者を対象に備後圏域内企業による企業・職業説明会を実施することで、働くことについて知る機会を設け、地元企業への就職促進につなげるとともに生徒の職業観の醸成支援を図っています。

こども・若者世代実態調査では、「将来のこと」や「就職のこと」、「仕事や職場のこと」を悩みごとや心配ごとに挙げる割合が高いため、若者が安心して将来への展望を持って生活できるよう、魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく必要があります。

今後の方向性

学生等は、生活の中で企業や社会人と接する機会が少なく、地元企業やその業務内容等について知ることが難しいため、多様な企業や業務内容、働くことについて知る機会を設け、地元企業への就職につなげます。

また、グリーンな企業プラットフォームにおいて、企業への実践を促すためのセミナーや勉強会などの開催を通じ、働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革等を促進します。

主な取組

- ◆ 地元企業との交流機会の充実
- ◆ 若者の経済的不安軽減に向けた奨学金返済支援
- ◆ キャリアプランの形成支援（再掲）
- ◆ グリーンな企業プラットフォームを活用した企業の働き方改革の促進（再掲）

(6) 結婚を希望する若者への支援

現状と課題

若者のライフスタイルや価値観は多様であり、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。その上で、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、その希望がかなえられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援が必要です。

全国の調査では、結婚の意向を示す人は約8割おり、現在独身でいる人の理由には、経済的事情や仕事の問題などのほか、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が男女ともに最も多くなっています。

結婚を希望する人が出会いの機会をより多く持てるようサポートを行い、成婚につながる取組を行っていくことが必要です。

今後の方向性

出会いの機会の創出など結婚につながる支援を実施します。また、市民のニーズを把握し、結婚を希望しながらもあと一步を踏み出せない人の後押しとなるよう、官民連携で支援を行っていくことで、結婚を応援する機運を醸成します。

主な取組

- ◆ 出会いの機会の創出
- ◆ 地域における結婚を応援する機運の醸成
- ◆ ライフプランについて考える機会の提供

(7) こども・若者の権利を守る環境づくり

現状と課題

こども基本法やこどもの権利条約が示しているように、全てのこども・若者は権利の主体であり、多様な人格を持つ自立した個人として尊重され、権利が保障されています。

小中学生アンケート調査では、こども自身が自分のこどもの権利が守られていると思うかについて、「わからない」と回答したこどもが約1割となっています。

こうした状況を改善していくためには、「こども基本法」や「こどもまんなか社会」に関する理解をこどもを含めた市民全体に浸透させていくことが必要です。

また、こども・若者が安心して意見を述べることができる環境の整備、こども・若者の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めることが必要です。

今後の方向性

「こども基本法」や「こどもまんなか社会」について、地域や学校等で学ぶ機会を創出するとともに、広報誌やホームページを活用した啓発活動により、市民への理解の浸透を図ります。

こどもたちが自らの意見を積極的に表明し、自分自身に関わる決定プロセスに参加できるように取り組むことで、こどもたちの声が社会に反映され、より良い未来を築くための基盤をつくれます。

主な取組

- ◆ 「こども基本法」や「こどもまんなか社会」について地域住民への意識啓発
- ◆ 男女共同参画の啓発
- ◆ こども・若者への意見聴取

基本方針2 「こども・若者への取組」の評価指標

各施策の効果の把握や進捗を管理するため、次の「成果指標」及び「進捗把握指標」を設定します。

【成果指標】

施策 No.	指標	現状値	目標値	備考
2-1	自己肯定感に係る質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合	(小学校) 87.5% (中学校) 85.2% (2023 年度)	前年度以上 (2026 年度)	
2-1	コミュニティ・スクールの導入率	18.6% (2024 年度)	100% (2026 年度)	
2-2	学校図書館を週1回以上利用している児童・生徒の割合	29.0% (2023 年度)	60.0% (2026 年度)	
2-4	登下校時の交通事故発生件数	59 件 (2023 年度)	前年度を下回る (2026 年度)	
2-5	市内大学生の地元就職率	27.7% (2023 年度)	32.5% (2025 年度)	

【進捗把握指標】

施策 No.	指標	現状値	備考
2-1	「自分の将来について考えたことがある」こどもの割合	82.1% (2024 年度)	
2-2	自分の周りにはこどもや若者の遊びや体験活動の機会・場所が十分にあると思うと回答した割合	75.8% (2024 年度)	
2-3	安心できる場所の数が1つ以上あるこどもの割合	99.1% (2024 年度)	
2-3	ここに居たいと感じる「居場所」がある若者の割合	94.0% (2024 年度)	次回調査 2028 年度
2-4	30 歳未満の不慮の事故での死亡者数	5 人 (2022 年)	
2-6	50 歳時点の未婚率	(男性) 26.9% (女性) 16.2% (2020 年)	次回調査 2025 年
2-6	「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	72.9% (2015 年度)	次回調査 2024 年度
2-7	「こどもは権利の主体である」と思うこどもの割合	86.0% (2024 年度)	

基本方針3

援助を必要とするこども・若者、 子育て家庭への取組

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深刻な影響を与え、健やかな成長を妨げます。全国及び本市において、児童虐待相談対応件数は増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、こどもの保護及び支援、保護者への指導及び相談など支援の各段階で切れ目のない総合的な対策を講じることが必要です。

本市では、福山市児童虐待防止等ネットワークを設置し、市内外の関係機関と連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながる啓発活動、虐待に係る家庭への支援などを行っています。

また、妊産婦、子育て家庭、こどもへの一体的相談窓口としての機能を担うこども家庭センター※を2024年度（令和6年度）に設置し、育児相談や虐待の予防から子育てに困難を抱える家庭へ寄り添った支援を実施しています。

母子保健分野や学校教育分野等の行政内部の関係機関や、地域での見守り支援など外部の関係機関との連携を図りながら、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOSを早期に把握し、適切な支援を行うことが必要です。

※ 児童福祉法において市町村に設置の努力義務が課されている相談支援を行う機関

今後の方向性

児童虐待の発生予防に向けた啓発や子育て・虐待に関する相談窓口の周知を推進するとともに、こども家庭センターを通じて、必要なサービス等につないでいくソーシャルワークを行いながら、虐待の未然防止に取り組みます。

また、家庭訪問や訪問指導、健診等、様々な機会を通じて虐待の早期発見に取り組むとともに、発見した場合には適切に対応できるよう、福山市児童虐待防止等ネットワークを中心とした関係機関・団体との連携のもと総合的な対策を推進します。

主な取組

- ◆ こども家庭センターによる相談支援体制の強化
- ◆ 子育て家庭訪問支援による家事・育児の負担軽減
- ◆ 児童虐待防止等ネットワーク活動の推進

(2) ひとり親家庭等への支援

現状と課題

ひとり親家庭では、経済的に困窮している家庭や頼れる人がいないと感じている人の割合が多くなっています。

子どもの生活に関する実態調査では、ひとり親家庭の約5割が等価世帯収入が「中央値の2分の1未満世帯」と、貧困の課題を抱える世帯となっています。また、養育費の取り決めについては、「受け取っていない」と回答した割合は約6割となっています。さらに、ひとり親家庭では、ふたり親家庭と比べて、学校の授業以外では勉強しないこどもの割合が高くなっています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、きめ細やかな福祉サービスの展開と、自立・就業の支援策、子育て・生活支援策、経済的支援策について、現状を把握しつつ総合的な対策を適切に実施していく必要があります。

今後の方向性

経済的負担の軽減や子育て支援、保護者の就労に関する情報提供等、生活の安定と自立に向けた取組を支援していきます。ひとり親家庭等が抱える様々な課題の解決に必要な支援へとつなげることができる相談支援体制を強化します。

主な取組

- ◆ 養育費の取り決めに向けた支援
- ◆ ひとり親家庭等の中学生・高校生に対する学習支援
- ◆ ひとり親家庭等の就業・自立支援

(3) こどもの貧困対策

現状と課題

こどもの貧困は、心身の健康や進学機会、学習意欲など様々な面に影響を及ぼし、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

子どもの生活に関する実態調査では、貧困の課題を抱える世帯は全体の約1割となっており、そういった世帯ほど授業がわからないということどもの割合が高く、さらに早い時期からわからなくなっている状況がうかがえました。

相談体制については、貧困の課題を抱える世帯ほど、身近に相談相手がいない状況があり、また、支援制度についても、知らない人や手続についてわからない人がいることから、支援が必要な人に必要な情報が届いていない状況にあるといえます。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていくことが求められます。

多様かつ複合的な困難を抱えるこどもや家庭に対し、確実に支援の対象とするとともに、ニーズに応じた支援を適切に行う必要があります。

今後の方向性

こどもが生まれ育った環境にかかわらず、一人一人が夢や希望を持ち健やかに成長できるまちをめざして、貧困の連鎖を断ち切るよう「教育」、「生活」、「就労・経済」、「相談・支援・連携」の4つの柱に沿って各機関・各種団体が連携しながら取り組みます。

主な取組

- ◆ 義務教育期の就学援助
- ◆ ひとり親家庭等の就業・自立支援（再掲）
- ◆ こどもの健全育成支援
- ◆ ネウボラ相談窓口「あのね」の運営（再掲）
- ◆ 生活困窮者の自立に向けた相談支援

(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

現状と課題

本市では、「福山市障がい者プラン」に基づき、障がい児等に必要な支援体制の充実に取り組んでいます。

発達障がい児の支援体制としては、備後圏域市町で共同運営することも発達支援センターを中心に、こどもの発達の課題の早期発見に努め、相談、診察、訓練の医療的支援の実施や関係機関との連携を図っています。

福祉に関するアンケート調査（2023年（令和5年）実施）では、発育・発達上の支援が必要なこどものために必要なこととして、「保育所、学校、病院、障がい児通所支援事業所が連携して療育支援をしてくれること」、「通所・通学先で障がいの特性や発達に合わせた支援をしてくれること」が求められており、障がいのある児童の通所、通学先との連携を図りながら、利用児童に応じた療育の提供や支給決定、個人の状況や相談ニーズに対応することのできる質の高い相談支援体制の確保が必要です。また、医療的ケアを必要とする児童等が、円滑に必要な支援を受けられるよう、関係機関の連携体制の構築が求められています。さらに、障がい児等の保護者のレスパイトが必要とされる場合等において、サービスの提供体制の充実が求められています。

今後も、障がいのあるこども・若者から意見を聴き、地域で安心して自立した生活ができるよう、一人一人の障がいの特性やライフステージに応じた、切れ目のない、きめ細やかな支援につながる取組が必要です。

今後の方向性

福祉・保健・教育・医療の各分野において、障がいのあるこども・若者から意見を聴き、きめ細やかな対応がとれるよう、市や関係機関、団体との連携を強化しながら、一人一人の特性や状況に応じた質の高い継続的な相談・支援体制の充実と各種支援制度の周知を図ります。

また、こどもの発達の課題を早期に発見し、適切な支援につながるよう取り組みます。

さらに、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせるよう、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

主な取組

- ◆ 児童発達支援センターの機能強化
- ◆ こども発達支援センターの運営
- ◆ 障がい児等の保護者のレスパイト機会の充実

(5) 悩みや不安を抱えるこども・若者、子育て家庭への支援

現状と課題

学童期から思春期、青年期は、こども・若者のライフステージの中でも様々な悩み・不安を抱える時期となっています。

いじめや不登校、高校中退、ひきこもり、DVに加え、近年では家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーなど悩みや不安が多様化しています。

本市では、関係機関や関係団体と連携しながら悩みの相談や支援を実施しています。

こども・若者世代実態調査では、公的相談機関に相談したことがない理由として、「相談しても解決できないと思う」や「公的な相談機関が何をしているかわからない」と回答した割合が高くなっています。

また、ニーズ調査では、子育てで悩んでいることについて、「こどもとの接し方に自信が持てないこと」や「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」を挙げている保護者がいます。

支援を必要とするこども・若者やその家族がより相談しやすく、支援につながりやすい環境の整備や相談支援体制の周知啓発・充実に加え、子育て家庭の育児不安を解消するための取組が必要です。

今後の方向性

悩みや不安を抱えたこども・若者や家族に対し、相談支援や各種支援制度に関する情報等を積極的に発信し広く周知するとともに、悩みを抱え込まずに社会と関わるができるよう相談しやすい体制を充実します。

また、こどもとの関わり方に関する助言や親子でのレスパイトケアなど、子育て家庭の育児不安を解消するための取組を推進します。

主な取組

- ◆ ひきこもり状態の人やその家族が孤立せず、必要な支援を受けられる環境づくり
- ◆ 不登校児童・生徒の個々の状況に応じた相談・学習支援
- ◆ DV（配偶者等からの暴力）被害者とそのこども等への支援
- ◆ ヤングケアラーの啓発・サポート
- ◆ レスパイトケアとしての親子での短期入所

基本方針3 「援助を必要とするこども・若者、子育て家庭への取組」の評価指標

各施策の効果の把握や進捗を管理するため、次の「成果指標」及び「進捗把握指標」を設定します。

【成果指標】

施策 No.	指標	現状値	目標値	備考
3-1	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	(1歳6か月児) 89.1% (3歳児) 75.9% (2023年度)	(1歳6か月児) 89.0%以上 (3歳児) 75.0%以上	
3-2	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業受講者の高校進学率	100% (2022年度)	100%	
3-3	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	40.0% (2023年度)	50.0%	
3-3	生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率	43.0% (2023年度)	50.0%	
3-3	住居確保給付金受給者の就職率	57.1% (2023年度)	60.0%	
3-4	保育所等訪問支援事業所の設置数	16 か所 (2023年度)	19 か所 (2026年度)	
3-5	不登校出現率	(小学校) 2.68% (中学校) 8.10% (2023年度)	前年度以下 (2026年度)	

【進捗把握指標】

施策 No.	指標	現状値	備考
3-1	児童虐待相談件数	1,264 件 (2023 年度)	
3-2	ひとり親世帯の貧困率（中央値 1 / 2 未満の割合）	(小 5 保護者) 45.8% (中 2 保護者) 46.8% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	(小 5 保護者) 電気料金 11.5% ガス料金 11.5% 水道料金 10.7% (中 2 保護者) 電気料金 8.7% ガス料金 8.7% 水道料金 6.3% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	(小 5 保護者) 食料 32.0% 衣服 32.9% (中 2 保護者) 食料 27.8% 衣服 38.0% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	(小 5 保護者) 重要な事柄の相談 9.2% いざという時のお金の援助 16.0% (中 2 保護者) 重要な事柄の相談 9.5% いざという時のお金の援助 16.7% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	ひとり親家庭の親の就業率	(小 5 保護者) 母子世帯 91.5% 父子世帯 100% (中 2 保護者) 母子世帯 87.2% 父子世帯 100% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-2	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	(小 5 保護者) 母子世帯 53.4% 父子世帯 90.0% (中 2 保護者) 母子世帯 43.6% 父子世帯 71.4% (2023 年度)	次回調査 2028 年度

施策 No.	指標	現状値	備考
3-3	こどもの貧困率（中央値1 / 2 未満の割合）	(小5 保護者) 10.6% (中2 保護者) 9.8% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-3	生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	89.2% (2023 年度)	
3-3	生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.3% (2023 年度)	
3-3	電気、ガス、水道料金の未払い経験	(小5 保護者) 電気料金 4.6% ガス料金 2.7% 水道料金 3.1% (中2 保護者) 電気料金 2.8% ガス料金 2.2% 水道料金 2.3% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-3	食料又は衣服が買えない経験	(小5 保護者) 食料 13.1% 衣服 14.6% (中2 保護者) 食料 12.9% 衣服 16.4% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-3	こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（中央値1 / 2 未満）	(小5 保護者) 重要な事柄の相談 5.1% いざという時のお金の援助 18.8% (中2 保護者) 重要な事柄の相談 5.4% いざという時のお金の援助 16.1% (2023 年度)	次回調査 2028 年度
3-5	30 歳未満の自殺者数	12 人 (2022 年)	
3-5	DV・離婚に関する相談件数	486 件 (2023 年度)	
3-5	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	(小5) 1.3% (中2) 1.0% (2023 年度)	次回調査 2028 年度

第3節 教育・保育施設の環境整備

1 現状と課題

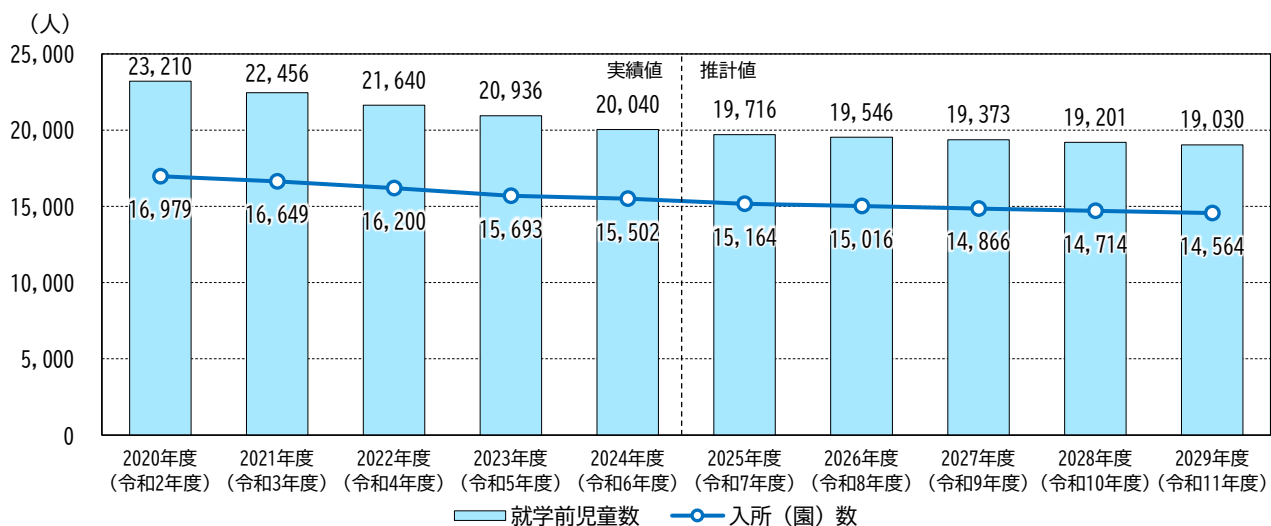
(1) 就学前のこどもの数と入所ニーズ

① 就学前のこどもの数の推移

福山市の就学前児童数は、近年急速に減少しており、2020年（令和2年）では23,210人ですが、2024年（令和6年）には、20,040人になっています。

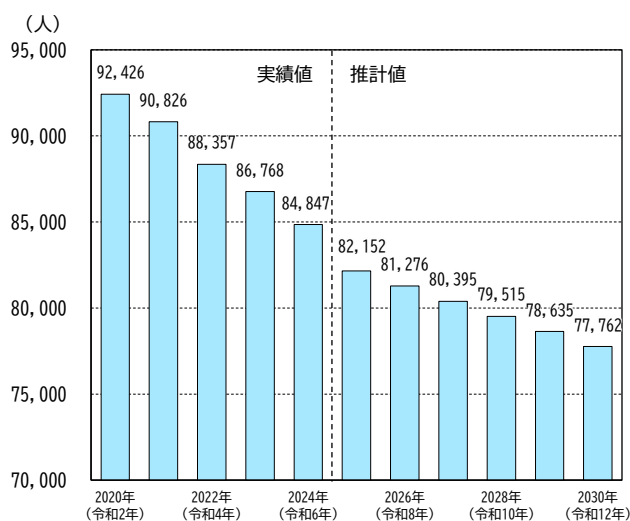
今後も、15～49歳の女性人口が減少することや、出産年齢の上昇傾向が続くことが見込まれることから、出生数は減少し続けるものと推測されます。

就学前児童数と入所（園）数



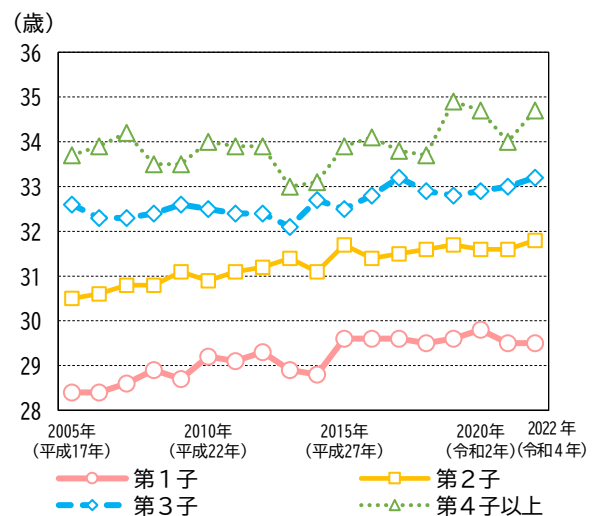
15～49歳の女性人口と平均出産年齢

【15～49歳の女性人口】



資料：福山市「住民基本台帳」

【平均出産年齢】



資料：福山市「福山市人口動態」

② 教育・保育施設への入所ニーズの推移

3歳から5歳までのこどもの教育・保育施設への入所(園)率は、2024年(令和6年)には99%を超えており、既にほとんどのこどもが認定こども園、幼稚園、保育所に入所(園)していることから、就学前のこどもの数の減少とともに次第に入所児童数は、減少していくことが予想されます。

また、女性の就業率は緩やかな上昇傾向にありますが、伸びる余地は小さくなりつつあり、3歳未満のこどもの保育ニーズが今後大幅に高まるとは想定しにくい状況です。このことから、出生数が減少する中で、3歳未満のこどもの入所(園)率が、今後一定水準に留まると想定すると、入所児童数は減少傾向で推移することが見込まれます。

認定区分ごとの入所(園)実績と見込

入所(園)数

(単位：人)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
総数	16,979	16,649	16,200	15,693	15,502	15,164	15,016	14,866	14,714	14,564
1号	4,087	3,887	3,667	3,265	3,184	3,064	3,025	2,986	2,946	2,907
2号	7,685	7,633	7,399	7,286	7,109	6,954	6,865	6,776	6,686	6,597
3号(0歳)	1,076	1,121	1,129	1,117	1,055	1,042	1,038	1,033	1,029	1,024
3号(1歳)	1,781	1,801	1,802	1,856	1,890	1,866	1,859	1,851	1,843	1,835
3号(2歳)	2,350	2,207	2,203	2,169	2,264	2,238	2,229	2,220	2,210	2,201

※ 数値は、各年度4月1日の実績又は見込み。ただし3号(0歳)は当該年度の3月1日の入所児童数に100/120を乗じた数値で算出

入所(園)率

(単位：%)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
総数	73.1	74.1	74.8	74.9	77.3	78.0	78.0	78.0	78.0	78.0
1号	33.8	33.0	31.2	29.8	30.3	29.8	29.8	29.8	29.8	29.8
2号	63.6	64.8	65.3	66.5	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6
3号(0歳)	30.7	32.6	33.6	35.3	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
3号(1歳)	47.7	50.8	52.0	54.6	59.1	59.1	59.1	59.1	59.1	59.1
3号(2歳)	60.2	59.5	63.1	63.4	67.3	67.3	67.3	67.3	67.3	67.3

(2) 教育・保育施設の課題

1970年代から1980年代にかけて、高度経済成長期の就学前の教育・保育ニーズの高まりに対応するために設置してきた施設が、一斉に老朽化し、また、低年齢児保育やバリアフリー化など多様化する保護者の教育・保育ニーズに対して十分に対応できなくなったため、積極的に再整備に取り組んでおり、引き続き教育・保育の環境整備を推進していく必要があります。

一方で、人口集積の偏在、出生数の減少などに伴い、入所児童数の偏在が顕在化していくことが予想され、教育・保育施設の適正配置を検討する必要があります。

2 今後の教育・保育施設の在り方

教育・保育施設に入所を希望するこどもの全員入所をめざし、市全域で良質な教育・保育が今後も継続的に提供できる体制づくりや施設整備を行います。あわせて、在宅での子育てを支える地域の子育て支援拠点としての役割も果たします。

また、出生数の減少に対応し、地理的条件、利用者の利便性なども踏まえつつ、効率的な施設運営が行っていただけるよう、教育・保育施設適正配置を検討していきます。

(1) 入所希望者の全員入所

本市の教育・保育施設は、これまで、保護者の希望に沿って、入所希望があった施設への入所を進めています。4月時点の待機児童数は、2019年（平成31年）から2022年（令和4年）まで発生していましたが、保育士確保に向けた施策の効果等により、2023年（令和5年）以降は発生していません。

保育を希望するこどもを全て受け入れるため、また、今後も引き続き良質な教育・保育の提供や保護者の就労等を保障するために、入所の利用案内や利用調整等を丁寧に行いながら、全員入所をめざします。

(2) 産後・育児休業後における円滑な利用の確保

保護者が産後・育児休業後に希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるよう、妊婦への訪問指導やこんにちは赤ちゃん訪問事業等による相談や情報提供を行っています。

また、育児休業後の保育所入所予約制度や就学前施設を利用した多様な保育サービス、その他の子育て支援事業により保護者のニーズに応える環境を整えています。

今後も引き続き、保護者が産後・育児休業後において教育・保育施設を円滑に利用できるよう進めていきます。

(3) 教育・保育の質的向上

これまで、一人一人を大切にした教育・保育や地域との良好な関係づくりを通して取り組んできた成果を情報交換し、共同研修会の企画・実施等により、職員の資質を高め、市全域の教育・保育の質的向上を図ります。

(4) 多様な教育・保育サービス

就学前のこどもとその家庭の状況に応じ、認定こども園、幼稚園、保育所等への入所(園)のほか、延長保育や一時預かり事業等の多様な保育サービスの提供や、地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業等による子育て家庭の支援に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。

(5) 教育・保育施設の一体化

国は、保護者の就労の状態にかかわらず、就学前の児童に一体的な教育・保育の提供ができる認定こども園への移行を推進しています。本市においても、保育所等から認定こども園への移行に当たっては、組織・体制づくりや教育・保育内容の確立を行い、地域の教育・保育ニーズの状

況や施設の配置状況等を勘案しながら、整備を進めてきました。引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対して、適切な助言と支援を行い、円滑な移行に取り組みます。

（６）利用者支援の充実

子育て家庭が、多様な施設や事業、サービス等の中から、それぞれの状態に応じた良質かつ適切な教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を選択・利用できるよう、ニューボラ相談窓口「あのね」において支援をしています。今後も、関係機関や事業所等のネットワークを構築し、適切な利用につながるよう、また、子育て家庭へ適切な支援となるよう専門性の向上に努めます。

（７）小学校教育への円滑な接続

本市小中学校では、各中学校区で小中学校が連携し、義務教育９年間を一体的に捉えた教育活動の展開をめざす小中一貫教育を実施しています。就学前の教育・保育の内容についても、こどもの発達や学びの連続性を確保し、小学校教育へ円滑な接続を図るとともに、地域の小中学校との連携を進めていきます。

（８）こども誰でも通園制度への対応

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、2025 年度（令和 7 年度）にこども誰でも通園制度が導入され、2026 年度（令和 8 年度）から全国の自治体において本格導入されることとなっています。

ニーズ調査では、多くの利用意向が示されたことから、新たなニーズに対応できるよう、提供体制の確立を図ります。

3 教育・保育施設の再整備

（１）教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供

教育・保育施設は、就学前児童が長い時間を過ごす大切な空間であるとともに、地域の子育ての拠点でもあります。就学前のこどもが安全で安心して過ごすことができ、より良好な環境で良質な教育・保育や多様な地域子ども・子育て支援事業の提供が受けられるように、計画的に施設整備を進めます。

（２）施設の適正規模と適正配置

再整備する施設の設置位置や定員、実施する事業等については、集団教育や集団保育の確保を基底に就学前児童数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえて検討を行う中で、教育・保育提供区域ごとの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保を図るため、適正な規模の施設の配置を進めます。

（３）教育・保育施設の再整備の手法

教育・保育施設の再整備に当たっては、教育・保育提供区域ごとの量の見込みに対して設定した確保方策を踏まえた上で、これまで取り組んできた成果と課題を整理しながら、施設の老朽度や教育・保育環境の状況、地域の状況を分析し、それぞれのニーズに対応できるよう、施設の統合や増改築、分園化、公立施設の法人移管等の効果的な整備手法を検討し、取り組めます。

４ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

2019年（令和元年）から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援の新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、認可外保育施設等を利用する方を対象に、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

また、適正な給付を行うため、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監査について、広島県と連携を図ります。

第4節 事業量の見込みと確保方策

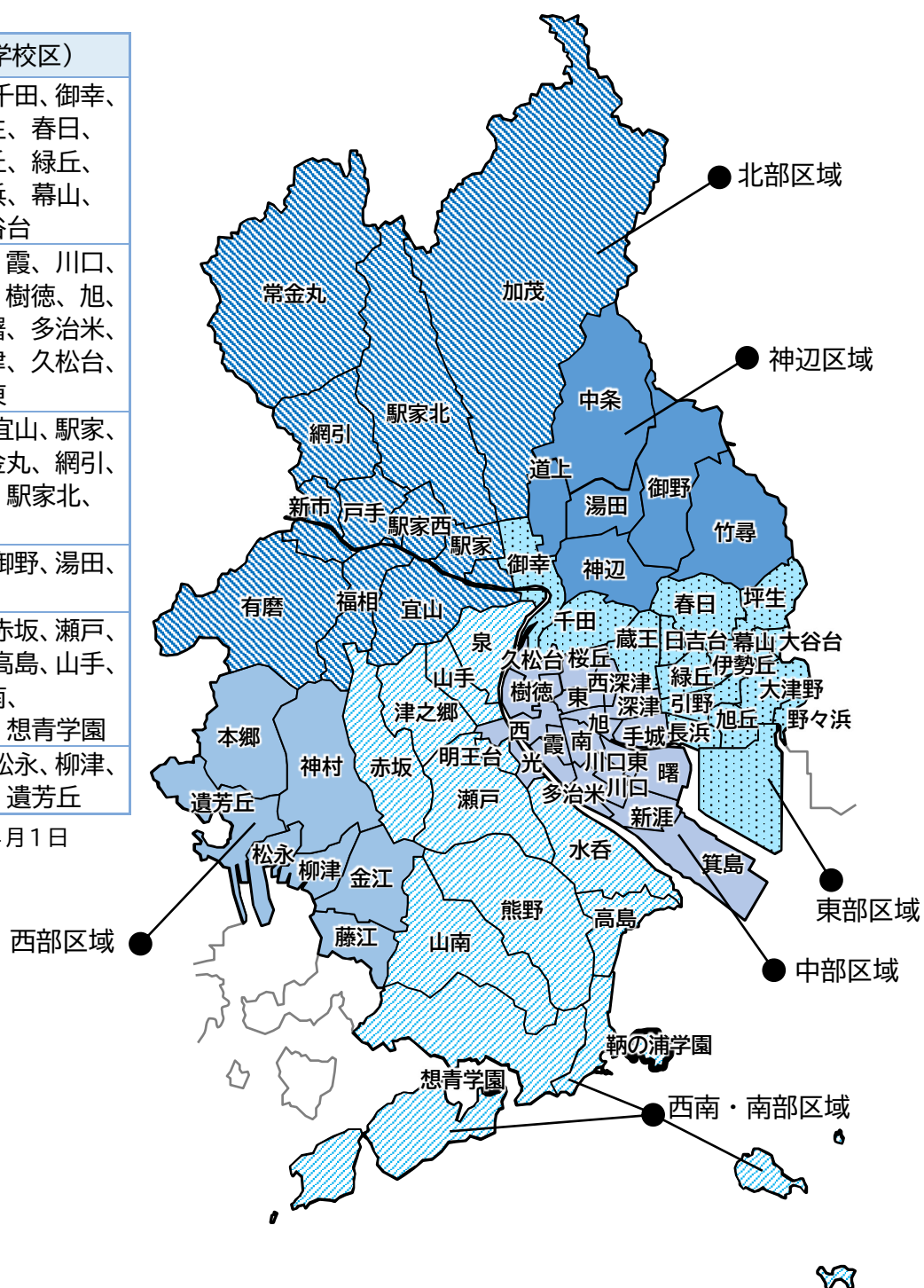
1 教育・保育施設の再整備

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定し、効果的な教育・保育の提供を図ります。

(1) 教育・保育事業等の提供区域

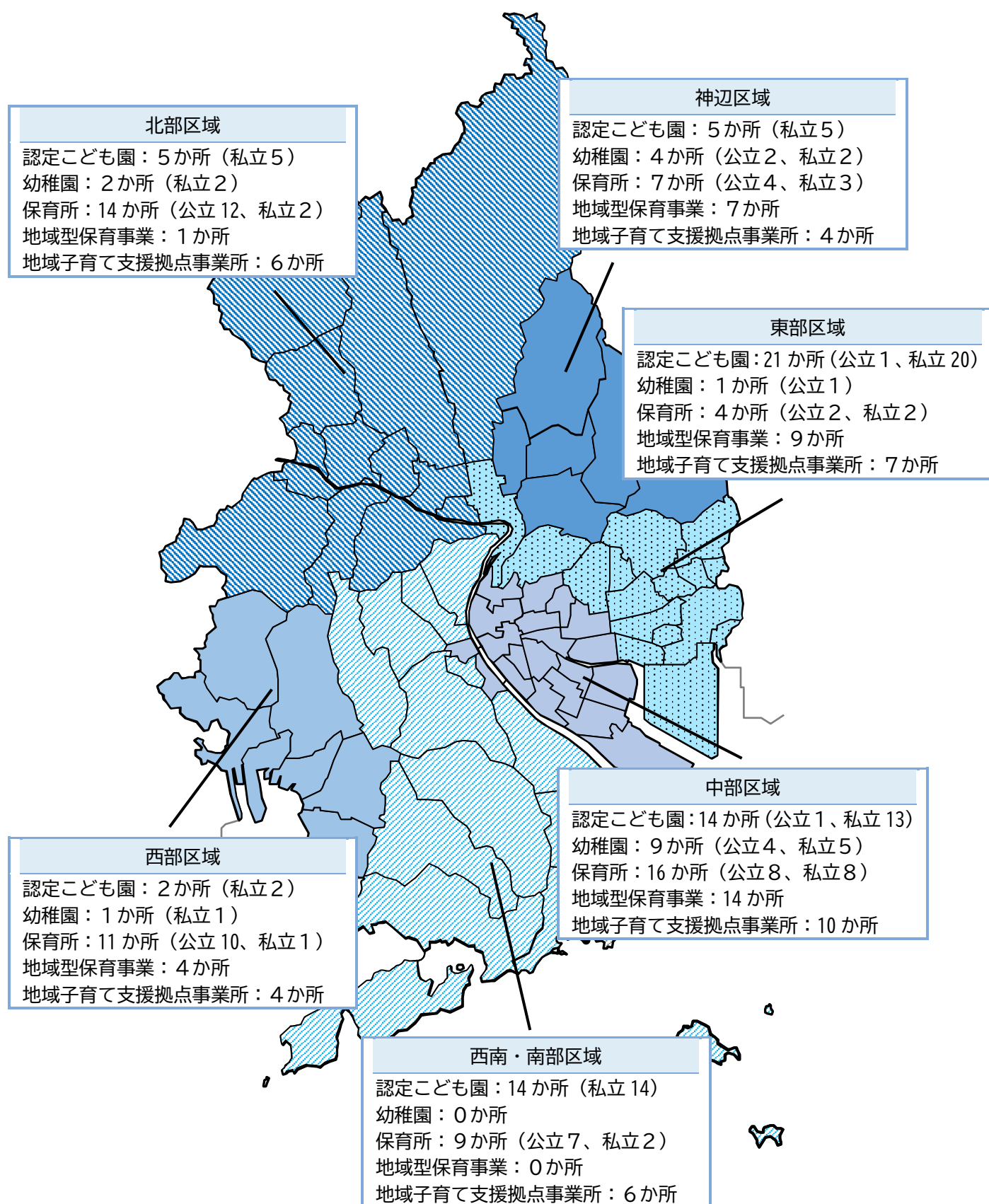
区域	内訳（小学校区）
東部	引野、蔵王、千田、御幸、大津野、坪生、春日、伊勢丘、旭丘、緑丘、長浜、野々浜、幕山、日吉台、大谷台
中部	東、西、南、霞、川口、手城、深津、樹徳、旭、光、箕島、曙、多治米、桜丘、西深津、久松台、新涯、川口東
北部	有磨、福相、宜山、駅家、駅家西、常金丸、網引、新市、戸手、駅家北、加茂
神辺	神辺、竹尋、御野、湯田、中条、道上
西南・南部	泉、津之郷、赤坂、瀬戸、熊野、水呑、高島、山手、明王台、山南、鞆の浦学園、想青学園
西部	神村、本郷、松永、柳津、金江、藤江、遺芳丘

※ 2024年（令和6年）4月1日



(2) 区域別の子育て支援サービスの状況

本市の2025年(令和7年)4月1日の区域別の子育て支援サービスの状況は次のとおりです。



(3) 各事業別の提供区域

「教育・保育事業等の提供区域」の6区域を基本としますが、より身近な区域での提供が望ましい事業や区域の設定という考えに当てはまらない事業もあります。

事業ごとの提供区域と区域設定の考え方については、次のとおりです。

事業名		区域設定	設定理由
子ども・子育て支援給付	認定こども園（1号）幼稚園	市全域	多くの私立幼稚園が園バスでの送迎により市内の広範囲の園児を受け入れているため。
	認定こども園（2号）保育所	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
	認定こども園（3号）保育所 地域型保育事業	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
	地域子育て支援拠点事業	6区域	保育所等で実施されているため。
	妊婦健康診査	市全域	全ての妊娠届出者が対象であり、区域の設定が困難なため。
	こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	市全域	生後4か月までの全ての乳児家庭を対象として訪問する事業であり、区域の設定が困難なため。
	養育支援訪問事業	市全域	養育支援が必要とされた家庭に対し、保健師等が訪問する事業であり、区域の設定が困難なため。
	子育て世帯訪問支援事業	市全域	支援が必要な全ての家庭に対して、区域を越えて行う事業のため、区域の設定が困難なため。
	産後ケア事業	市全域	区域を越えての利用が見込まれ、区域の設定が困難なため。
	妊婦等包括相談支援事業	市全域	区域を越えての利用が見込まれ、区域の設定が困難なため。
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市全域	支援が必要な全ての家庭に対して、区域を越えて行う事業であり、区域の設定が困難なため。
	親子関係形成支援事業	市全域	区域を越えての利用が見込まれ、区域の設定が困難なため。
	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	市全域	協力会員による活動は区域を越えて提供されることがあるため。
	こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業)	市全域	区域を越えての利用が見込まれ、区域の設定が困難なため。
	一時預かり事業 (幼稚園型)	市全域	認定こども園（1号）、幼稚園で実施されているため。
	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	6区域 (保育所等)	認定こども園（2・3号）、保育所、地域型保育事業で実施されているため。
		市全域 (その他)	ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業は、区域を越えて提供されることがあるため。
	延長保育事業 (時間外保育事業)	6区域	区域ごとで需要と供給のバランスが比較的とれており、利用実態として現状に即しているため。
	病児・病後児保育事業 (病児保育事業)	市全域	事業を実施する施設の所在地や市域を越える利用があり、区域で区分することが困難であるため。
	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校区	小学校区を越えた利用は極めて少ないため。

2 教育・保育給付の見込量と確保方策

(1) 量の見込みと確保方策について

量の見込みについては、ニーズ調査の結果と将来人口推計をもとに、国が示す算出手引に基づき推計しています。一方で、事業によっては、実際の利用状況と合わない量の見込みが出ている場合もあり、事業の利用状況等を考慮し推計しています。

量の見込みと確保方策については、福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において審議し、設定しています。

(2) 児童数の推計

児童数の推移

(単位：人)

区分	2025 年 (令和 7 年)	2026 年 (令和 8 年)	2027 年 (令和 9 年)	2028 年 (令和 10 年)	2029 年 (令和 11 年)
0～11 歳児総計	43,086	42,256	41,424	40,594	39,763
0～5 歳児総計	19,716	19,546	19,373	19,201	19,030
0～2 歳児総計	9,429	9,390	9,350	9,310	9,271
0 歳児	2,943	2,931	2,919	2,906	2,894
1 歳児	3,160	3,147	3,133	3,120	3,107
2 歳児	3,326	3,312	3,298	3,284	3,270
3～5 歳児総計	10,287	10,156	10,023	9,891	9,759
3 歳児	3,355	3,341	3,327	3,312	3,298
4 歳児	3,426	3,412	3,397	3,383	3,368
5 歳児	3,506	3,403	3,299	3,196	3,093
6～11 歳児総計	23,370	22,710	22,051	21,393	20,733
6 歳児	3,678	3,570	3,461	3,353	3,245
7 歳児	3,611	3,504	3,398	3,292	3,185
8 歳児	3,920	3,804	3,689	3,574	3,458
9 歳児	3,945	3,829	3,712	3,596	3,480
10 歳児	4,135	4,028	3,921	3,814	3,707
11 歳児	4,081	3,975	3,870	3,764	3,658

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 1号認定

■ 対 象 ■

3～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
幼稚園	保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
3～5歳人口	10,287	10,156	10,023	9,891	9,759
利用量	3,064	3,025	2,986	2,946	2,907

近年の利用率の低下を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の間で最も利用率が低かった2023年度（令和5年度）の値（29.8%）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の3～5歳人口に乗じることで算出しました。

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
特定教育・保育施設 (確認を受ける施設)	3,887	3,713	3,669	3,644	3,642
確認を受けない 幼稚園	325	325	325	325	325
合計	4,212	4,038	3,994	3,969	3,967

2024年度（令和6年度）の認定こども園、幼稚園の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

② 2号認定（認定こども園・保育所）

■ 対 象 ■

3～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

（単位：人）

量の見込み （推計値）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
3～5歳人口	10,287	10,156	10,023	9,891	9,759
利用量	6,954	6,865	6,776	6,686	6,597
近年の利用率の上昇を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の間で最も利用率が高かった2024年度（令和6年度）の値（67.6％）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の3～5歳人口に乗じることで算出しました。					

（単位：人）

確保方策 （事業量の確保）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
特定教育・保育施設	7,720	7,829	7,775	7,730	7,723
2024年度（令和6年度）の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。					

③ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【0歳】

■ 対 象 ■

0歳

※ 国の指針に基づき3号認定については、0・1・2歳にそれぞれ分けて記載しています。

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とするこどもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを預かり、保育を提供する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

（単位：人）

量の見込み （推計値）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
0歳人口	2,943	2,931	2,919	2,906	2,894
利用量	1,042	1,038	1,033	1,029	1,024

近年の利用率の上昇を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の間で最も利用率が高かった2024年度（令和6年度）の値（35.4%）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の0歳人口に乗じることで算出しました。

（単位：人）

確保方策 （事業量の確保）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
特定教育・保育施設	1,111	1,124	1,117	1,113	1,112
特定地域型保育事業	123	123	123	123	123
合計	1,234	1,247	1,240	1,236	1,235

特定教育・保育施設は、2024年度（令和6年度）の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

特定地域型保育事業は、2024年度（令和6年度）の地域型保育事業の利用定員に、今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

④ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【1歳】

■ 対 象 ■

1歳

※ 国の指針に基づき3号認定については、0・1・2歳にそれぞれ分けて記載しています。

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とするこどもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを預かり、保育を提供する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

（単位：人）

量の見込み （推計値）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
1歳人口	3,160	3,147	3,133	3,120	3,107
利用量	1,866	1,859	1,851	1,843	1,835

近年の利用率の上昇を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の間で最も利用率が高かった2024年度（令和6年度）の値（59.1%）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の1歳人口に乗じることで算出しました。

（単位：人）

確保方策 （事業量の確保）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
特定教育・保育施設	1,889	1,906	1,895	1,892	1,891
特定地域型保育事業	145	139	139	139	139
合計	2,034	2,045	2,034	2,031	2,030

特定教育・保育施設は、2024年度（令和6年度）の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

特定地域型保育事業は、2024年度（令和6年度）の地域型保育事業の利用定員に、今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

⑤ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【2歳】

■ 対 象 ■

2歳

※ 国の指針に基づき3号認定については、0・1・2歳にそれぞれ分けて記載しています。

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設です。 幼稚園部分では、保護者の就労等にかかわらず、3～5歳児を対象に幼児教育を提供します。 保育所部分では、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児に保育を提供します。
小規模保育	利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です（保育ママ）。
居宅訪問型保育	保育を必要とするこどもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です（ベビーシッター）。
事業所内保育	事業所が自社の従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを預かり、保育を提供する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

（単位：人）

量の見込み （推計値）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
2歳人口	3,326	3,312	3,298	3,284	3,270
利用量	2,238	2,229	2,220	2,210	2,201

近年の利用率の上昇を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の間で最も利用率が高かった2024年度（令和6年度）の値（67.3%）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の2歳人口に乗じることで算出しました。

（単位：人）

確保方策 （事業量の確保）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
特定教育・保育施設	2,148	2,182	2,175	2,172	2,171
特定地域型保育事業	163	163	157	157	157
合計	2,311	2,345	2,332	2,329	2,328

特定教育・保育施設は、2024年度（令和6年度）の認定こども園、保育所の利用定員に、私立の認定こども園等の今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

特定地域型保育事業は、2024年度（令和6年度）の地域型保育事業の利用定員に、今後の利用定員に係る意向調査などを反映し、算出しています。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

■ 対 象 ■

全児童

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：か所)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
実施か所数計	13	13	13	13	13
基本型	8	8	8	8	8
こども家庭センター型	13	13	13	13	13
各区域に 2 か所以上設置し、より身近な場所で相談を受けることができるよう、設定しています。					

(単位：か所)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
実施か所数計	13	13	13	13	13
基本型	8	8	8	8	8
こども家庭センター型	13	13	13	13	13
市内 13 か所に設置しているネウボラ相談窓口において、切れ目のない子育て支援を行うとともに、研修等により相談員のスキルの向上に努めます。					

② 地域子育て支援拠点事業

■ 対 象 ■

0～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
利用量(延人)	134,097	132,942	131,764	130,595	129,432

最近の利用状況を反映するため、2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)の間の利用率(利用実績値/対象年齢)の平均値(私立:3.23%、公立:3.57%)が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の0～5歳人口に乗じることで算出しました。

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
実施か所数(か所)	37	38	39	40	41
【参考】 提供可能量※(延人)	159,100	163,400	167,700	172,000	176,300

実施施設を毎年度1か所、5年間で5か所整備します。また、毎年の利用実績に基づき、必要に応じて増設を検討します。

※ 提供可能量とは、1施設当たりの利用実績の平均値を実施か所数に乗じたもの

③ 妊婦健康診査

■ 対 象 ■

妊婦

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
対象人数 (人)	2,943	2,931	2,919	2,906	2,894
健診回数 (回)	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
延受診件数 (件)	38,259	38,103	37,947	37,778	37,622

0歳児人口をもとに算出した妊娠届出数を対象人数とし、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）の期間の健診回数の平均値である13.0回が今後も継続すると仮定し、各年度の対象人数に健診回数を乗じることにより、延受診件数を設定しました。

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
延受診件数 (件)	38,259	38,103	37,947	37,778	37,622

妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産ができるよう補助券及び検査券を15枚交付しています。

安心・安全な出産のため、早期の妊娠届出と定期的な妊婦健康診査の受診に関する必要性の啓発に取り組みます。

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

■ 対 象 ■

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
こんにちは赤ちゃん訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策

量の見込み （推計値）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
訪問件数（件）	2,943	2,931	2,919	2,906	2,894
出生する乳児全てを訪問することを目標とするため、各年度の0歳人口を推計値としました。					

確保方策 （事業量の確保）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
訪問件数（件）	2,943	2,931	2,919	2,906	2,894
保健師、育児家庭訪問員、キラキラサポーター（子育て支援ボランティア）の安定的な確保に努めるとともに、研修等によってスキルの向上に努めます。					

⑤ 養育支援訪問事業

■ 対 象 ■

養育支援の必要な家庭

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
訪問件数 (件)	96	95	94	93	92
近年の利用状況を反映するため、2020 年度 (令和 2 年度) から 2023 年度 (令和 5 年度) の間の利用率 (訪問件数 / 0～5 歳人口) の平均値 (0.48%) が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の 0～5 歳人口に乗じることで算出しました。					

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
訪問件数 (件)	96	95	94	93	92
こんにちは赤ちゃん訪問事業やネウボラ相談窓口「あのね」等を通じて養育支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、保健師、ネウボラ相談員 (訪問担当) の研修等により、スキルの向上に努めます。					

⑥ 子育て世帯訪問支援事業

■ 対 象 ■

支援が必要であると市が認めた家庭

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
訪問数（人日）	423	416	408	401	394
2024 年度（令和 6 年度）に想定される対象世帯数の 0～17 歳人口に占める割合を算出し、この値が将来的に継続すると仮定し、これに本市で想定する世帯の最大利用日数と各年度の 0～17 歳人口を乗じることで算出しました。					

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
訪問数（人日）	423	416	408	401	394
支援が必要な全ての家庭に対して、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する援助を行います。年間の見込み量分の事業所の確保は、できていると考えます。					

⑦ 産後ケア事業

■ 対 象 ■

ケアを必要とする、出産後1年未満の産婦及びその乳児
ただし、宿泊型は支援が必要であると市が認めた者

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
産後ケア事業	ケアを必要とする産婦及びその乳児（生後1年未満）に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
利用者数(人)	985	981	977	972	968
推計産婦数に、利用見込み率と平均利用日数を乗じて算出しました。					

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
利用者数(人)	985	981	977	972	968
希望する全ての産婦が利用できるよう宿泊型、日帰り型、訪問型の産後ケア事業の提供に努めます。					

⑧ 妊婦等包括相談支援事業

■ 対 象 ■

妊産婦及びその配偶者等

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じ、必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
対象人数 (人)	2,943	2,931	2,919	2,906	2,894
面談回数 (回)	3	3	3	3	3
延面談回数 (回)	8,829	8,793	8,757	8,718	8,682
妊娠届出数の推計に、面談回数 3 回（妊娠届出、妊娠後期の産前面談、乳児家庭全戸訪問）を乗じることで算出しました。					

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
利用量 (回)	8,829	8,793	8,757	8,718	8,682
市内 13 か所に設置しているネウボラ相談窓口や家庭訪問にて、伴走型支援を行い、妊婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない子育て支援につなげます。					

⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■ 対 象 ■

18 歳未満の児童

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み （推計値）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（延人）	180	190	200	210	221

第 3 期福山市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の「日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無」の質問に対して、「いずれもいない」と回答した、未就学児の保護者の割合(12.2%)が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の想定される支援を必要とする児童数に乗じることで算出しました。

確保方策 （事業量の確保）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（延人）	235	235	235	235	235

核家族化の進行により、子育ての孤立化が懸念される中で、緊急時にこどもを預けることが困難な世帯の増加が見込まれますが、一度の利用期間の上限は 7 日間であることから、年間の見込み量は確保できると考えます。

⑩ 親子関係形成支援事業

■ 対 象 ■

親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童を対象に、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた相談・助言等を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の交流する場を設ける等の支援を行うことで親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
利用量 (実人)	—	20	20	20	20
児童虐待相談件数が多い 2022 年度 (令和 4 年度)・2023 年度 (令和 5 年度) は、約 3 割が継続支援の必要なケースであり、そのうち事業の利用が可能であり、また、効果的である人数を算出しました。					

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
利用量 (実人)	—	20	20	20	20
2026 年度 (令和 8 年度) より事業開始し、事業内容の充実や参加者の継続受講の確保に努めます。					

⑪-1 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【低学年】

■ 対 象 ■

小学校低学年

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み （推計値）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（延人）	712	691	670	649	628

近年の利用状況を反映するため、2020 年度（令和 2 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）の間の利用率（利用量／小学校低学年人口（6～8 歳））の平均値（6.35%）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の小学校低学年人口（6～8 歳）に乗じることで算出しました。

確保方策 （事業量の確保）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（延人）	712	691	670	649	628

協力会員や両方会員の募集を行い、事業実施体制の充実に努めます。また、講習会等を充実させ、安心・安全な援助活動が実施できるよう会員のスキル向上に努めます。

⑪-2 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【高学年】

■ 対 象 ■

小学校高学年

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み （推計値）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（延人）	313	305	296	288	279

近年の利用状況を反映するため、2020 年度（令和 2 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）の間の利用率（利用量／小学校高学年人口（9～11 歳））の平均値（2.57%）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の小学校高学年人口（9～11 歳）に乗じることで算出しました。

確保方策 （事業量の確保）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（延人）	313	305	296	288	279

協力会員や両方会員の募集を行い、事業実施体制の充実に努めます。また、講習会等を充実させ、安心・安全な援助活動が実施できるよう会員のスキル向上に努めます。

⑫ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

■ 対 象 ■

0～2歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。 ※ 0歳児については、生後6か月から利用ができます。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
利用量（時間）	4,470	4,460	4,430	4,410	4,390
利用者数（人）	447	446	443	441	439
1人当たり利用時間（時間）	10	10	10	10	10

0～2歳の未就園児（0～2歳人口－3号認定利用者数見込みの量（0歳児についてはその1／2））に2024年度（令和6年度）のこども誰でも通園制度の試行的事業の利用状況等を踏まえた利用率を乗じたものにこども家庭庁の示す2025年度（令和7年度）以降の標準算定式（1人当たり10時間）を乗じて算出しました。

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
利用量（時間）	4,470	4,460	4,430	4,410	4,390

2026年度（令和8年度）からの本格実施に向けて、利用者のニーズに対応できるよう提供体制の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。

⑬－１ 一時預かり事業（幼稚園型）

■ 対 象 ■

3～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
1号認定による 利用量(延人)	97,313	96,073	94,815	93,567	92,318
近年の利用状況を踏まえ、2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)の間で最も1人当たり利用回数(利用回数/3～5歳人口)が高かった2020年度(令和2年度)の値(9.46回)が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の3～5歳人口に乗じることで算出しました。					

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
利用量(延人)	97,313	96,073	94,815	93,567	92,318
在園児を対象とした一時預かり事業は、全認定こども園、幼稚園において実施されており、利用を希望する見込み量は、確保できると考えます。					

⑬－２ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

■ 対 象 ■

0～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
0～5歳人口(人)	19,716	19,546	19,373	19,201	19,030
利用量(延人)	19,511	19,342	19,171	19,001	18,832

近年の利用状況を踏まえ、2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)の間で最も1人当たり利用回数(利用回数/0～5歳人口)が高かった2023年度(令和5年度)の値(0.99回)が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の0～5歳人口に乗じることで算出しました。

(単位：延人)

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
保育所等による一時預かり	19,511	19,342	19,171	19,001	18,832
ファミリー・サポート・センター事業	1,049	1,040	1,031	1,021	1,012
トワイライトステイ事業	1	1	1	1	1
合計	20,561	20,383	20,203	20,023	19,845

公立の施設では、全ての施設で一時預かり事業を実施しており、私立の施設においてもほとんどの施設で実施しています。さらにファミリー・サポート・センター事業において対応することで、十分な受け皿が確保できると考えます。

※ ファミリー・サポート・センター事業の確保方策は、2015年度(平成27年度)～2018年度(平成30年度)の利用実績の平均値

※ トワイライトステイ事業の確保方策は、利用見込み人数

⑭ 延長保育事業（時間外保育事業）

■ 対 象 ■

0～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
延長保育事業 （時間外保育事業）	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日又は利用時間以外の日又は時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み （推計値）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
0～5歳人口（人）	19,716	19,546	19,373	19,201	19,030
利用量（人）	9,331	9,250	9,168	9,087	9,006
近年の1人当たり利用量（利用人数／0～5歳人口）の上昇傾向を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）の間で最も1人当たり利用量が高かった2023年度（令和5年度）の値（0.47人／年）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の0～5歳人口に乗じることで算出しました。					

確保方策 （事業量の確保）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量（人）	9,331	9,250	9,168	9,087	9,006
18時以降の延長保育は、在園児を対象に概ね市内全域の施設で実施しているところであり、今後も引き続き実施していくため、十分な受け皿が確保できると考えています。					

⑮ 病児・病後児保育事業（病児保育事業）

■ 対 象 ■

0～5歳

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
病児・病後児保育事業 （病児保育事業）	病児及び病後児を、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

量の見込み （推計値）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
0～5歳人口（人）	19,716	19,546	19,373	19,201	19,030
利用量（延人）	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110
近年の1人当たり利用量（利用人数／0～5歳人口）の上昇傾向を踏まえ、2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）の間で最も1人当たり利用量が高かった2023年度（令和5年度）の値（0.58人／年）が将来的に継続すると仮定し、これを各年度の0～5歳人口に乗じることで算出しました。					

確保方策 （事業量の確保）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和8年度）	2027年度 （令和9年度）	2028年度 （令和10年度）	2029年度 （令和11年度）
利用量（延人）	4,600	4,600	5,900	7,400	7,400
2027年度（令和9年度）と2028年度（令和10年度）にそれぞれ1施設増をめざします。 実施施設の定員、年間開所日数から確保方策を算出しています。 感染症の流行で利用が集中する時期も受入れができるよう、実施施設の増設を進めます。					

⑯ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

■ 対 象 ■

小学生全学年

■ 利用できる事業の内容 ■

事業名	事業内容
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■ 量の見込み及び確保方策 ■

（単位：人）

量の見込み （推計値）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量	6,571	6,584	6,587	6,576	6,556
1～3 年生	5,131	5,108	5,078	5,039	4,994
1 年生	1,959	1,962	1,961	1,956	1,948
2 年生	1,709	1,684	1,658	1,630	1,601
3 年生	1,463	1,462	1,459	1,453	1,445
4～6 年生	1,440	1,476	1,509	1,537	1,562
4 年生	830	829	827	824	819
5 年生	427	449	469	487	504
6 年生	183	198	213	226	239

学年別に近年の利用率の推移を反映した推計式を作成し、将来の学年別利用率を設定し、これに各年度の学年人口を乗じることで算出しました。

（単位：人）

確保方策 （事業量の確保）	2025 年度 （令和 7 年度）	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）
利用量	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

教室ごとに概ね 40 人を定員として算出しています。

2020 年（令和 2 年）4 月からの市内全クラブで 6 年生までの受入れ拡大に向けて施設整備を行ってきました。過去 5 年間の放課後児童クラブの利用率が約 7 割であったことから、今後も同程度を見込み、十分な受け皿が確保できるよう算定しています。

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて

本計画は、こども・子育て支援及び若者支援に関する総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野にわたる内容となっています。市関係部署間で有機的に連携するとともに、事業連携等による国・県など関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、幼稚園・保育施設等、学校、地域の関係団体などとの連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者、子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体がこども・若者の育成と支援を担う存在として積極的に関わることができるように、計画について周知・啓発を行うとともに、こども・若者に関わる機関や企業、NPO 等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行い、「こどもまんなかのまち」の実現をめざします。

第2節 計画の進捗状況の管理及び見直し

計画の着実な推進のためには、計画を立案（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況について、本計画の成果指標や各基本方針の施策に関する成果指標・進捗把握指標等により把握・評価を行い、需要と供給のバランスがとれているかを評価した上で、施策の充実や見直しについての協議を行います。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

資料編

第1節 策定の経過

【2023 年度（令和5 年度）】

内 容	
7月10日～ 7月24日	子どもの生活に関する実態調査
8月10日～ 9月15日	ニーズ調査

【2024 年度（令和6 年度）】

内 容	
5月28日	第1回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第2期福山市ネウボラ事業計画（（仮称）福山市こども計画）の策定について
6月1日～ 6月21日	こども・若者世代実態調査
6月27日～ 8月8日	こどもヒアリング
7月5日～ 7月12日	LINE アンケート
7月17日～ 7月31日	小中学生アンケート調査
7月30日	第2回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第2期福山市ネウボラ事業計画（（仮称）福山市こども計画）の骨子（案）について
11月26日	第4回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・第2期福山市ネウボラ事業計画（（仮称）福山市こども計画）（案）について
12月18日～ 1月17日	パブリックコメント
2月3日	第5回福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）（案）について

第2節 福山市社会福祉審議会条例

平成12年3月14日

条例第20号

改正 平成12年9月27日条例第59号

平成16年3月12日条例第19号

平成17年3月24日条例第2号

平成25年3月25日条例第13号

平成26年9月24日条例第92号

平成28年10月5日条例第45号

令和5年3月27日条例第7号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、福山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(一部改正〔平成12年条例59号〕)

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する機関が同項の規定により処理する事務及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含むものとする。この場合において、児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援法第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する機関とする。

(一部改正〔平成12年条例59号・25年13号・28年45号・令和5年7号〕)

(定数)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

(追加〔平成26年条例92号〕)

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(一部改正〔平成26年条例92号〕)

(委員長の職務の代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(一部改正〔平成26年条例92号〕)

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(一部改正〔平成26年条例92号〕)

(専門分科会の委員)

第7条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(一部改正〔平成26年条例92号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(一部改正〔平成17年条例2号・26年92号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 福山市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成9年条例第55号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月27日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は平成13年1月6日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第92号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月5日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第3節 福山市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市社会福祉審議会条例（平成12年条例第20号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に副委員長1名を置き、委員長が委員のうちから指名する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会を置く。
2 法第11条第1項（法第12条第2項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び前項に規定する専門分科会の所掌事務は、それぞれ次のとおりとする。なお、法第11条第1項の身体障害者福祉専門分科会は「障がい福祉専門分科会」と称するものとする。

名 称	所 掌 事 務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事
障がい福祉専門分科会	障がい者及び障がい児の福祉に関する事
老人福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関する事 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事

(専門分科会長)

第4条 各専門分科会に、専門分科会長を1名置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(専門分科会副会長)

第5条 各専門分科会に、専門分科会副会長を1名置き、専門分科会長が指名する。
2 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査部会)

第6条 障がい福祉専門分科会に、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項を調査審査する

ため、審査部会を置き、審査事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障がい者手帳交付に係る障がい程度の審査判定
 - (2) 身体障がい者手帳交付に係る医師の指定及び指定の取消し
 - (3) 指定自立支援医療機関（更生医療及び育成医療に限る。）の指定及び取消し
- 2 審査部会に部会長を1名置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 審査部会に副部会長を1名置き、部会長が指名する。
 - 4 副部会長は、会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（専門分科会及び審査部会の会議等）

- 第7条 専門分科会及び審査部会の会議については、条例第6条の規定を準用する。この場合、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「審査部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 2 専門分科会長及び審査部会長は、その専門分科会及び審査部会の事務を掌理する。
 - 3 審査部会長において、緊急に会議を招集する暇のないと認められる場合は、持ち回りにより審議することができる。
 - 4 専門分科会及び審査部会の議事その他運営に関し必要な事項は、それぞれ専門分科会長及び審査部会長が専門分科会又は審査部会に諮って定める。

（諮問事項の審議）

- 第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。
- 2 委員長は、諮問された事項について第3条に規定する専門分科会の所掌事務により各専門分科会に付議することができる。
 - 3 委員長は、第3条に規定する所掌事務以外の事項について専門分科会に付議する場合は、必要に応じ、付議しようとする専門分科会と協議を行うものとする。
 - 4 第2項の規定により専門分科会に付議された事項のうち、審議会があらかじめ定めるものについては、専門分科会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

（報告）

- 第9条 専門分科会長は、専門分科会の決定事項については、その結果を審議会に報告するものとする。

（書面会議の開催）

- 第10条 委員長は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に限り、書面により委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の表決を行い、審議会の議決を行うこと（以下「書面議決」という。）ができるものとする。
- (1) 感染症の拡大その他これに準ずる事情が発生し、委員等の招集が望ましくないこと。
 - (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。
 - (3) 会議を延期することが困難であること。

（書面議決の実施等）

- 第11条 委員長は、書面議決の実施に当たり、返信期日を指定し、議案書、書面表決書その他書面議決に必要な書類を委員等全員に送付するものとする。
- 2 返信期日において、委員等の過半数からの返信があったことをもって会議が開催されたものと

し、委員等は返信をもって会議に出席したものとする。

3 書面表決書は、表決を行った日付及び一議案ごとの賛成又は反対を明らかにするように実施し、委員等の署名又は押印がないものは無効とする。

4 委員長は書面会議後、議事録を調製し、委員等全員に報告するものとする。

（専門分科会の書面会議）

第 12 条 専門分科会の書面会議については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。この場合、第 10 条及び第 11 条中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と、それぞれ読み替えるものとする。

（会議の公開）

第 13 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

（１）福山市情報公開条例（平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号）第 6 条第 1 項各号に該当する情報を含む内容を議題とする場合

（２）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、民生委員審査専門分科会及び審査部会は、非公開とする。

（会議の傍聴）

第 14 条 前条の規定により公開とする会議については、傍聴を認めるものとする。

2 傍聴を認める定員は 10 名以内とし、その決定は先着順によるものとする。ただし、審議会が必要と認める場合はこの限りでない。

3 委員長は会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議の秩序維持に努めなければならない。

4 傍聴人が会議の秩序維持を乱すと認められる場合、委員長は傍聴を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（庶務）

第 15 条 審議会、専門分科会及び審査部会の庶務について、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| （１）審議会 | 保健福祉局福祉部福祉総務課 |
| （２）民生委員審査専門分科会 | 保健福祉局福祉部福祉総務課 |
| （３）障がい福祉専門分科会及び審査部会 | 保健福祉局福祉部障がい福祉課 |
| （４）老人福祉専門分科会 | 保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課 |
| （５）地域福祉専門分科会 | 保健福祉局福祉部福祉総務課 |
| （６）児童福祉専門分科会 | 保健福祉局ネウボラ推進部子ども企画課 |

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、1998 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、1999 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2000 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2006 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2008 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2011 年（平成 23 年）5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、2015 年（平成 27 年）5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2020 年（令和 2 年）6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2023 年（令和 5 年）6 月 1 日から施行する。

福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

2024 年（令和 6 年）12 月 1 日現在

50 音順・敬称略

区分	名前	所属団体	選出区分
○	足 利 義 信	福山市私立認可保育施設協会	社会福祉事業従事者
	岡 田 ゆかり	福山市私立幼稚園 PTA 連合会	学識経験者
	小 林 貞 子	福山市女性連絡協議会	学識経験者
	齋 藤 洋	福山市医師会	学識経験者
	佐 藤 裕 幸	福山市連合民生・児童委員協議会	学識経験者
	関 知 恵 子	福山市公立小学校長会	学識経験者
	土利川 佳 保	福山市保育施設保護者会連合会	学識経験者
	能 宗 正 洋	福山市議会	市議会議員
◎	野 口 啓 示	福山市立大学	学識経験者
	野 田 寿 雄	福山市 PTA 連合会	学識経験者
	橋 本 敬 治	連合広島東部地域協議会福山地区連絡会	学識経験者
	長谷川 貴 一	福山市障がい者総合支援協議会	学識経験者
	花 崎 義 照	福山市公立中学校長会	学識経験者
	藤 坂 真 治	福山市人権保育連絡会	学識経験者
	前 田 節 子	広島県公立高等学校長協会	学識経験者
	前 原 一 教	広島県東部こども家庭センター	学識経験者
	柳 澤 尚 志	福山市私立幼稚園協会	学識経験者
	吉 田 耕 平	福山市立大学	学識経験者

◎：専門分科会長 ○：専門分科会副会長

第4節 パブリックコメントの概要と結果

1 概要と結果

(1) 概要

ア 公表した案

第2期福山市ニューボラ事業計画（（仮称）福山市こども計画）（案）

イ 公表の場所

福山市ホームページ、子ども企画課、市政情報室、松永保健福祉課、北部保健福祉課、東部保健福祉課、神辺保健福祉課、沼隈支所保健福祉担当、新市支所保健福祉担当

ウ 意見の募集期間

2024年（令和6年）12月18日（水）から

2025年（令和7年）1月17日（金）まで31日間

(2) 結果

ア 提出数 62通（個人57、団体5）

（電子メール46、持参7、ファックス2、郵送7）

イ 意見の件数 449件

（ア）意見を計画に反映したもの 22件

（イ）市の考え方を説明するもの 159件

（ウ）今後の施策の参考とするもの 265件

（エ）その他又は不明 3件

※ 意見については、内容を要約しています。

※ 1通の意見に複数の内容が記載されている場合、それぞれの意見の内容ごとに要旨を整理しています。

第5節 成果指標の目標値設定の考え方

各基本方針に掲げた成果指標の目標値については、以下の考え方に基づき設定しています。

基本方針1 子育て家庭への取組

施策 No.	指標	目標値設定の考え方（参考としたものなど）
1-1	妊娠 11 週以内での妊娠届出率	・成育医療基本方針（国）の実績値 94.8%（2021 年度（令和 3 年度））を参考
1-1	妊婦歯科健康診査受診率	・現状及び過去の実績値を鑑み設定 ・2016 年度（平成 28 年度）～2021 年度（令和 3 年度）の伸び率 7.6 ポイントを 2021 年度（令和 3 年度）の実績値に加えたもの
1-1	こんにちは赤ちゃん訪問事業の生後 4 か月までの訪問率	・全戸訪問を目標として事業を実施
1-2	地域子育て支援拠点事業実施か所数	・毎年度 1 か所増加
1-3	保育所待機児童数	・待機児童数 0 を維持
1-4	1 歳 6 か月児健康診査受診率	・健やか親子 21（第 2 次）（国）の目標未受診率 3.0% 以下を参考
1-4	むし歯のない 3 歳児の割合	・現状及び過去の実績値を鑑み設定 ・2016 年度（平成 28 年度）～2022 年度（令和 4 年度）の伸び率 3.4 ポイントを 2022 年度（令和 4 年度）の実績値に加えたもの
1-4	麻疹風しん定期予防接種の接種率	・麻疹に関する特定感染症予防指針（国）の目標 95.0%以上を参考
1-4	朝食を毎日食べている人の割合	・第 4 次食育推進基本計画（国）の朝食を欠食することの割合目標 0%を参考
1-4	児童における肥満傾向児の割合（小 6）	・第 4 次広島県食育推進計画の目標 7%以下を参考
1-4	最近 1 か月の喫煙経験がある人の割合	・法律で禁止されていること ・健康日本 21（第 3 次）（国）
1-4	最近 1 か月の飲酒経験がある人の割合	・法律で禁止されていること ・健康日本 21（第 3 次）（国）
1-4	BMI18.5 未満の 20～30 歳代の女性の割合	・健康日本 21（第 3 次）（国）の目標 15%未満を参考
1-4	「食育」に関心がある人の割合	・第 4 次食育推進基本計画（国）の 2020 年度（令和 2 年度）の実績値と 2025 年度（令和 7 年度）の目標値との差 6.8 ポイントを参考
1-6	男性の育児休業取得率	・こども未来戦略（国）の目標 85%以上を参考
1-6	ふくやまワーク・ライフ・バランス認定企業数	・グリーンな企業プラットフォームなどを活用 ・毎年度 30 社程度増加を目標として事業を実施

基本方針2 こども・若者への取組

施策 No.	指標	目標値設定の考え方（参考としたものなど）
2-1	自己肯定感に係る質問に肯定的に回答した児童生徒の割合	・こども一人一人の個性や多様性を尊重し、自ら選択・決定、行動することを大切に授業づくりを継続的に実施していくため
2-1	コミュニティ・スクールの導入率	・地域とともにある学校づくりを進めるため、全市立小・中・高等学校へ導入
2-2	学校図書館を週1回以上利用している児童・生徒の割合	・学校図書館の環境を整備し、調べ学習や読書活動を通して思考力や創造力、表現力を育むため
2-4	登下校時の交通事故発生件数	・登下校時の交通事故をなくすことをめざし、福山市通学路交通安全プログラムに基づき通学路の安全確保を図っていくため
2-5	市内大学生の地元就職率	・2020年度（令和2年度）の目標30% ・その後、大学生の地元志向の高まりから年間0.5%上昇を目標として事業を実施

基本方針3 援助を必要とするこども・若者、子育て家庭への取組

施策 No.	指標	目標値設定の考え方（参考としたものなど）
3-1	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	・成育医療基本方針（国）の目標値（1歳6か月児：85.0%、3歳児：70.0%）よりも本市の現状値は高いため、直近4年の平均値を参考
3-2	ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業受講者の高校進学率	・貧困の連鎖を防止する観点から、受講者全員の高校進学を目標として事業を実施
3-3	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	・直近3年の平均値から上昇することを目標として事業を実施
3-3	生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率	・直近3年の平均値から上昇することを目標として事業を実施
3-3	住居確保給付金受給者の就職率	・直近3年の平均値から上昇することを目標として事業を実施
3-4	保育所等訪問支援事業所の設置数	・第7期福山市障がい福祉計画・第3期福山市障がい児福祉計画に定める目標値を目標として事業を実施
3-5	不登校出現率	・こどもが安心して学べる学校づくりや多様な学びの場の充実を図ることを目標として事業を実施

第6節 区域ごとの量の見込みと確保方策

1 教育・保育給付の見込量と確保方策

(1) 2号認定（認定こども園・保育所）

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
東部	1,608	1,584	1,560	1,536	1,512
中部	2,133	2,122	2,112	2,098	2,086
北部	920	901	881	863	843
神辺	818	815	811	807	804
西南・南部	906	883	859	837	815
西部	569	560	553	545	537
全市	6,954	6,865	6,776	6,686	6,597

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
東部	1,753	1,750	1,736	1,730	1,723
中部	2,110	2,219	2,198	2,179	2,179
北部	1,266	1,274	1,274	1,264	1,264
神辺	857	857	857	857	857
西南・南部	1,129	1,124	1,105	1,095	1,095
西部	605	605	605	605	605
全市	7,720	7,829	7,775	7,730	7,723

(2) 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業）【0～2歳】

① 0歳

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
東部	236	235	234	233	231
中部	342	343	342	343	345
北部	133	131	130	128	126
神辺	110	111	112	112	113
西南・南部	136	133	131	129	126
西部	85	85	84	84	83
全市	1,042	1,038	1,033	1,029	1,024

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
東部	308	308	301	301	300
特定教育・保育施設	277	277	270	270	269
地域型保育事業	31	31	31	31	31
中部	364	373	373	372	372
特定教育・保育施設	296	305	305	304	304
地域型保育事業	68	68	68	68	68
北部	180	182	182	179	179
特定教育・保育施設	177	179	179	176	176
地域型保育事業	3	3	3	3	3
神辺	112	115	115	115	115
特定教育・保育施設	107	110	110	110	110
地域型保育事業	5	5	5	5	5
西南・南部	167	166	166	166	166
特定教育・保育施設	167	166	166	166	166
地域型保育事業	0	0	0	0	0
西部	103	103	103	103	103
特定教育・保育施設	87	87	87	87	87
地域型保育事業	16	16	16	16	16
全市	1,234	1,247	1,240	1,236	1,235
特定教育・保育施設	1,111	1,124	1,117	1,113	1,112
地域型保育事業	123	123	123	123	123

② 1 歳

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	417	415	412	409	407
中部	625	627	628	630	632
北部	222	219	216	213	210
神辺	222	223	224	226	227
西南・南部	225	221	217	213	208
西部	155	154	154	152	151
全市	1,866	1,859	1,851	1,843	1,835

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	470	463	455	453	452
特定教育・保育施設	434	427	419	417	416
地域型保育事業	36	36	36	36	36
中部	617	637	635	635	635
特定教育・保育施設	545	565	563	563	563
地域型保育事業	72	72	72	72	72
北部	287	291	291	290	290
特定教育・保育施設	284	288	288	287	287
地域型保育事業	3	3	3	3	3
神辺	219	213	213	213	213
特定教育・保育施設	207	207	207	207	207
地域型保育事業	12	6	6	6	6
西南・南部	263	263	262	262	262
特定教育・保育施設	263	263	262	262	262
地域型保育事業	0	0	0	0	0
西部	178	178	178	178	178
特定教育・保育施設	156	156	156	156	156
地域型保育事業	22	22	22	22	22
全市	2,034	2,045	2,034	2,031	2,030
特定教育・保育施設	1,889	1,906	1,895	1,892	1,891
地域型保育事業	145	139	139	139	139

③ 2歳

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
東部	525	522	519	516	512
中部	714	718	720	721	724
北部	293	289	285	282	278
神辺	250	250	251	253	254
西南・南部	264	259	255	250	245
西部	192	191	190	188	188
全市	2,238	2,229	2,220	2,210	2,201

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
東部	544	542	537	535	534
特定教育・保育施設	503	501	496	494	493
地域型保育事業	41	41	41	41	41
中部	678	708	706	706	706
特定教育・保育施設	599	629	627	627	627
地域型保育事業	79	79	79	79	79
北部	329	335	335	334	334
特定教育・保育施設	326	332	332	331	331
地域型保育事業	3	3	3	3	3
神辺	257	257	251	251	251
特定教育・保育施設	241	241	241	241	241
地域型保育事業	16	16	10	10	10
西南・南部	307	307	307	307	307
特定教育・保育施設	307	307	307	307	307
地域型保育事業	0	0	0	0	0
西部	196	196	196	196	196
特定教育・保育施設	172	172	172	172	172
地域型保育事業	24	24	24	24	24
全市	2,311	2,345	2,332	2,329	2,328
特定教育・保育施設	2,148	2,182	2,175	2,172	2,171
地域型保育事業	163	163	157	157	157

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

■ 量の見込み及び確保方策 ■

【実施か所数計】

(単位：か所)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	2	2	2	2	2
中部	3	3	3	3	3
北部	2	2	2	2	2
神辺	2	2	2	2	2
西南・南部	2	2	2	2	2
西部	2	2	2	2	2
全市	13	13	13	13	13

(単位：か所)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	2	2	2	2	2
中部	3	3	3	3	3
北部	2	2	2	2	2
神辺	2	2	2	2	2
西南・南部	2	2	2	2	2
西部	2	2	2	2	2
全市	13	13	13	13	13

【基本型】

(単位：か所)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	1	1	1	1	1
中部	3	3	3	3	3
北部	1	1	1	1	1
神辺	1	1	1	1	1
西南・南部	1	1	1	1	1
西部	1	1	1	1	1
全市	8	8	8	8	8

(単位：か所)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	1	1	1	1	1
中部	3	3	3	3	3
北部	1	1	1	1	1
神辺	1	1	1	1	1
西南・南部	1	1	1	1	1
西部	1	1	1	1	1
全市	8	8	8	8	8

【こども家庭センター型】

(単位：か所)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	2	2	2	2	2
中部	3	3	3	3	3
北部	2	2	2	2	2
神辺	2	2	2	2	2
西南・南部	2	2	2	2	2
西部	2	2	2	2	2
全市	13	13	13	13	13

(単位：か所)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	2	2	2	2	2
中部	3	3	3	3	3
北部	2	2	2	2	2
神辺	2	2	2	2	2
西南・南部	2	2	2	2	2
西部	2	2	2	2	2
全市	13	13	13	13	13

(2) 地域子育て支援拠点事業

■ 量の見込み及び確保方策 ■

【利用量】

(単位：延人)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	17,957	17,803	17,646	17,488	17,332
中部	69,124	68,528	67,921	67,317	66,721
北部	9,952	9,866	9,779	9,692	9,605
神辺	9,640	9,558	9,473	9,390	9,306
西南・南部	17,157	17,009	16,857	16,709	16,559
西部	10,267	10,178	10,088	9,999	9,909
全市	134,097	132,942	131,764	130,595	129,432

【(参考) 提供可能量】

(単位：延人)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	30,100	30,100	30,100	34,400	34,400
中部	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
北部	25,800	30,100	30,100	30,100	30,100
神辺	17,200	17,200	21,500	21,500	21,500
西南・南部	25,800	25,800	25,800	25,800	30,100
西部	17,200	17,200	17,200	17,200	17,200
全市	159,100	163,400	167,700	172,000	176,300

【実施か所数 (か所)】

(単位：か所)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	7	7	7	8	8
中部	10	10	10	10	10
北部	6	7	7	7	7
神辺	4	4	5	5	5
西南・南部	6	6	6	6	7
西部	4	4	4	4	4
全市	37	38	39	40	41

(3) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

■ 量の見込み及び確保方策 ■

(単位：延人)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	5,253	5,207	5,161	5,115	5,070
中部	6,881	6,821	6,761	6,701	6,641
北部	2,738	2,715	2,691	2,667	2,643
神辺	466	462	458	454	450
西南・南部	1,399	1,387	1,375	1,363	1,351
西部	2,774	2,750	2,725	2,701	2,677
全市	19,511	19,342	19,171	19,001	18,832

(単位：延人)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
保育所等による一時 預かり	19,511	19,342	19,171	19,001	18,832
東部	5,253	5,207	5,161	5,115	5,070
中部	6,881	6,821	6,761	6,701	6,641
北部	2,738	2,715	2,691	2,667	2,643
神辺	466	462	458	454	450
西南・南部	1,399	1,387	1,375	1,363	1,351
西部	2,774	2,750	2,725	2,701	2,677
ファミリー・サポー ト・センター事業	1,049	1,040	1,031	1,021	1,012
トワイライトステイ 事業	1	1	1	1	1
合計	20,561	20,383	20,203	20,023	19,845

(4) 延長保育事業（時間外保育事業）

■ 量の見込み及び確保方策 ■

【利用量】

(単位：人)

量の見込み (推計値)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	2,390	2,369	2,348	2,327	2,306
中部	2,602	2,580	2,557	2,534	2,512
北部	1,453	1,440	1,427	1,415	1,402
神辺	987	979	970	961	953
西南・南部	1,344	1,332	1,320	1,309	1,297
西部	555	550	546	541	536
全市	9,331	9,250	9,168	9,087	9,006

(単位：人)

確保方策 (事業量の確保)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
東部	2,390	2,369	2,348	2,327	2,306
中部	2,602	2,580	2,557	2,534	2,512
北部	1,453	1,440	1,427	1,415	1,402
神辺	987	979	970	961	953
西南・南部	1,344	1,332	1,320	1,309	1,297
西部	555	550	546	541	536
全市	9,331	9,250	9,168	9,087	9,006

第7節 こども・若者、子育て家庭の意見等の計画への反映

ニーズ調査やこども未来づくり100人委員会で把握されたこども・若者、子育て家庭の主な意見等について、本計画の施策に反映させた取組は次のとおりです。

基本方針	主な意見等	主な意見等に対する取組	掲載ページ
基本方針【1】子育て家庭への取組			
	(1) 妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実		
	・「こどもの病気や発育・発達」、「食事や栄養」、「こどもの教育」など、悩みの多様化 ・子育てに関する情報発信の充実	・多様化する悩みに対応できる体制の整備（ネウボラセンターの設置） ・ネウボラ相談窓口「あのね」の運営 ・SNSを活用したプッシュ型の情報発信	62
	(2) 地域における子育て支援サービスの充実		
	・地域子育て支援拠点事業に対する利用ニーズが約3割 ・様々な世代が集える居場所づくり	・ふくやま子育て応援センター「キッズコム」や地域子育て支援拠点による、交流の場の提供や相談・援助、子育て講座の実施	63
	(3) 保育所その他の施設での保育サービスの充実		
	・共働きを希望する家庭が約8割 ・子育てををする中で有効と感じる支援・対策：「仕事と家庭生活の両立支援」、「保育サービスの充実」 ・子育て環境や支援への不満：「希望の保育所入所などの保育サービスの充実」	・保育人材の確保 ・保育サービスの充実（広域入所・延長保育・一時預かりなど） ・病児・病後児保育の充実	64
	(4) 乳幼児期・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実		
	・保護者の子育ての悩み：「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養」 ・嫌いなものを食べることがいやなこと	・乳幼児健康診査や予防接種の実施 ・食育の推進	65
	(5) 周産期・小児医療提供体制の充実		
	(6) 仕事と子育ての両立支援（共働き・共育での推進）		
	・子育てを主に行っているのは「主に母親」という家庭が約5割 ・現実のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由：「家事や子育てなどの時間的な負担が大きくなるため」 ・子育てををする中で有効と感じる支援・対策：「仕事と家庭生活の両立支援」 ・家族と一緒に過ごす時間が楽しく大切 ・働き方改革の推進	・グリーンな企業プラットフォームを活用した企業の働き方改革の促進 ・男性の育児休業取得の促進 ・子育て応援ウィークなどによる経営者と従業員の意識改革	67

基本方針	主な意見等	主な意見等に対する取組	掲載ページ
	(7) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		
	・現実のこどもの数が理想のこどもの数より少ない理由:「子育てや教育などの経済的な負担が大きくなるため」 ・保護者の子育ての悩み:「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と ・子育てをする中で有効と感じる支援・対策:「こども医療費の充実」 ・子育て環境や支援への不満:「医療費や保育料などの経済的な支援」	・第2子以降の保育料の無償化 ・こども医療費の助成 ・国に対する学校給食費の無償化の実現に向けた提言	68
	(8) 子育てにやさしい生活環境づくり		
	・物足りないと感じている場所:「近所の公園」、「悪天候でも利用できる屋内施設(体育館等)」、「ボール遊びなどができる広場(グラウンド)」 ・小中学生が希望する福山市の将来像:「買い物や遊ぶところがたくさんあるまち」 ・子育て環境や支援への不満:「屋内遊戯場や公園遊具などの遊び場」 ・様々な世代が集える居場所づくり	・子育て家庭が利用しやすい公園整備(使用ルールなどの検討) ・屋内の遊び場の整備	69
基本方針【2】こども・若者への取組			
	(1) 未来を切り拓く人材を育成する教育環境の整備		
	・子育てをする中で有効と感じる支援・対策:「こどもの教育環境の充実」 ・こども・若者の悩みごとや心配ごと:「勉強や進路」、「将来のこと」 ・こども主体の教育の推進	・授業改善と個に応じた支援 ・教科の専門性を高める教職員研修の充実 ・キャリアプランの形成支援 ・コミュニティ・スクールの導入と活動の推進	73
	(2) 多様な遊びや体験活動の推進		
	・小中学生が希望する福山市の将来像:「スポーツや遊びなど、いろいろな体験ができるまち」 ・公園の遊具で遊ぶことやスポーツをすることが好きなこと ・家の近くの公園や大きな公園が気に入っているところ ・こどもが楽しめる場を増やしてほしい ・多様な遊びができる公園を整備してほしい	・福山夢・未来開花プロジェクトなど多様な体験機会の充実 ・(仮称)子ども未来館の整備 ・子育て家庭が利用しやすい公園整備(使用ルールなどの検討)	74
	(3) こども・若者の居場所づくり		
	・小中学生が希望する福山市の将来像:「居場所(ほっとできる場所、安心して過ごせる場所)があるまち」 ・孤独であると感じるこども・若者が3割超 ・こども・若者が思う居場所:「落ち着いてくつろげる場所」、「周りに気をつかわなくていい場所」、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」、「友人や親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」 ・地域で関わる人が優しい・親切なことが好きなところ ・多様な居場所を確保してほしい	・地域団体が開設するこども食堂等の居場所づくりの支援 ・地域の各種施設等を柔軟に活用した多様なこども・若者の居場所の創出	75

基本方針	主な意見等	主な意見等に対する取組	掲載ページ
	(4) こども・若者の安心・安全な暮らしの確保		
	・小中学生が希望する福山市の将来像:「事件や事故、災害が少ない安全なまち」 ・道路の渋滞や事故が多いことがいやなところ	・地域安全マップの普及によるこどもの危険回避能力と地域住民の防犯意識の向上 ・福山市通学路交通安全プログラムによる危険箇所への対策	76
	(5) 若者の就労支援		
	・こども・若者の悩みごとや心配ごと:「将来のこと」、「就職のこと」、「仕事や職場のこと」	・地元企業との交流機会の充実 ・学生の地元定着に向けた奨学金返済支援 ・キャリアプランの形成支援	77
	(6) 結婚を希望する若者への支援		
	(7) こども・若者の権利を守る環境づくり		
	・小中学生が希望する福山市の将来像:「差別がなく、みんなが平等なまち」 ・こども自身が自分のこどもの権利が守られていると思うかについて、「わからない」と回答したこどもが約1割 ・こども主体の教育の推進	・「こども基本法」や「こどもまんなか社会」について地域住民への意識啓発 ・男女共同参画の啓発 ・こども・若者への意見聴取	79
基本方針【3】援助を必要とするこども・若者、子育て家庭への取組			
	(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化		
	(2) ひとり親家庭等への支援		
	・ひとり親家庭では、「学校の授業以外で勉強しない」こどもの割合が高い ・子育て環境や支援への不満:「ひとり親家庭等への支援」 ・ひとり親家庭で養育費を「受け取っていない」と回答した割合が約6割	・養育費の取り決めに向けた支援 ・ひとり親家庭等の中学生・高校生に対する学習支援	82
	(3) こどもの貧困対策		
	・貧困の課題を抱える世帯では、「学校の授業以外で勉強しない」こどもの割合が高い ・貧困の課題を抱える世帯ほど、身近に相談相手がない状況があり、支援制度を知らない人や手続についてわからない人がある	・こどもの健全育成支援 ・ネウボラ相談窓口「あのね」の運営 ・生活困窮者の自立に向けた相談支援	83
	(4) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援		
	・保護者の子育ての悩み:「病気や発育・発達に関すること」	・児童発達支援センターの機能強化 ・こども発達支援センターの運営	84
	(5) 悩みや不安を抱えるこども・若者、子育て家庭への支援		
	・貧困の課題を抱える世帯やひとり親世帯では、自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて「わからない」と回答した割合が高い ・こども・若者が公的相談機関に相談したことがない理由:「相談しても解決できないと思う」、「公的な相談機関が何をしているかわからない」 ・いじめがあることがいやなところ	・ヤングケアラーの啓発・サポート ・ひきこもり状態の人やその家族が孤立せず、必要な支援を受けられる環境づくり ・不登校児童・生徒の個々の状況に応じた相談・学習支援	85

第8節 こども未来づくり 100 人委員会の成果

こども未来づくり 100 人委員会では 16 のグループで子育てに関するそれぞれのテーマを協議してきました。各グループで議論した内容を、「こども未来づくりプラン」としてまとめました。

グループ①「寺子屋食堂」



様々な世代が自由に集える 食事・勉強・遊び・コミュニケーションなどの場を提供

- 寺子屋食堂にだれでも自由に集まり、食事・勉強・遊び・コミュニケーションを通して様々な世代と交流することで、地域のつながりの活性化をめざす
- 参加者とボランティアの境がなくなるのをめざす
- 次のサイクル（次代のボランティアを育成）をめざす
- 放課後から19時まで過ごせる場所をめざす

現状の問題・課題

- ・頼れる人が身近にいない
- ・地域とのつながりが減り、様々な世代との交流ができていない
- ・こども食堂は貧困家庭が利用するという誤ったイメージがある

参考事例・備考

食材調達→大型スーパー、農家、寺の協力
資金 →商工会議所の支援
社会福祉協議会や市への提言
場所 →展示場、商店街、コミュニティセンター、寺、廃校
情報 →小・中・高・大に情報を提供（ボランティアで参加要請）

各主体の役割・取組

市民

- ・サポーター登録を募る
- ・大学生やシルバー世代の協力
- ・農家の協力
- ・職場体験を通して中・高・大学生を育てる



企業

- ・資材、食材の提供
- ・大型スーパーの協力
- ・地域企業の集合体

子育て支援団体

- ・交流館の活用
- ・社会福祉協議会の協力
- ・ニューボラ推進課に補助金依頼
- ・地域企業の集合体

グループ②「世代を越えてつながる居場所」



既存の市民活動を周知することで新たな活動参加メンバーが増える流れをつくる

- まずは既存の活動をより多くの人に知ってもらうことで、新たな活動参加者が増えるように促し、世代を越えてつながる居場所の規模拡大をめざす

現状の問題・課題

- ・地域内の交流が減った
- ・市内の情報が分散している
- ・交流館が借りにくい
- ・開催場所の確保が難しい

参考事例・備考

- ・地元企業
- ・フードバンク福山（NPO法人）
- ・ほっこり食堂（場所の提供）

各主体の役割・取組

市民

- ・既存のボランティア活動に参加する
- ・物資の提供（食材など）
- ・企業への呼びかけ
- ・周囲の人への呼びかけ



企業

- ・ホームページ上で既存の活動情報の整理
- ・物資の提供（食材・衣類等）
- ・場所の提供
- ・地域活動の支援
- ・支援金、補助金、助成金の提供

子育て支援団体

- ・場所の提供
- ・団体同士での情報共有
- ・情報発信

グループ③「“やわらか頭とココロ”（創造的な思考力）を育てる コミュニティ・スクールをつくる」



学校・企業・地域が一体となった
福山版コミュニティ・スクールを！
コンセプトはこどもも大人も“楽に楽しく”

＞コミュニティ・スクールの知名度を高め、こどもが色々な経験や学びを通じて創造的な思考力を身につけるために、学校を中心として地域と企業の協働関係を築いていく福山版コミュニティ・スクールをつくる

現状の問題・課題

- ・学校と地域のつながり、地域の中でのつながりが薄くなっている
- ・こどもたちは、色々な経験や他者との関わりが少ない
- ・地域・組織の業務の重複、業務の負担感
- ・CSの認知度が低いし関心がない
- ・CSを導入すると、地域や学校に負担感が増えると思われる

参考事例・備考

重複した地域行事のスリム化

- ・学校参観日と地域文化祭の共同開催
 - ・地域運動会と学校運動会を合体させる
- 地域の課題にこどもたちが挑戦する
成功事例をまとめて提案する

各主体の役割・取組

市民

- ・地域が一体となって当事者としてCSに積極的に参加し、こどもたちの成長に関わる
- ・重複している業務・組織を整理するスリム化や効率化で、CSに関わる負担を軽減し、楽に関わる



企業

- ・こどもがリアルな体験ができるように、企業は資源・専門性等を提供する
- ・地域に企業を知ってもらう場とする

子育て支援団体

- ・子ども会育成会・居場所づくり・PTA・放課後等サービスの役割の再構築
- ・まちサポとの連携

※形骸化させない！共通認識を持つ！

グループ④「こどもだけで安心して出かけられる場所づくり」



学区内に児童館を
～こどもが安心して遊べる場所づくり～

- ＞こどもが学童保育に行かなくても自由に出入りできる遊び場
- ＞市内に室内遊び場はあるが、こどもが自分で行けるような距離ではない
- ＞遊び、宿題、工作などこどもの成長に必要なことを自由にできる場所

現状の問題・課題

- ・場所がない
- ・交流館は各学区にあるので活用したい（現状はサークルなどを作らなければ利用できない）
- ・見守りの人が必要

参考事例・備考

- ・小学校の図書館開放
- ・交流館、町内会館は個人利用できない

各主体の役割・取組

市民

- ・見守り支援をする
- ・市へ詳しい要望を出す（気軽に意見を言えない）



企業

- ・場所提供、資金提供
- ・ネーミングライツ
- ・地域の企業の特徴を活かす児童館づくり

子育て支援団体

- ・見守り支援
- ・場所提供

グループ⑤「子育てに特化したコミュニティナース的活動」



「つながり」「集め」「発信」し、「つなげていく」
～地域のコミュニティのハブを福山に根付かせる仕組み～

- 情報の集約・発信
- 地域とつながり、つなげる
- 人とつながる、つなげる
- より楽しく、おもしろく、安心して子育てできる環境をつくる

現状の問題・課題

- ・地域では顔が見える関係が薄れ、こどもたちが安心して過ごせる環境が減っている
- ・地域には素晴らしい活動やコミュニティがあるが横のつながりが弱く、つなぐ「ハブ」となる存在がない

参考事例・備考

- ・特定非営利活動法人親子ネットワーク がじゅまるの家（鹿児島県徳之島町）
こどもの居場所「コランネ」（こども第3の居場所）

各主体の役割・取組

市民

- 【役割】
コミュニティナースと連携を図り、地域の子育てを盛り上げる
- 【取組】
認定制度を利用して、自身もコミュニティナースとして活動



企業

- 【役割】
スポンサーとして活動を支援
- 【取組】
従業員のコミュニティナースとしての能力を評価して報酬に反映する

子育て支援団体

- 【役割】
子育て世代のインフラとしての役割を引き続き担ってほしい
- 【取組】
情報の連携や発信をコミュニティナースに対しても行う（情報連絡会）

グループ⑥「子育て世代のための託児付きおしゃべりランチ会開催」



子育て世代が気軽に集える
「あのねカフェ（仮）」を開催

- 子育て世代が気軽に集うことができる「あのねカフェ（仮）」の中で子育て世代が抱える課題を抽出し、行政に届ける仕組みをつくる

現状の問題・課題

- ・子育て世代が気軽に集まって話せる場所がない
- ・各機関の取組や意見を取りまとめたり、行政に届ける仕組みがない

参考事例・備考

行政も広報を行う（「あのねカフェ（仮）事業」という記載があれば、公共施設にチラシを設置可能にしてほしい）

各主体の役割・取組

市民

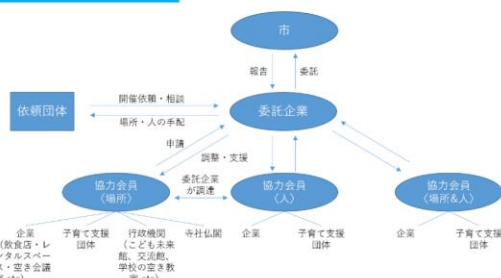
- ・イベント情報を収集し、積極的に参加する
- ・アンケートに協力することで感想や要望を積極的に伝える（アンケート収集はデジタルで行う）
- ・場所や人を提供できる場合は協力会員として登録する
- ・依頼団体として、「あのねカフェ（仮）」を開催する

企業

- ＜委託企業＞
- ・「あのねカフェ（仮）」の企画運営
- ＜協力会員＞
- ・場所の提供
 - ・人（見守りボランティア）の提供
 - ・広報

子育て支援団体

- ・場所の提供
- ・人（見守りボランティア）の提供
- ・広報



グループ⑧「家事支援・病児保育・週4日勤務の推進」



幸せな子育てのために必要な取組

- 子育て世代の負担軽減
- 親と子が一緒に過ごせる時間の充実

現状の問題・課題

- ・ワークライフバランスがとれない
- ・病児保育は施設が少なく利用しにくい
- ・こどもとの時間がとれない

参考事例・備考

- ・ワークシェアリング
- ・東京・大阪・名古屋 家事支援施策
- ・ユニセフ子ども幸福度調査

各主体の役割・取組

市民

- ・啓発活動
- ・情報発信（口コミ）



企業

- ・就業体制の見直し希望制で週4日勤務を導入
- ・福山市による子育て支援認定（行政）
- ・企業内託児所

子育て支援団体

- ・病児保育をするための場所を提供（NPO・市）

グループ⑨「夜間利用できる総合福祉施設（15：00～8：00）」



総合福祉施設

- 昼・夜間問わず対応可能な子育て支援施設の機能拡充をめざす

現状の問題・課題

- ・日中以外のサポートが少ない
- ・時間・曜日などにとらわれないサポート体制がない
- ・相談する・行く等の方法を考えることができない人もいる
- ・児童館がない
- ・交流館やコミュニティセンターにキッズスペースがあっても不衛生で使用しづらい

参考事例・備考

- ・オープンチャットの活用
- ・メタバース
- ・市の電子掲示板活用
- ・イベント実施

各主体の役割・取組

市民

- ・子育て支援に関する情報の取得
- ・施設の積極的な活用
- ・情報の発信



企業

- ・協賛を募る
- ・施設の積極的な活用（従業員へ施設を利用するように周知する）

子育て支援団体

- ・既存施設を活用
- ・ネウボラセンターの機能強化
- ・小・中学校が施設見学

グループ⑩「公共施設（廃校や既存施設）を利用して集える場所をつくる」



公共施設（廃校や既存施設）を活用し 気軽に集える場所をつくる

➤ 全ての世代の人が気軽に集える場所がないため、交流館や廃校を活用し、市内各地に集える場所をつくる

現状の問題・課題

- 全ての世代の人が集える場所がない
- 情報発信の活用ができていない
- 場所、予算、人材の不足

参考事例・備考

明石市

天文科学館などの体験型施設が充実しており、家族で集いやすい場所が多い

各主体の役割・取組

市民

- 学生への協力依頼（高校生・大学生）



SNSの利用などで呼びかけ

企業

- 企業の広告イベントなどで場所と簡易遊具を提供してもらい市民と企業の橋渡しをする
- 体験型施設や移動式プレイルームなど親子で集まりやすくするためのイベント協力

子育て支援団体

- NPO法人の育成



グループ⑪「“子”育て環境の充実」



企業の外部評価制度の導入と 子育て支援ポータルサイトの構築

➤ 仕事と子育てを両立するために、市全体で子育てをしていく仕組みが必要で、子育て支援情報のワンストップポータルサイトと行政による企業の外部評価制度導入をめざす

現状の問題・課題

- 企業が子育てを推進するための仕組み作りが不足している
- 既存制度のわかりづらさ、広報不足

参考事例・備考

- 子育て情報がわかりやすい他市事例
明石市、流山市
- ポータルサイトの機能
 - 保育園の入所状況確認
 - 給付金や入所等の申込（電子申請）
 - 予防接種情報等の通知

各主体の役割・取組

自治体

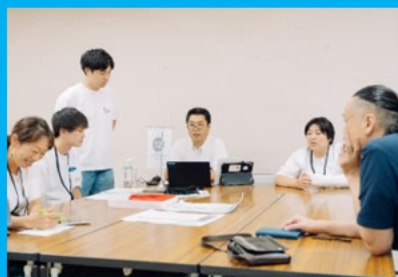
- 企業に対する外部評価団体をつくる
- 理想の環境をめざせるように、多角的な評価基準を準備する（ex:男性育休、時短勤務、職場内出生率）
- 必要な情報にアクセスしやすく、電子申請もできるポータルサイトの作成（ex:子育て支援部署の中に子育て情報特化の広報部門をつくる）

企業

- 外部評価の結果に基づく働き方改革
- 企業の子育て推進の取組が浸透することで、職場の仲間からの理解を深めてもらうことをめざす



グループ⑫「誰でも隔てなく来れるこどもの居場所をつくる」



こどもの孤立を防ぐ居場所づくり

- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスは利用制限があり、こどもの居場所が不足しているため、こどもたちが自由に集える居場所をつくる

現状の問題・課題

- ・幼児期を過ぎたこどもが自由に過ごせる場所がない
- ・放課後児童クラブや放課後等デイサービスは利用できる人が限定される
- ・こどもが自由に自分の気持ちを話せる（こどもの権利が大切にされる）場がない
- ・こどもの心の避難場所・ヘルプを出せる場が必要

参考事例・備考

- ・居場所の候補…交流館や放課後児童クラブ
- ・期間・場所を限定したモデルから始め、5年後は各学区へ拡大
- ・こどもが1人でも行けるように
- ・できれば夜遅くでも行けるといい
- ・ネウボウの方が居場所を巡回することで心配な子を早くキャッチできる
- ・学習機会もつくれたら不登校支援にもつながる

各主体の役割・取組

市民

- ・若者に対する理解を深め、行政に思いを届ける
- ↑
- 各ボランティアの情報を活用できるよう手配をお願いする。（キラキラ、親プロ、ファミサポ、スクールサポートボランティア等）
- 縦割りをなくしてみんなで一緒に居場所づくりを！

地域の高齢者にも参画してもらう。

企業

- ・スタッフを派遣
- ・資金や運営費をサポートする
- ↑
- 企業版ふるさと納税つくる等場の提供もする

子育て支援団体

- ・居場所として活用可能な場所を調査する
- ・大学生とも協働して居場所運営する（単位にできるという）
- 教員志望者にもいい学びになるのでは



グループ⑬「出産前に知っておくべき知識や経験を得る場を提供」



子育てが楽しく、豊かな経験であると思えるような場づくり（オンラインを含む）

- 子育てが大変という悪いイメージを払拭するため、出産前に必要な知識や経験を得るイベントや場・情報を発信する

現状の問題・課題

- ・子育てが大変というイメージがある
- ・子育てが楽しいという実感がない

参考事例・備考

- ・徳島県神山町 鮎喰川コモン まちのリビングを参考にしている
- ・市民・行政・企業・子育て支援団体 4つの組織を連携させるコーディネーターが必要（市議など市民による選出）
- ・iti SETOUCHIの活用（2階のデッドスペースなど）

各主体の役割・取組

①市民

- ・既存の活動や場所をどう活用するか考える
- ・意見を収集するボックスを支所・交流広場に設置
- ・コーディネーターの選出

②企業

- ・場の管理（オンラインを含む）
- ・情報の収集・振り分け・発信

③行政

- 【コーディネーター】
- ・①②③④を連携させるための要
- ・全てのコンプライアンスの整備と保守をする専門家との連携

④子育て支援団体

- ・福山市オリジナル認定ファシリテーターを育成する
- ・場をファシリテートする（オンラインも含む）
- ・認定は年齢等で制限しない（例：小学生でも本人が望めば、保護者等大人のサポートがあれば参画できる）

〈将来〉自分のことを自分の言葉で表現できる福山市民になる



グループ⑭「権利等の教育の充実」



自分の権利を主張するために こどもたちへ権利教育を

➤ こどもたちが主体的に行動できるようにするため、コミュニティスクールを活用し、権利に関する知識を深めていく

現状の問題・課題

- 全ての市民が自分の権利を主張できるようにするため
- こどもたちが不満や悩みがあっても伝え方が分からない・解決法がわからない・相談（アドバイス）できる場があまりなく利用しにくい
- こどもたちと保護者以外の大人の接点が減り、大人がこどもの社会をあまり知らない

参考事例・備考

- 「学校へ行こう週間」
- ふくやま地域若者サポートステーション
- ファミリーデー
- ライフサポート休暇

各主体の役割・取組

市民

- コミュニティスクールで議論する
- 「学校へ行こう週間」等で積極的に学校に行ってみる（こどもの環境を知る）



企業

- こどもの権利に関する研修を行う
- 参観日休暇を創設
- 企業参観日の実施

子育て支援団体

- 福山市LINEに法律や権利に関する情報を提供する機能を追加
- スクールカウンセラーの機能充実、相談窓口の設置
- サポステの学校版をつくる

グループ⑮「子育て定期便」



地域で見守る 子育て用品配布と相談支援

➤ 子育て世帯の経済的・精神的支援をするため、子育て用品を配布する際に相談支援もあわせて行う

現状の問題・課題

- 物価高騰による経済的負担の増加
- 子育て中は孤立しやすい
- 子育てに関する情報が不足しやすい

参考事例・備考

- 品川区：見守りおむつ定期便
- 神戸市：こべっこウェルカム定期便
- 明石市：おむつ定期便
- 尾道市：ぽかぽか おむつ定期便

各主体の役割・取組

市民

- 子育て世帯のニーズをヒアリングする



企業

- 物資や機会を提供する
- 物を受け取る仕組みづくり

子育て支援団体

- 子育て支援情報を集めて発信する

グループ①⑥「福山ローカル特化SNSをつくる」



毎週ワクワク！ 福山のこどもと楽しめるおでかけ情報を発信する！

➢ 「どこを見たらいいかわからない」「今日どこ行こう」「発信したいけど方法がわからない」…こどもと楽しめるおでかけ情報を求めているパパ・ママと、イベント情報を発信したい企業・団体、全福山市民のニーズをキャッチする情報発信サービスの立ち上げをめざす

現状の問題・課題

- ・イベント情報がわかりづらい、探しづらい
- ・市が発信する情報には制限がある
- ・地域とのつながりが減ってきて、情報が不足しがち
- ・イベント開催する人の情報発信場所がない

参考事例・備考

- ・自治体サイト
(神戸市：こどもっとこべ園)
- ・情報サイト
(Hug Mug：ライフスタイルマガジン)
→デザインがかわいい

【今後】HPかSNSかアプリか・・・
サービスの具体策は決まっています

各主体の役割・取組

市民

- ・0～10歳の保護者、保育・学校関係者にヒアリングを実施
- ・一緒に運営・投稿・情報提供してくれる人を募る
- ・イベント開催している人にヒアリング

「こんな情報知りたい」
「情報発信したい」
リアルタイムで発信・収集したい！

みんなでやろう

パパ・ママと市をつなぐ
市のサイトを連携

企業

- ・専門知識をもとにどんなサービスにするか一緒に考える
- ・出資

子育て支援団体

- ・ヒアリング実施
- ・子育て支援情報を整理
- ・一緒に投稿・情報提供してくれる人を募る



グループ①⑦「ママパパが息抜きできる場所の創出のためにつながりをつくる」



保護者が息抜きできる居場所づくり

➢ 子育ては孤独になりやすいため、気軽に交流ができるような保護者が息抜きできる居場所をつくる

現状の問題・課題

- ・地域のつながりが希薄
- ・こどもに関して共通の話題で話せる場所がない

参考事例・備考

- ・コミュニティスクールの活動のひとつに保護者が関わりたい→保護者にとっても居場所になる
- ・「誰でも食堂」としての位置づけ
- ・保護者がこども食堂などに関わる現場の声を届ける⇒活動の質を高める
- ・色々な大人が関わることで地域全体で子育てができる

各主体の役割・取組

市民

- ・子育て支援情報をSNSを活用して発信
- ・地域内で「保護者」的な役割を求める
- ・回覧板とかでお年寄りの力を借りたい！アピールしていく
- ・若者の力（学生や地域の若者）のボランティアを募る

企業

- ・企業内に子育てなどの相談できるスペースを設ける
- ・地域とつながる窓口になってくれるような担当者を考える・作ってもらう

子育て支援団体

- ・こども食堂の活動範囲を広げる（保護者の居場所づくりも目的に）※こども食堂の負担が増える課題がある
- ・こども食堂→こども&大人食堂
- ・こどもを通じて大人もつながることができる活動をしている団体とつながり、協力する



福山市こども未来づくり宣言は、こども未来づくり 100 人委員会の議論内容をまとめたもので、市民・企業・子育て支援団体等に幅広く伝え、浸透させることで社会全体の行動変容につなげることを目的としています。



福山市こども未来づくり宣言

こども未来づくり100人委員会は、福山市を子育てしやすい・したいと思えるまちにするために、同じ志を持った161人が集結しました。

福山市と、市民・企業・子育て支援団体が協力してアクションを起こし、誰もがいきいきと自分らしく活躍しながら、地域一体となって子どもたちを育て、子どもや若者を尊重する社会をめざすために議論を重ねました。

議論を進めていく中で、「様々な世代が集える居場所づくり」・「働き方改革の推進」・「子育てに関する情報発信の充実」・「こども主体の教育の推進」の4つの重点的な取組にまとめました。これらに基づき、それぞれの立場で取り組む方向性をここに記し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて実行していきます。

また、福山市は、これらを市の計画や施策に反映し、取り組んでいきます。

市民

- 助け合いの心を持ち、相談や交流の場に積極的に参加します。
- 共育を実践し、地域活動に積極的に参加します。
- 活動や取組の内容について、情報を発信します。
- こどもや若者の意見を聞き、権利を尊重します。

企業

- 市民や子育て支援団体が行う取組に参画し、応援します。
- 柔軟な働き方を促進し、社員の子育てや地域活動に協力します。
- 子育てに関する情報を、企業の内外に発信します。
- こどもを中心とした、経験や学びの場を設ける活動に協力します。

子育て支援団体

- 既存の施設や取組も活用し、親子や地域の方が集える居場所づくりに協力します。
- 働く人たちが仕事と育児を両立しやすい環境を整えます。
- 子育てしている方同士の交流や、情報交換をする機会を提供します。
- こどもの創造性や自主性を育む活動や教育に取り組めます。

第9節 用語解説

用語	解説	掲載 ページ
【あ行】		
医療的ケア児	日常生活を行う上で、医療的ケア（たん吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、医師の指示に基づく医療的介助）が介助者の支援により提供されている児童。	P60 P64 P84
【か行】		
（仮称）子ども未来館	次代を担うこどもたちが最新の科学技術等に触れ、体験を通して楽しく学ぶことができる施設。	P73 P74
（仮称）ふくやま未来大賞	本市にゆかりのある若者が行う革新的・先取的な取組を表彰する。	P73
寄付講座	大学や研究機関における教育・研究形態の1つで、民間企業や行政組織などの外部組織から教育・研究振興のために寄付された資金や人材を活用し、教育・研究を行う活動。	P66
義務教育学校	小学校課程から中学校課程まで、義務教育9年間を一貫して行う学校で、9年間の教育目標を設定し、系統性・体系的に配慮した教育課程を編成する学校。	P3 P4 P22 P39
キラキラサポーター（子育て支援ボランティア人材）	福山市が主催する「子育て支援ボランティア養成講座」を修了した人で、市の保健師と連携して、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」等を行っている。	P63 P106
グリーンな企業プラットフォーム	環境への配慮や女性・障がい者・高齢者等の雇用促進、働きやすい職場環境の整備など、企業の取組を発信するとともに、交流や共同研究などを促進する。	P67 P77
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数の指標。	P1 P8 P16 P71
子育て応援ウィーク	働き方改革と従業員の意識改革の両輪で、子育てに対する夫婦などパートナー間の理解を深めるとともに、官民連携で育児期の柔軟な働き方を推進し、共働き共育での機運醸成につなげることを目的に、市内各地で親子で参加できるイベントを実施する。	P67

用語	解説	掲載 ページ
【か行】		
子供の貧困対策に関する大綱	子供の貧困対策の推進に関する法律に基づき、こどもの貧困対策に関する基本的な方針等を明記したもの。なお、「こども大綱」(2023 年(令和 5 年) 12 月閣議決定)の策定に伴い、廃止された。	P14
子供・若者育成支援推進大綱	子ども・若者育成支援推進法に基づき、こども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を明記したもの。なお、「こども大綱」の策定に伴い、廃止された。	P14
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	学校運営協議会を設置した学校をいい、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」をめざす仕組み。学校運営協議会は地域住民や保護者などから構成される。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。	P73 P80
【さ行】		
児童虐待	保護者がその監護する児童(18 歳に満たない者)について行う次に掲げる行為。 ・身体的虐待(殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など) ・性的虐待(こどもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にする など) ・ネグレクト(家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れて行かない など) ・心理的虐待(言葉による脅し、無視、きょうだいの間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう など)	P12 P14 P26 P57 P60 P81 P87 P112
障がい者基幹相談支援センター	障がいがある人やその家族等への社会生活、福祉サービスの利用、発達障がいなどに関する総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業所の連携・指導・助言を行う地域の相談支援の拠点。	P27
少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針。なお、「こども大綱」の策定に伴い、廃止された。	P14
ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。	P81

用語	解説	掲載 ページ
----	----	-----------

【た行】

待機児童	保育の必要性の認定があり、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申し込みがされているが、4月1日時点で利用できていない状態の児童。（特定の保育所等を希望し、待機している場合等を除く。）	P70 P91
第三次福山市教育振興基本計画	2022年（令和4年）3月に2026年度（令和8年度）を目標として策定した、福山市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。	P2
トワイライトステイ事業	保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合や児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合などに、児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。	P36 P96 P117

【な行】

ネウボラ	フィンランドの子育て支援制度のことで、妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない支援が特徴。フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する。 本市では、市の子育て支援施策全般を総称し「福山ネウボラ」としている。	P1 P44 P58
ネウボラ相談窓口「あのね」	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口。母子健康手帳の交付や妊娠や出産、からだや心のこと、子育て、しつけ、教育・保育施設などの相談に専門の相談員が応じ、こどもの成長に合わせた各種事業について紹介している。	P33 P34 P44 P61 P62 P83 P92 P107
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れて行かないなどの行為。	P86

【は行】

働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などに取り組む。	P1 P54 P55 P60 P67
-------	---	--------------------------------

用語	解説	掲載 ページ
【は行】		
バリアフリー化	高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。	P90
びんご圏域ビジョン	備後圏域（広島県三原市、尾道市、福山市（連携中枢都市）、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町と岡山県笠岡市、井原市の7市2町で構成）が、各地域の独自性や個性を生かす中で、一体的に発展していくための成長戦略。	P2
ふくやま健康プラン 2024	2024 年（令和 6 年）3 月に 2029 年度（令和 11 年度）を目標として策定した、福山市の健康づくりと食育、フレイル予防、こころの健康づくり、自殺対策に関する施策を定めた計画。	P2
福山市子育て支援アプリ「あのね育ナビ」	妊娠・出産・子育てを支援するアプリ。電子版母子健康手帳の機能を持ち、予防接種や成長記録の管理ができる。また、市のホームページと連携し、妊娠・子育て期に応じたお知らせや、地域のイベント情報などが届く。	P44 P65
福山市産業振興アクションプラン	2022 年（令和 4 年）3 月に 2025 年度（令和 7 年度）を目標として策定した、経営基盤の強化と地域経済の好循環による産業の活性化をめざした実行計画。	P2
福山市障がい者プラン	2021 年（令和 3 年）3 月に 2026 年度（令和 8 年度）を目標として策定した、障がい者施策全般に関する基本的方向と本市の障がい福祉サービス等のあるべき姿と見込み、達成のための方策を定めた計画。	P2 P84
福山市地域福祉計画 2022	2022 年（令和 4 年）3 月に 2026 年度（令和 8 年度）を目標として策定した、地域にあった福祉を推進するために、地域で暮らす人の困りごとや福祉の問題について、地域全体で協働して取り組むための理念、目標及び方策を示す計画。	P2
福山みらい創造ビジョン	2021 年（令和 3 年）3 月に 2025 年度（令和 7 年度）を目標として策定した、まちづくりのビジョンを示した「福山市総合計画」と将来展望を示した「福山市総合戦略」を一本化したもの。	P2 P72

用語	解説	掲載 ページ
----	----	-----------

【は行】

福山夢・未来開花プロジェクト	福山や社会のためにやってみたいことを自分たちの手で実践する「未来づくりコース」と夢の実現のため、同じ夢をもつ仲間を集め活動する「夢の応援コース」で構成し、小学校5年生から高校生までを対象に、次代を担う若者が福山への愛着を深め、「実行する力」、「やり切る力」、「未来を創る力」を育成する事業。	P74
ふくやまワーク・ライフ・バランス認定企業	仕事と家庭の両立に向けて、子育て支援、男女共同参画の推進、働き方改革の推進などに積極的に取り組む事業者等。	P70
不登校児童・生徒	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。	P11 P22 P57 P73 P85
フリースクール	こどもが自分で通室日や時間、学習や活動の内容・方法等を決めて、安心して自分らしく過ごせる多様な学びの場。	P5

【や行】

ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。	P1 P49 P85 P88 P108
---------	---	---------------------------------

【ら行】

ライフプランニング教育	こども・若者が、各人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担等にとらわれずに、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うこと。	P56 P72
レスパイトケア	育児や介護などをする人が、一時的に休息をとれるようにする支援（サービス）。	P85



福山市保健福祉局ネウボラ推進部こども企画課

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号

TEL : 084-928-1296